

善通寺市

男女共同参画プラン

(プラン期間:2013～2020)



平成 25 年 3 月

男女共同参画・人権尊重社会の実現をめざして



人口減少と少子高齢化をはじめ、地方の自己責任が問われる本格的な地方分権時代の到来、グローバル化（世界的な展開）の進展、高度情報化の進展と地域間格差の拡大、地域活力の衰退など、社会経済情勢の激しい変化が起きています。

そうした背景の中、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる、男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

また、「基本的人権の尊重」を保障するため、関係諸制度の整備など、多様な取り組みが進められてきましたが、今日もなお同和問題のほか、子ども・女性・障がい者・高齢者・在住外国人、その他様々な人権問題が存在します。

こうしたなか、本市では、男女が平等に生活や活動ができる社会環境の整備に向けた様々な、取り組みを進めてきました。

本市においても、これまでの取り組みを継承しつつ、新しい課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、国の定める、「男女共同参画社会基本法」の「第3次男女共同参画基本計画」に基づく目標や施策を踏まえ、「善通寺市男女共同参画プラン」を策定することになりました。

その基本的な方針としては、男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることです。その目指すべきは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会の実現であります。

このプランに掲げました施策は、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、意識づくりや環境づくりを進めるとともに、すべての人の人権を尊重する市民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進することを目標としています。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議をいただきました市議会並びに善通寺市人権政策審議会をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

善通寺市長 平岡政典

目 次

第1章 プランの基本的な考え方	5
1 プラン策定の趣旨	6
2 男女共同参画の動向	6
3 プラン策定の背景	7
(1) 社会的背景	7
(2) 人々の意識(社会における女性の能力の活用)	11
(3) 男女間の暴力の状況	12
4 プランの基本理念	13
5 プランの基本目標	14
6 プランの位置づけ	15
7 プランの期間	15
第2章 基本目標と重点プラン	17
施策体系	18
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	19
重点プラン1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	19
重点プラン2 子どものころからの男女共同参画の理解の促進	23
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	25
重点プラン3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	25
重点プラン4 男女の仕事と生活の調和を実現できる環境づくり	28
重点プラン5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	34
重点プラン6 地域活動における男女共同参画の促進	36

基本目標 Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり ————— 39

重点プラン7 男女共同参画を阻害する暴力等への取り組み	39
重点プラン8 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援	45
重点プラン9 すべての人が安心して暮らせる条件の整備	48

第3章 プランの推進 ————— 51

1 プランの推進体制	52
2 目標とする指標	53
3 プランの施策実施状況の管理	58
4 関係機関との連携	58
5 市職員の意識啓発	58
6 市民の参加、協力、理解の促進	58
7 推進のための調査、情報の収集と提供	58

参考資料 ————— 59

◇ 関連指標(市民意識調査、事業所アンケート調査)	60
◇ 男女共同参画社会基本法	78
◇ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	83
◇ 香川県男女共同参画推進条例	92
◇ 善通寺市人権政策審議会委員名簿	97
◇ 用語解説	98





第1章
プランの基本的な
考え方



1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

少子高齢化社会を迎える我が国では、社会全体の活力を増し、人々が将来に向けての希望を持つことにつながるものであり、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、喫緊の課題となっています。

2 男女共同参画の動向

(1) 国の動き

わが国では、昭和21(1946)年日本国憲法が制定され、個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、男女平等が明記されました。

昭和50(1975)年、国際婦人年を契機として、婦人問題企画推進本部が設置され、昭和52(1977)年には、「国内行動計画」を策定し、女性の地位向上に関する総合的な取り組みが始まりました。

昭和60(1985)年には、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を求める「男女雇用機会均等法」が公布され、「女子差別撤廃条約」が批准されました。

昭和62(1987)年には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

平成6(1994)年には推進体制を強化するため、内閣に「男女共同参画推進本部」が設置され、平成8(1996)年に「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11(1999)年、「男女共同参画社会基本法」が制定・公布、平成12(2000)年には、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、平成17(2005)年、「第2次男女共同参画基本計画」を策定、平成22(2010)年には、「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、引き続き男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが進められています。

(2) 香川県の動き

国の内外の動きを受け、昭和56(1981)年に策定した「第二次香川県県民福祉総合計画」の中に「婦人対策の推進」を位置づけ、翌昭和57(1982)年、「香川県婦人行動計画」が策定、同年、香川県婦人対策推進本部が再発足されました。

昭和63(1988)年には、「香川女性のための新行動計画」が策定、続いて平成4(1992)年には「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」が策定、その後、平成9(1997)年には「男女共同参画社会へ向けての香川行動計画〔改定〕」が策定されました。

平成13(2001)年には、男女共同参画社会基本法と国の「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ「かがわ男女共同参画プラン」を策定、平成14(2002)年に「香川県男女共同参画推進条例」が制定されました。その後、平成18(2006)年に「かがわ男女共同参画プラン(後期計画)」を策定し、同計画の計画期間の終了に伴い、平成23(2011)年には、「第2次かがわ男女共同参画プラン」が策定され、男女共同参画社会の実現を図るため、県民、事業者、市町等の多様な主体との連携・協働により、男女共同参画の推進に関する施策を計画的に推進されています。

(3) 善通寺市の動き

善通寺市においては、平成4(1992)年、市民一人ひとりがお互いを理解し、人権意識の高揚に努め差別のない社会の実現を目指し、「人権尊重都市宣言」をしました。

平成22(2010)年には、各分野の人権課題の解決に向け、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を明らかにした「善通寺市人権教育・啓発の基本指針」を策定し、人権が尊重されるまちづくりを推進しています。

平成22(2010)年度に策定した「第5次善通寺市総合計画」(以下、「総合計画」という。)では「男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画することができるよう、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進める」ことを基本目標に掲げています。

3 プラン策定の背景

(1) 社会的背景

① 人口の減少と少子高齢化

本市の総人口は、平成元(1989)年をピークに減少し続けており、平成17(2005)年には35,495人となりました。

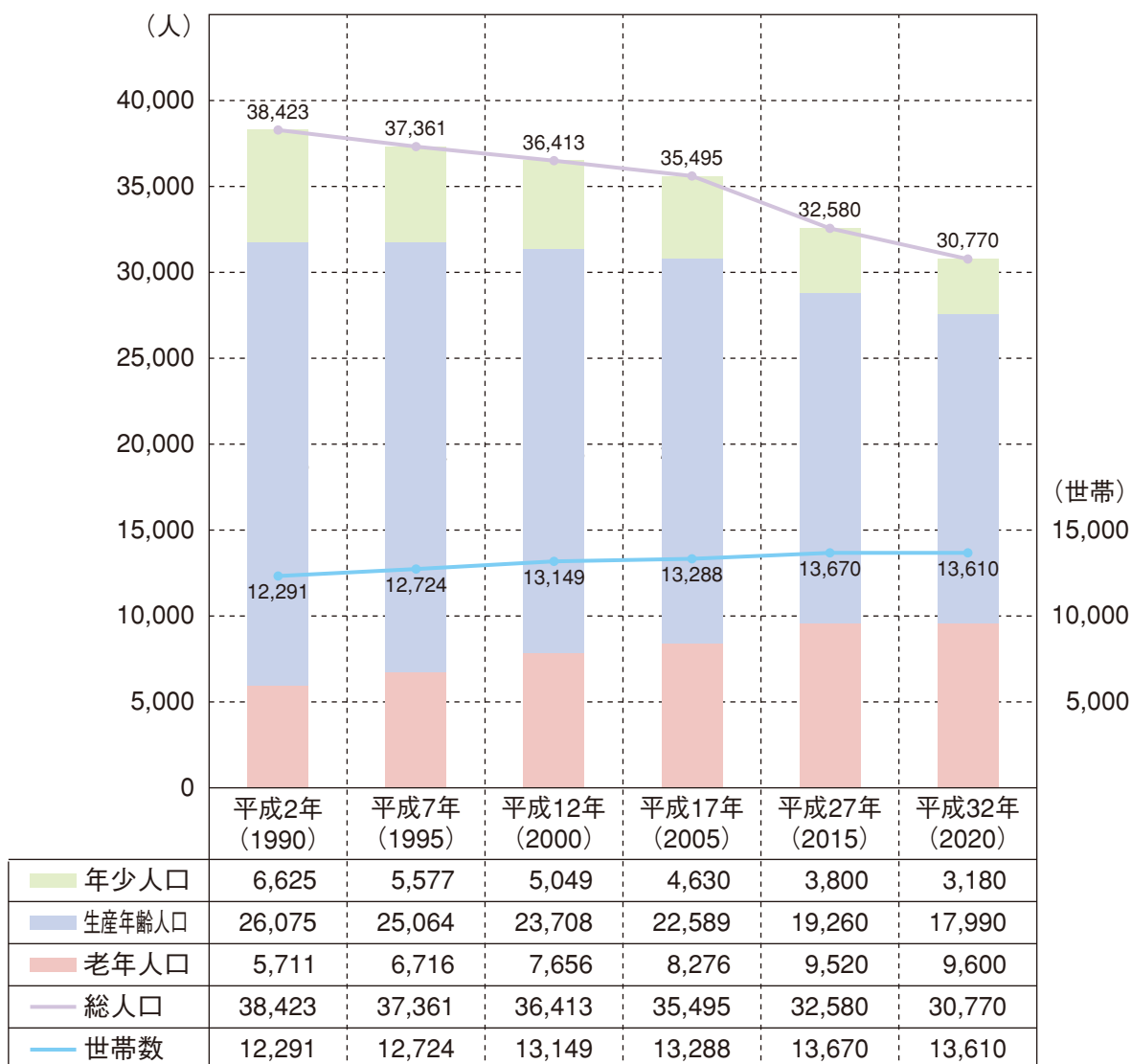
また、年齢三区分別人口割合の推移をみると、14歳以下の年少人口の割合が減少し、65歳以上の老年人口の割合が増加し、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

一方、世帯数は、一貫して増加を続けており、平成17(2005)年には13,288世帯となっています。

「総合計画」における平成32(2020)年までの人口推計によると、本市の人口は今後も減少傾向で推移し、平成32(2020)年には30,770人、13,610世帯になることが推計され、今後さらに、少子高齢化、核家族化の進展が見込まれています。



善通寺市の人口の推移及び将来人口・世帯の推計結果



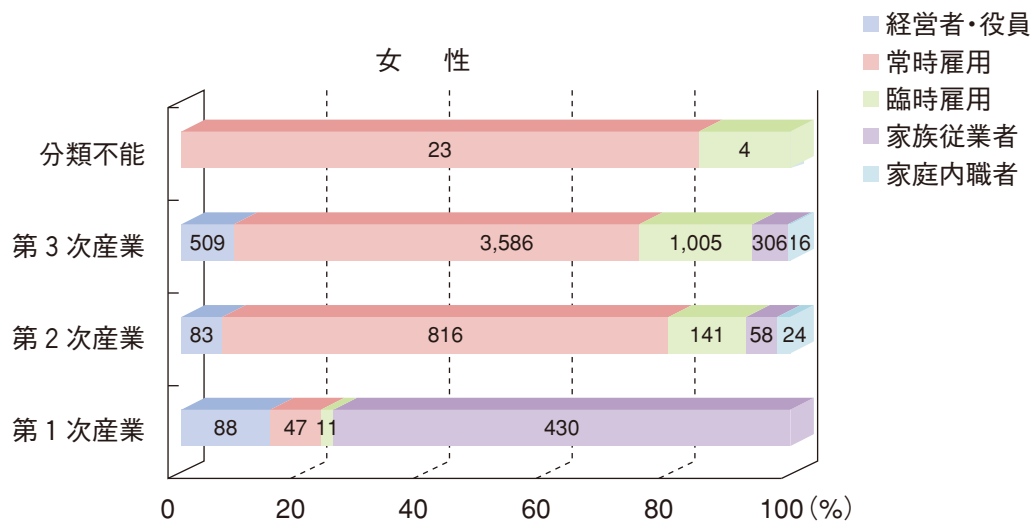
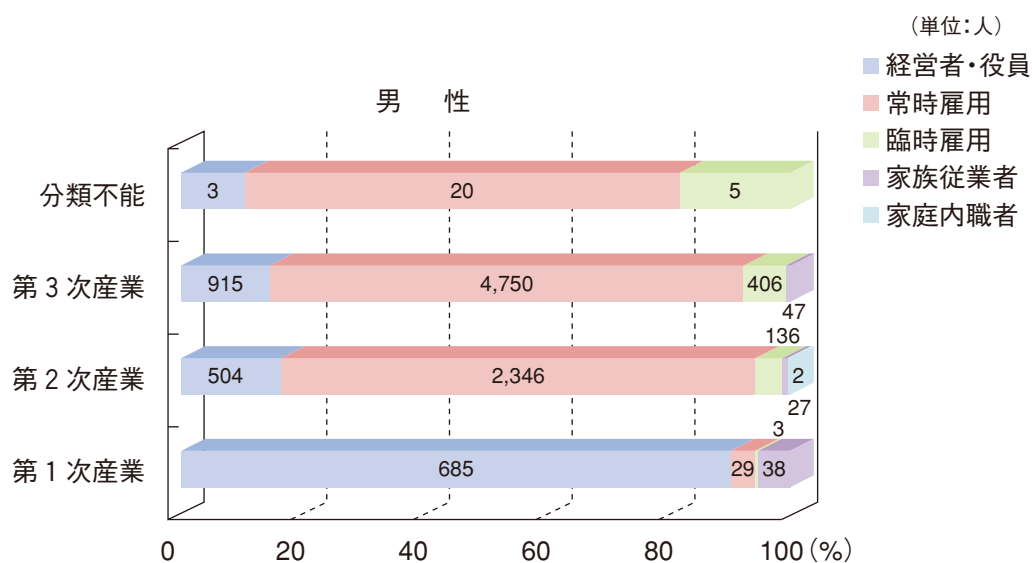
② 就業構造における現状

本市の就業人口総数は、平成2(1990)年から減少傾向にあります。産業別の構成比では、この間、第1次産業、第2次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向にあります。

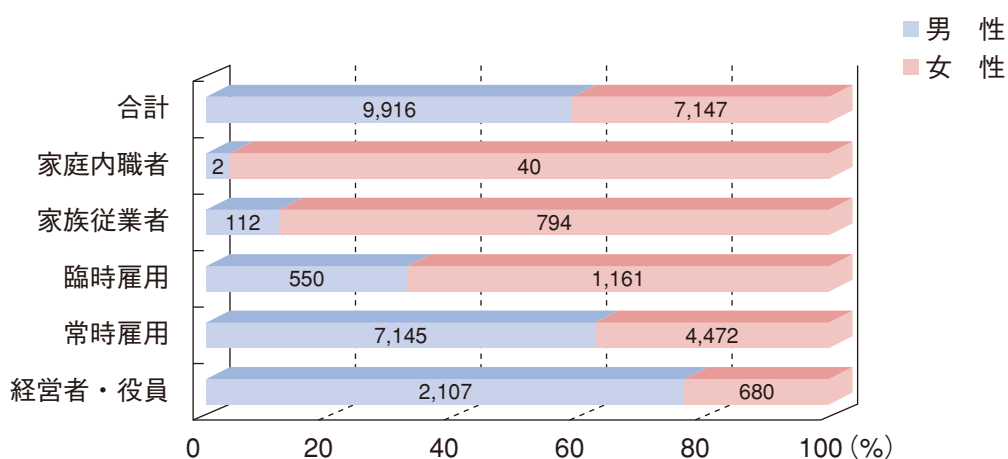
「総合計画」における平成32(2020)年までの就業構造の推計によると、今後さらに、第3次産業化の進展が見込まれています。

一方、平成17(2005)年に実施された国勢調査によると、女性の就業上の地位はすべての産業において、経営者・役員、常時雇用の割合が低く、臨時雇用、家族従業員の割合が高くなっており、特に、第1次産業、第2次産業において、女性が経営に参画できていない現状が明らかとなっています。

産業別従業上の地位



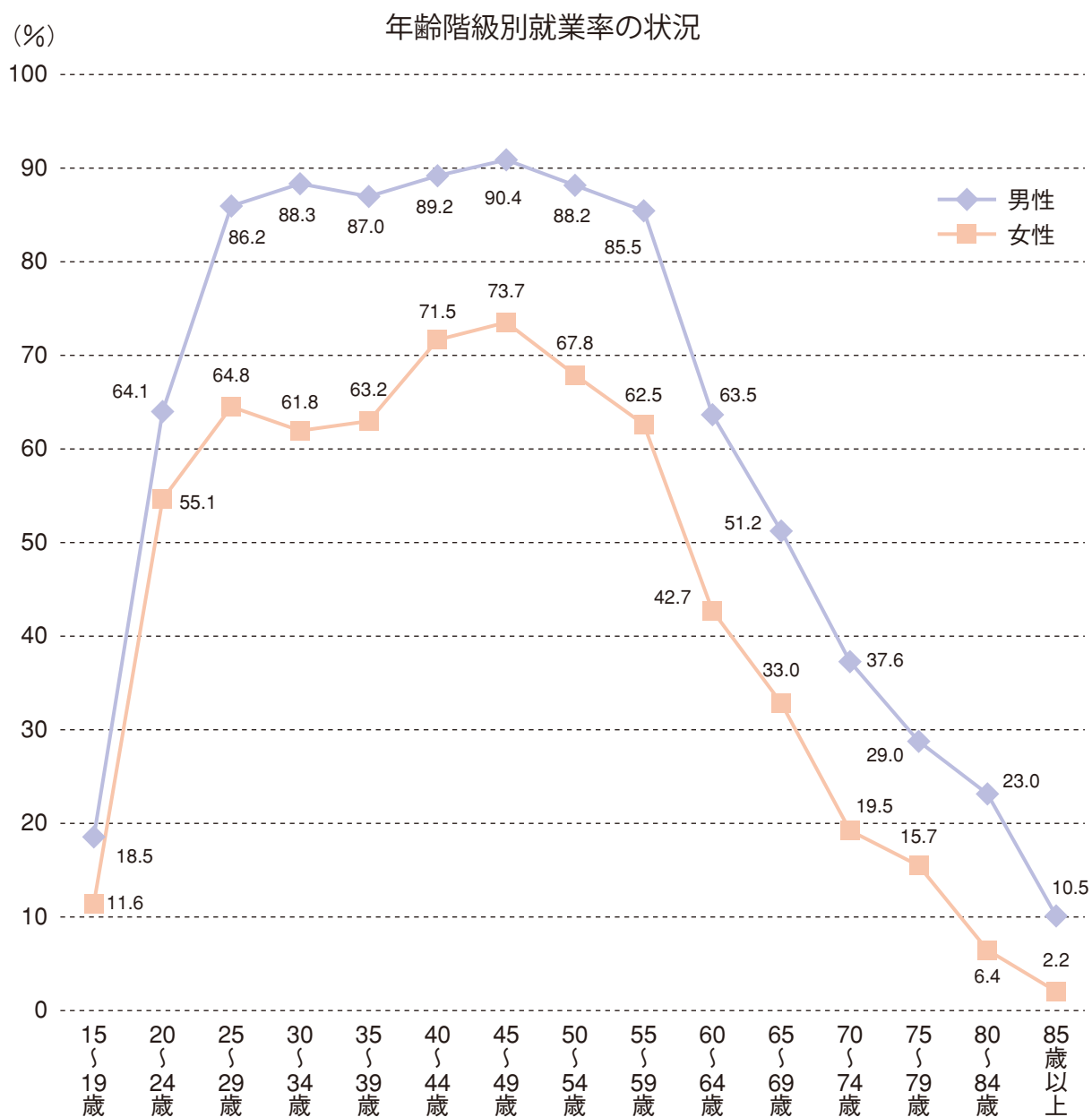
男女別15歳以上従業上の地位



資料:総務省統計局「平成17(2005)年国勢調査」

③ 女性の年齢階級別就業率の現状

男女別の就業率をみると、男性では、25歳から59歳までの年齢階層で8割を超えているのに対し、女性については、40代の約7割がピークであり、その前の年代の30歳代では、就業率が一時的に低くなるM字カーブを描いています。



(資料:総務省統計局「平成17(2005)年国勢調査」)

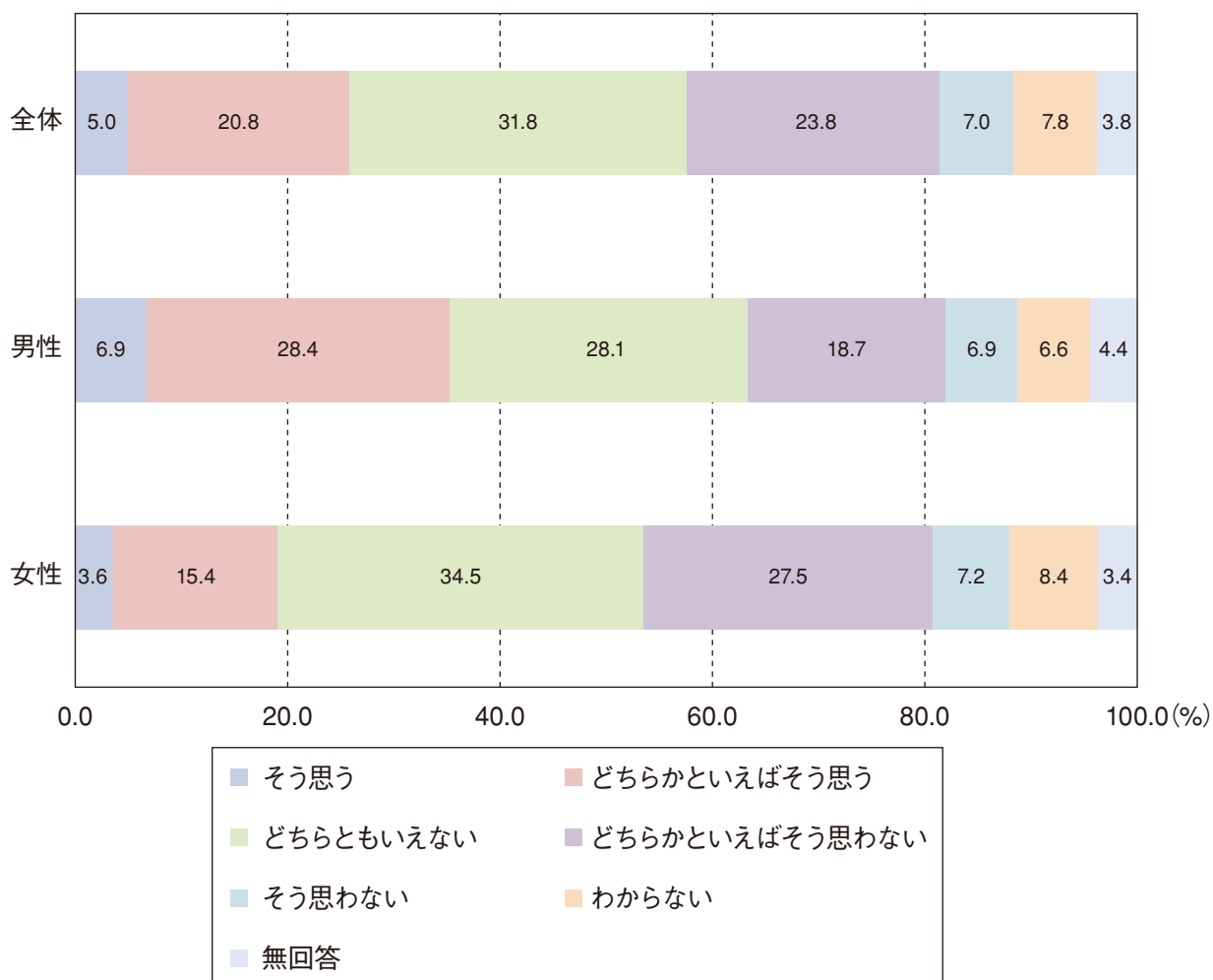
(2) 人々の意識（社会における女性の能力の活用）

平成23（2011）年度に実施した「善通寺市男女共同参画社会に関する意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）によると、社会において「女性の能力」は十分に活用されていないと思う否定意見（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合）が30.8%と、肯定意見（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合）の25.8%を5ポイント上回っています。

また、否定意見を性別でみると男性25.6%に対し、女性は34.7%と9.1ポイント高くなっており、男女の認識の差が明らかです。

さらに、女性においては、否定意見が34.7%であるのに対し、肯定意見は19.0%となっており、女性が社会において自身の能力を十分に活用できていないと感じています。

社会における女性の能力の活用

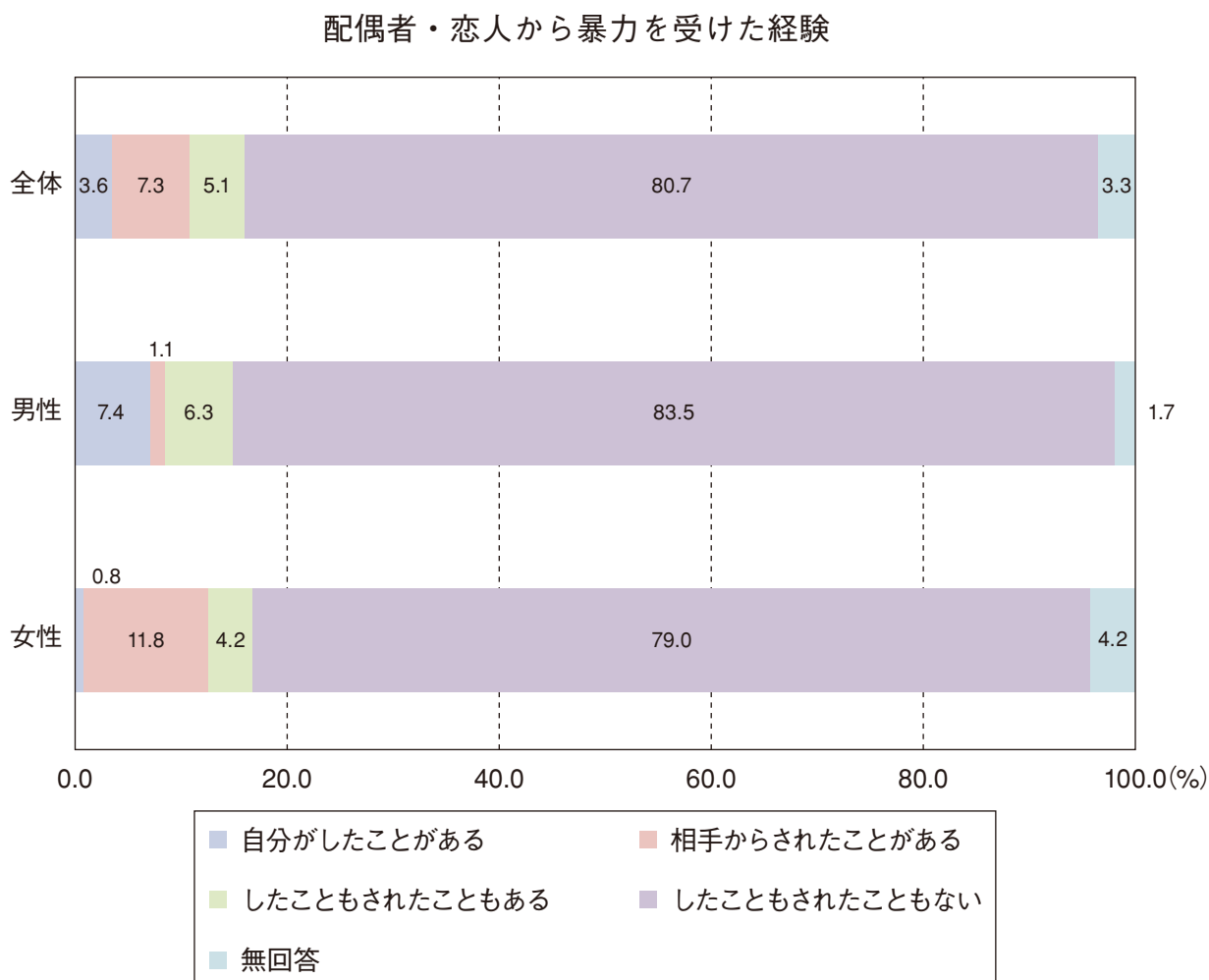


(3) 男女間の暴力の状況

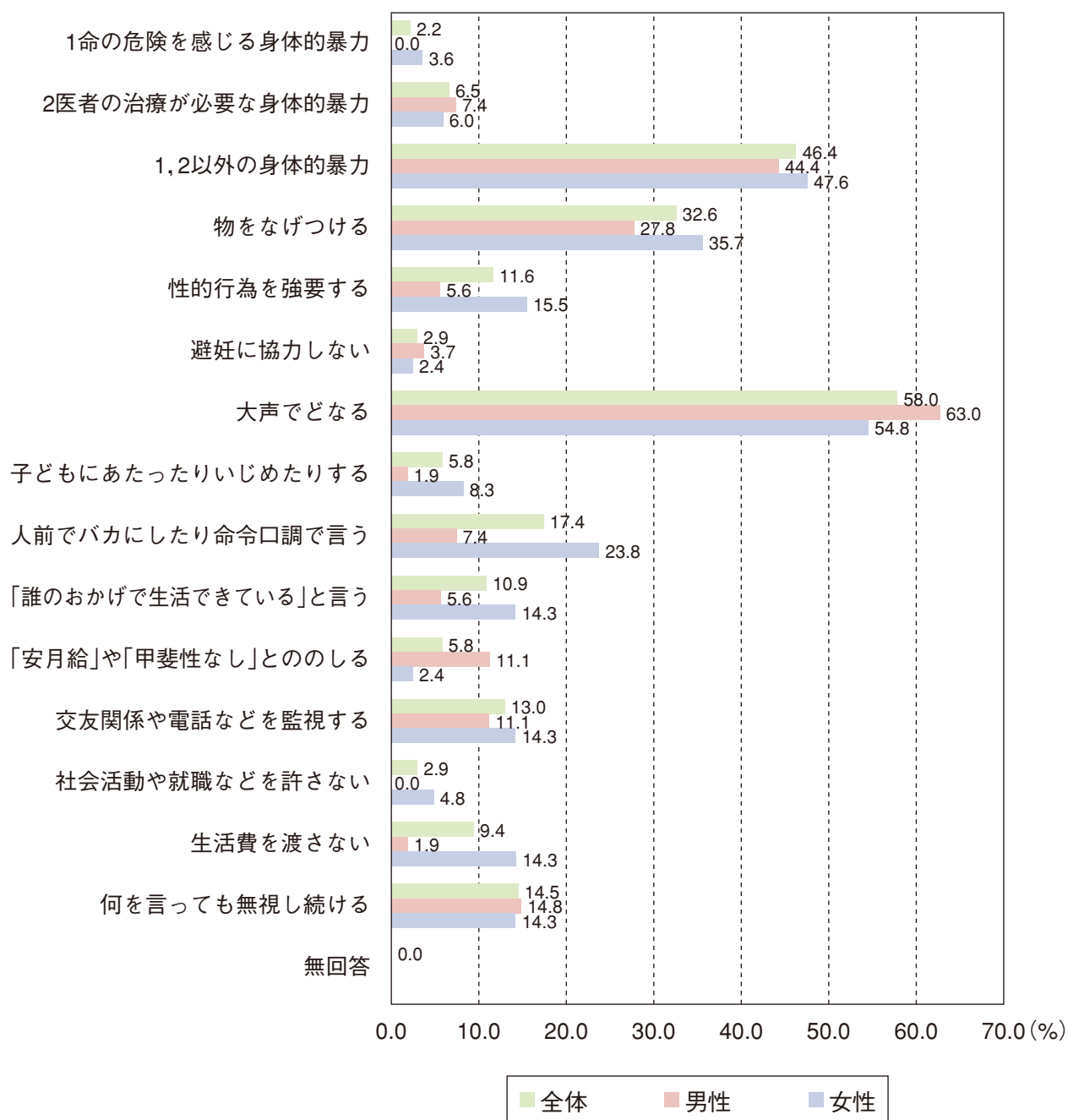
「市民意識調査」によると、配偶者・恋人から「暴力を受けた」経験者は7.3%、「暴力を受けたことも行ったこともある」経験者は5.1%、「暴力を行ったことがある」経験者は3.6%います。

女性では11.8%、男性では1.1%が、「配偶者・恋人から暴力を受けた」経験があると回答しています。中でも、40代の女性では17.6%と高い比率となっています。

暴力の内容は、「大声でどなる」(58.0%)、「身体的暴力(命の危険を感じる身体的暴力と医者の治療が必要な身体的暴力とそれ以外の身体的暴力を合せた割合)」(55.1%)、「物を投げつける」(32.6%)の順になっています。



暴力の内容（複数回答）



4 プランの基本理念

男女共同参画社会を実現するため、第一に、男女の人権が尊重されていることを基礎として、個人の能力が発揮される社会を目指すこと、第二に、性別による役割分担意識に基づく制度、慣行を見直すこと、第三に、市政はもとより、企業、団体などの政策・方針決定の場において、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること、第四に、性別にかかわらず互いを認め協力しながら、責任を分かち合い、家庭や職場をはじめとする社会における活動等を両立して行うことのできる環境を整えることを本プランの基本理念とします。

5 プランの基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画社会の実現に向けて、現在の社会に存在する固定的な性別役割分担意識による制度や慣行の見直しを進めるため、幅広い世代に向けたわかりやすく、実践につながるような啓発、学習機会を充実するように努めます。

また、次の時代を担う子どもたちが、性別にとらわれず、主体的で多様な生き方を選択することができるよう、子どものころから男女共同参画意識を育てていく環境づくりを推進します。

さらに、市民一人ひとりが認識を深め、生活の中に男女共同参画意識が定着されるよう、親しみやすい啓発活動などを推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

少子高齢化の進行、雇用形態の変化、家族や地域社会の変化などの社会情勢の変化は、個人の価値観の変化やライフスタイルの多様化に大きな影響を与えています。

また、非正規雇用の増加や長時間労働の問題が大きく取り上げられ、男女を問わず、働き方や家庭生活、地域とのつながりなどあらゆる場面で、性別にとらわれずに一人ひとりが参画することが求められています。

そこで、互いに協力して責任を分かち合い役割を果たせる、すなわち、男女共同参画社会を目指し、社会政策・方針決定の場への女性の参画の拡大や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の浸透、雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を図ります。

また、地域の活力を高め、誰もが出番と居場所のある地域社会を作るため、男女共同参画を促進します。

基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会を形成していくうえで基盤となるのは、男女の人権の尊重と生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせる環境です。

そこで、重大な人権侵害である女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題であることから、暴力を容認しない社会的認識を形成するための啓発と教育・防止対策等に取り組みます。

また、女性は、妊娠、出産等、健康上特に配慮を必要とするため、生涯を通じた健康支援に努めます。

さらに、高齢や障がい、同和地域出身など社会的に不利な状況に加え、女性であるということで複合的な差別を受け、生活することに困難さを抱える人たちも含め、すべての人が安心して暮らせる条件の整備を推進します。

6 プランの位置づけ

- 男女共同参画社会基本法で定める「市町村男女共同参画計画」に位置付けるものです。
- 「第5次善通寺市総合計画」をはじめ、市が策定した他の計画との整合性を図ります。

7 プランの期間

- 平成25(2013)年度から平成32(2020)年度までの7年間とします。
ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。







第2章 基本目標と重点プラン



・§・§・§・§ 男女共同参画プラン施策体系 §・§・§・§・

基本目標	重点プラン	施策の方向
Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	(1)広報・啓発活動の推進
		(2)男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供
	2 子どものころからの男女共同参画の理解の促進	(1)学校教育の充実
		(2)社会教育の充実
		(3)教育・保育関係者の意識啓発
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	(1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進
		(2)人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供
	4 男女の仕事と生活の調和を実現できる環境づくり	(1)仕事と生活の調和の実現
		(2)地域における子育てや介護支援の充実
	5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(1)雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
		(2)働く男女の健康管理対策の推進
		(3)多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備
	6 地域活動における男女共同参画の促進	(1)地域活動における男女共同参画の促進
Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	7 男女共同参画を阻害する暴力等への取り組み	(1)女性への暴力を根絶するための基盤づくり
		(2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
		(3)子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進
		(4)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	8 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援	(1)生涯を通じた女性の健康支援
		(2)妊娠や出産期における心身及び健康の保持増進のための支援
		(3)健康をおびやかす問題への対策の推進
	9 すべての人が安心して暮らせる条件の整備	(1)高齢者や障がい者が安心して暮らせる条件の整備
		(2)人権課題への配慮を必要とする女性への支援

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点プラン1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

◆ 現状と課題

家庭生活や地域社会において、性別による固定的な役割分担に基づく社会制度や慣行などにより、一人ひとりが様々な生き方を選択する機会を妨げている場合があります。

「市民意識調査」では、「社会通念・慣習・しきたりなど」が「男性優遇」（「男性が優遇」と「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合）と思っている人の割合が、全体にあっても、70.0% が男性優位社会であると回答しており、また男女別に見ても同様です。

また、「法律や制度の上」にあっても、女性は「男性優遇」と思っている人の割合が53.3% となっており、男性の30.0% と比較すると、23.3 ポイントも高く、不平等感を強く感じていることがうかがえます。

さらに、家庭生活にあっても、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、肯定意見（「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合）が、男性では54.6%、女性にあっても46.5% あり、今なお長い期間をかけて定着した固定的な性別役割分担意識は根強いものであることがうかがえます。

しかし、これまでの家族モデルであった男性稼ぎ手家族は、非婚化、非正規雇用の増加などにより、転換を余儀なくされています。このことは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、若年層の女性ほど肯定意見が少なく、否定意見が多くなる傾向にも表れていると思われます。

そこで、「男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なこと」について聞くと、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が73.8% と最も多く、続いて「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が55.6%、「社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること」が51.4% となっています。

男女共同参画社会の実現のためには、家庭・地域・職場などにおいて、性別にかかわらず互いを認め合い、協力しながら責任を分かち合うとともに、それぞれの個性と能力を十分に発揮することが求められています。

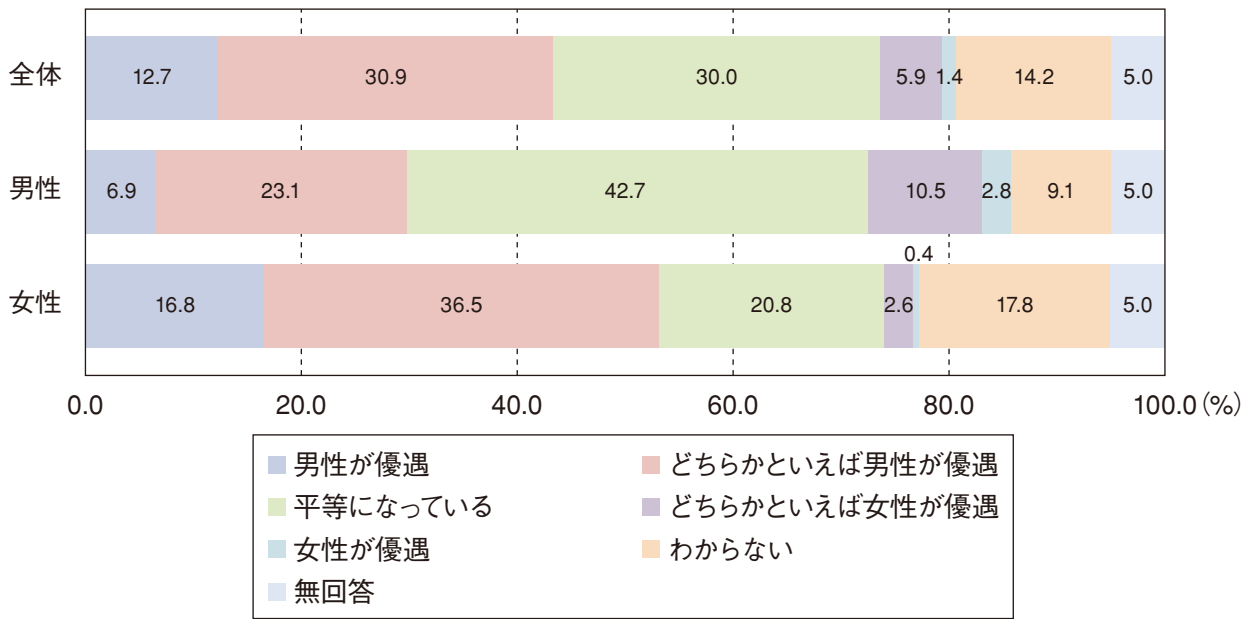
家庭生活は、基本的な社会性と人格を形成するうえで大きな役割を果たしており、子どもの意識形成に大きな影響を及ぼすため、家庭の中で男女平等意識を高めることは、男女共同参画を進めるうえで大きな意義があります。

また、地域社会・職場では、これまでの意識や活動のあり方を見直し、様々な価値観を持つ人が対等に参画できるよう、これまでの固定的役割分担に基づいた社会制度や慣行などを見直す必要があります。

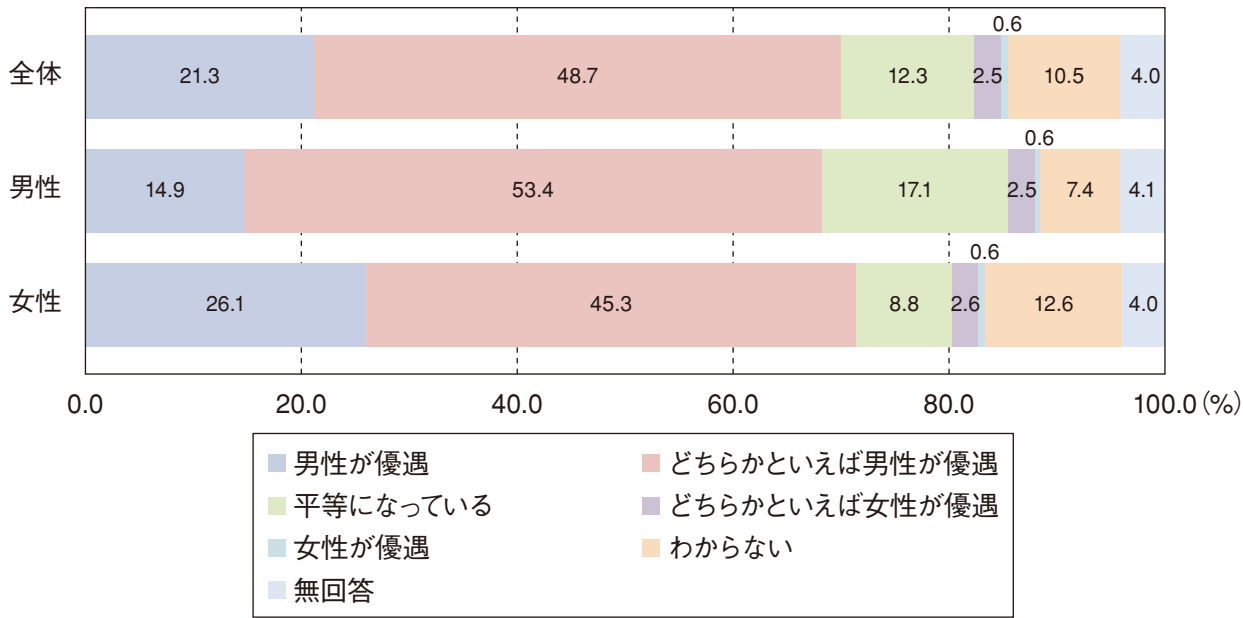
そこで、これまで空気のような存在であった慣習、しきたりなどについて、男女共同参画の視点に立った見直しにつながる、身近で実践的な、わかりやすい啓発活動が求められています。

各分野の男女の地位の平等感

① 法律や制度の上

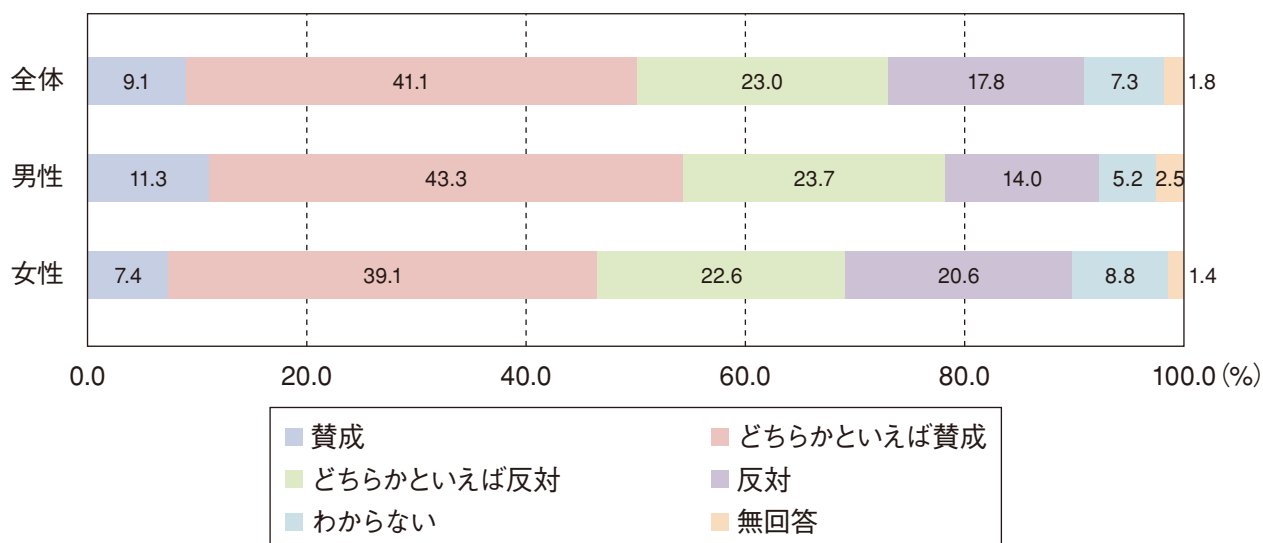


② 社会通念・慣習・しきたりなど

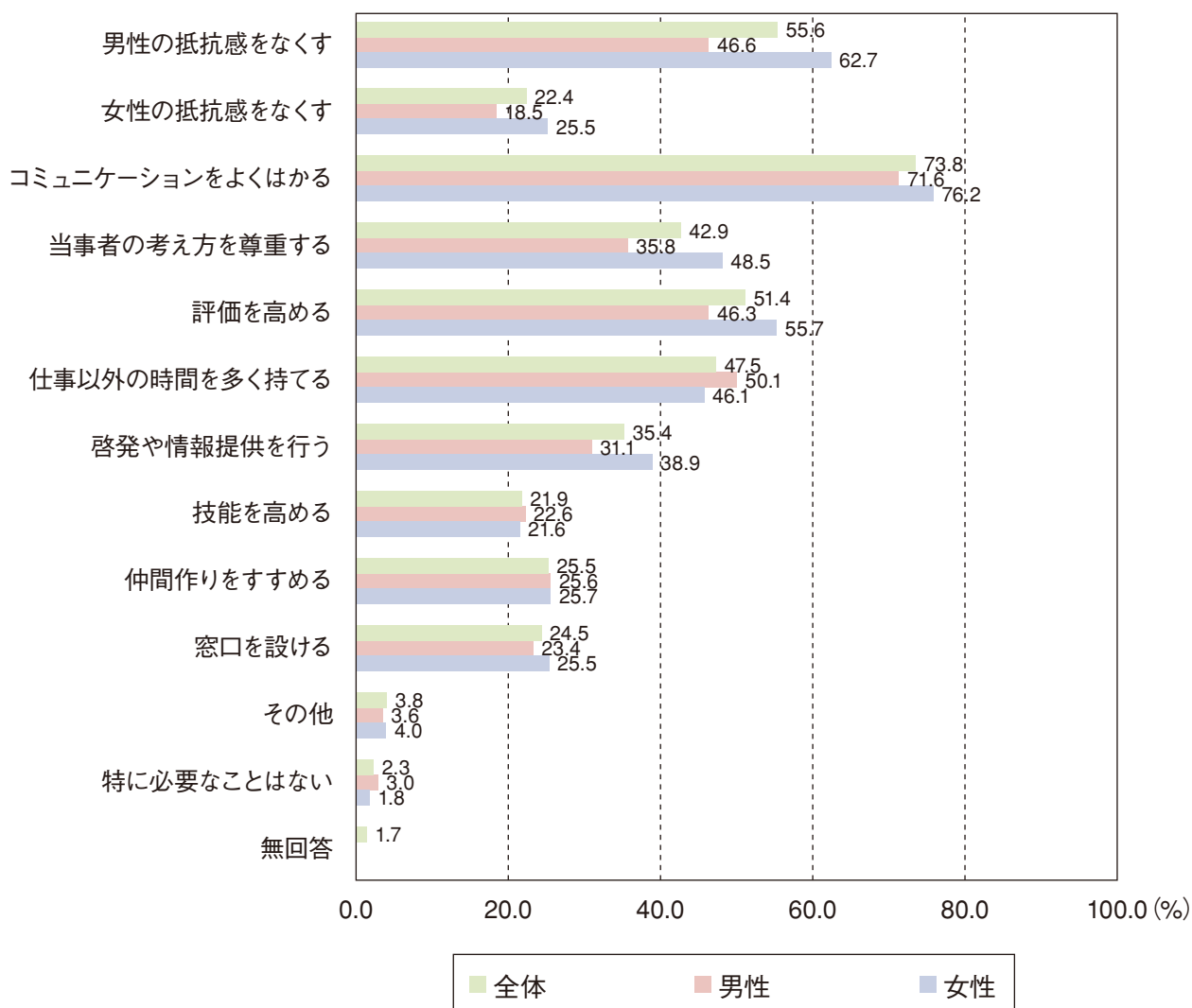


家庭生活と家族観

男女の役割（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）



男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと（複数回答）



◆ 施策の方向

(1) 広報・啓発活動の推進

家庭生活における慣習・しきたりなどについて、男女共同参画の視点に立って、性別による固定的な役割分担を見直す機会を提供するための広報・啓発を推進します。

地域社会・職場において、これまでの固定的な役割分担意識や活動のあり方を見直し、様々な価値観を持つ人が対等に参画できるよう、社会制度や慣行などを見直す機会を提供するための広報・啓発活動を推進します。

施 策	内 容	担当課
広報・啓発活動の推進	「男女共同参画週間」、「人権週間」の周知	人権課
	男女共同参画を推進する研修会への参加促進	人権課
	かがわ男女共同参画推進員の研修会への参加促進	人権課
	「男女共同参画社会基本法」、「善通寺市男女共同参画プラン」などの周知	人権課

(2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

市民意識や男女の置かれている状況について調査研究を行います。

男女共同参画施策の実施状況を把握するとともに、先進的な取り組み事例などの情報を収集します。

市民や企業等に、男女共同参画に関する情報の提供や相談、研修体制の充実に努めます。

施 策	内 容	担当課
調査研究の実施	市民意識の把握	政策課
	男女共同参画に関する情報の収集	人権課
統計情報などの充実	県・市の関係各課等の統計情報の把握	人権課
情報の提供	男女共同参画に関する情報の提供	人権課
	男女共同参画に関するホームページの充実	人権課
相談体制の充実	県等との連携及び男女共同参画に関する総合的な相談体制の充実	人権課

市民の皆さんの取り組み

- 家庭の中で性別による役割分担がされていないか話し合い、見直しましょう。

重点プラン2 子どものころからの男女共同参画の理解の促進

◇ 現状と課題

一人ひとりが性別にとらわれず、個性と能力を十分発揮できる社会を実現するためには、子どものころから男女共同参画についての意識を育むことが必要です。

本市においては、子どもの成長に合わせて、人権の尊重、男女共同参画の視点に立った保育や教育を進めていますが、「市民意識調査」では、各分野の男女の地位の平等感について、市民の多くがいまだ男性優位社会であると感じています。

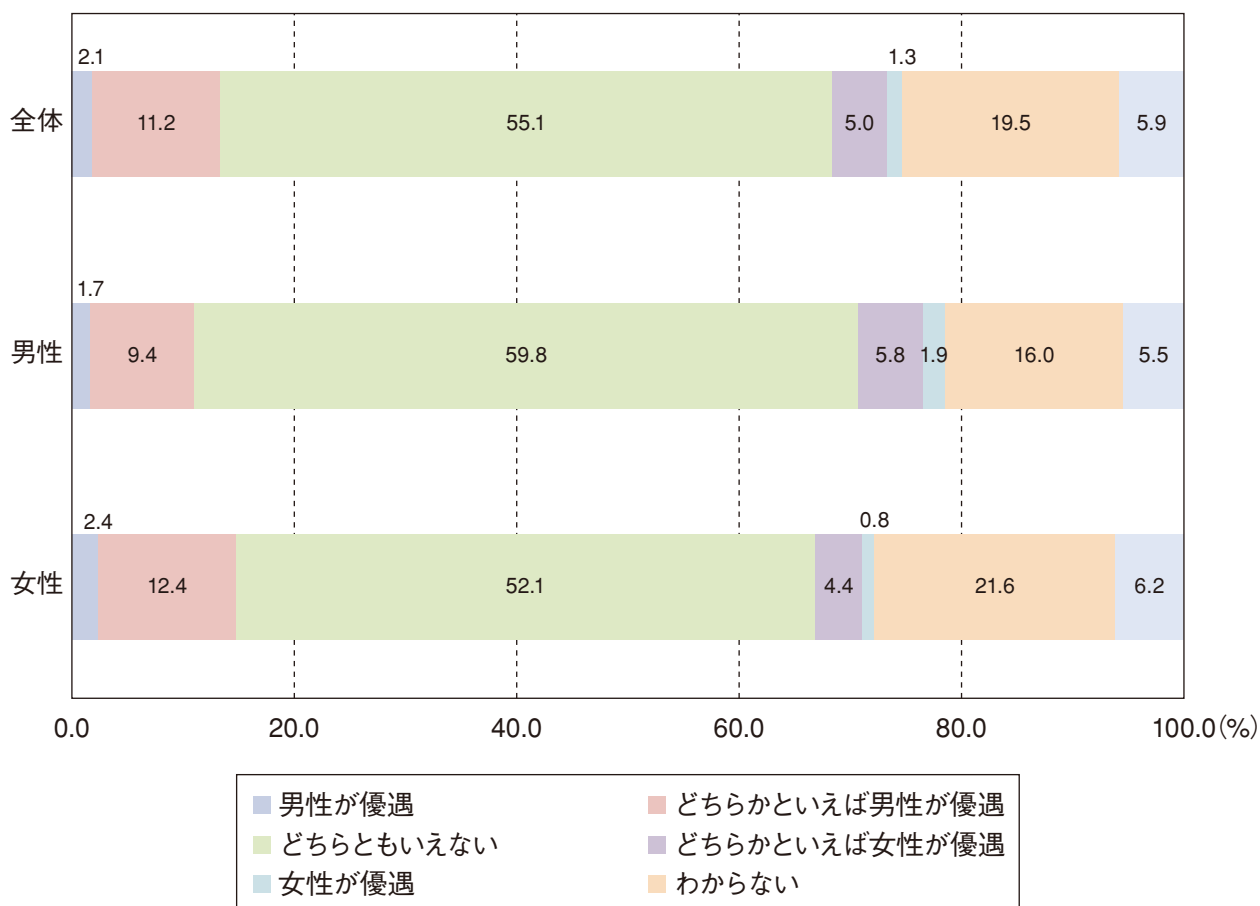
その中で「学校教育の場」は他の分野に比べて「平等」と回答した者が最も多く、その割合は 55.1% でした。

しかし、性別・年齢別でみると、20 代、40 代の男性の約 70% が「平等」と回答したのに対し、20 代の女性は 46.3% と半数に満たないなど認識にはばらつきがありました。

これまでの学校運営などで、性別による固定的な役割分担意識や保育・教育活動が潜在的にあったのではないかなど、現状を点検したうえで、学校を中心に家庭や地域と連携して、今後一層、男女共同参画についての教育・学習を推進する必要があります。

また、「市民意識調査」の自由意見として、特に女性から「男女の特性」や「男女の役割」などに配慮した教育を求める意見が数多く寄せられました。

各分野の男女の地位の平等感「学校教育の場」



◆ 施策の方向

(1) 学校教育の充実

男女共同参画社会の実現のため、子どもころから、人権を尊重する感性を育み、自分のみならず他人の人権を大切にしながら行動したり、自己を形成する保育・教育の充実を図ります。

また、児童生徒が、性差を正しく理解し、相手を思いやり助け合う心を育てる保育・教育を推進します。

その際、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子ども自ら男女共同参画社会の形成に参画できるような学習機会を設けることも検討します。

施 策	内 容	担当課
学校教育の充実	学校教育全体を通じた指導の充実	教育総務課

(2) 社会教育の充実

家庭生活における慣習・しきたりなどについて、男女共同参画の視点に立って、性別による固定的な役割分担を見直す機会を提供するための広報・啓発を行います。

施 策	内 容	担当課
社会教育の充実	男女共同参画を推進する講演会への参加促進	生涯学習課
	男女共同参画を推進する講演会への参加促進	人権課
	家庭教育の充実	生涯学習課

(3) 教育・保育関係者の意識啓発

教職員や保育関係者を対象として、人権意識の高揚、男女共同参画社会の理念の普及に関する研修を開催します。

施 策	内 容	担当課
教育・保育関係者の意識啓発	教職員を対象とする研修の実施	教育総務課
	保育関係者の意識啓発	子ども課

市民の皆さんの取り組み

- 子どもに対して、性別による固定的な考え方を押し付けていないか確認しましょう。
- 子どもころから、相手を思いやる心を育みましょう。



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点プラン3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

◆ 現状と課題

少子化が進行する中、将来にわたり持続可能で活力ある地域社会を築くためには、性別にかかわらず、有為な人材を活用していくことが重要です。そのためには、男女が対等な立場に立ち、あらゆる分野に参画する機会が確保され、一人ひとりが社会における責任を果たしていくことが求められています。

しかし、これまでの社会の構造は、男性中心で形づくられ、様々な分野で男女の格差がみられます。

「市民意識調査」では、各分野の男女の地位の平等感について、「学校教育の場」で「平等になっている」が最も多くなったのを除くと、各分野で男性が優遇になっていると感じている人の割合が高く、「社会通念」(70.0%)、「政治の場」(69.1%)、「職場」(66.0%)、「社会全体」(64.5%)となっており、さらに、男女の認識の差をみると、全分野で女性が性別による不平等感を感じています。

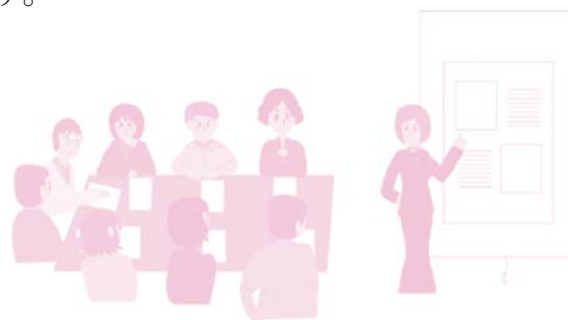
国の第3次男女共同参画基本計画では、「市町村の審議会等委員の占める女性の割合」を平成32(2020)年までに30%の数値目標を示していますが、普通寺市における各種審議会への女性委員の登用は、平成23(2011)年度現在、18.3%となっています。

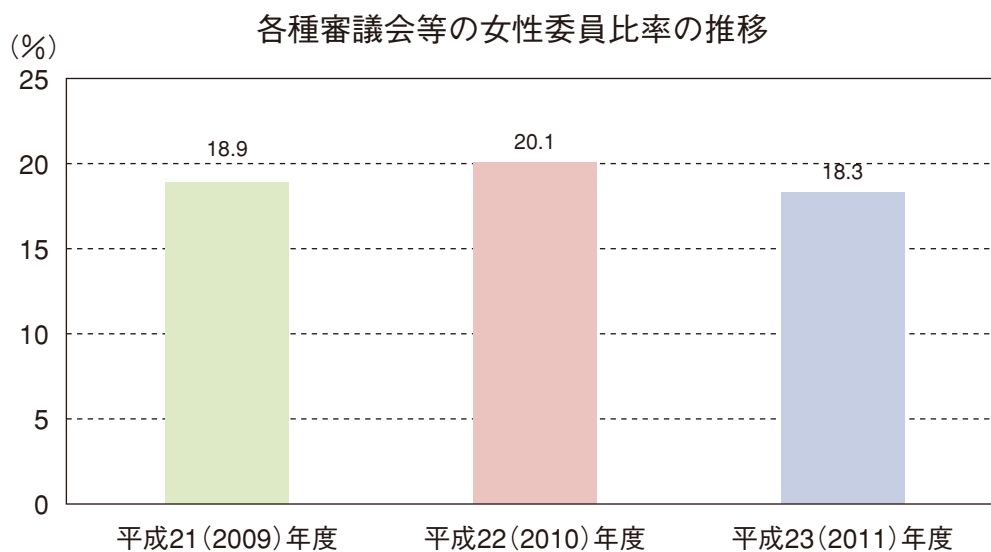
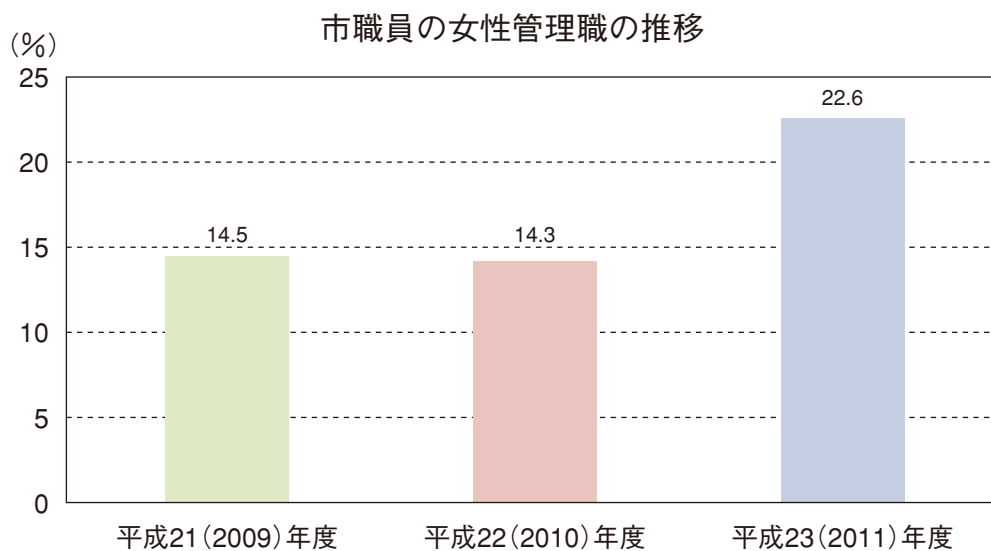
また、市の管理職に占める女性の割合については平成23(2011)年度現在、22.6%となっています。

市内事業所にあっても、平成23(2011)年度に実施した「普通寺市男女共同参画社会に関する事業所アンケート」(以下、「事業所アンケート」という。)によると、「女性管理職が少ない(1割未満)あるいはまったくいない」事業所は88.7%であり、その理由として、「女性自身が、管理職になることを望んでいない」が23.6%で最も多く、次いで「家庭があるので責任ある仕事につけられない」が21.8%、「必要な知識や判断力を有する女性が少ない」が20.0%となっており、女性に対する人材育成や家庭における夫婦の役割分担の見直しなどが、管理職登用にあたった課題となっています。

さらに、組織や団体などの政策や方針が決められていく過程では、人々は様々なかかわりを持っていますが、意思決定への参画のあり方については男女間で平等とは受け取られてなく、男女共同参画社会の形成にとって重要な課題となっています。

そこで、様々な組織の運営に当たっては、男女を問わず積極的に参画できるよう能力に応じた登用を促進することが求められています。





調査時点
各年度 4月1日

◆ 施策の方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

市の審議会等の委員への参画については、その平均登用率を国の第3次男女共同参画基本計画の目標値である「市町村の審議会等委員の占める女性の割合」30%の達成を、基本計画の目標年度である平成32(2020)年までとし、その実現に努めます。

市の政策決定は市民生活に大きな影響を与えることから、女性職員の採用、管理職への登用に努めます。

また、企業や各種団体などに対しても女性の登用を働きかけます。

施 策	内 容	担当課
市の審議会等委員への女性の積極的登用	市の審議会等の委員への女性登用率の向上のため、「審議会等の委員への女性の登用推進要綱(案)」に基づき、女性の積極的な登用推進の要請 女性の登用状況についての調査、情報の提供	人権課
女性市職員・教職員の登用などの推進	市での女性職員の職域拡大と、管理・監督者への女性の登用の推進	秘書課
企業や各種団体への女性の参画への推進	企業や各種団体などへの啓発	商工観光課

(2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供

女性自身の意識や行動の改革を促せるよう、教育・学習機会の充実を図ります。

また、女性団体などの協力のもと、女性が様々な分野に参画し、リーダーとして責任を果たせる人材養成を支援します。

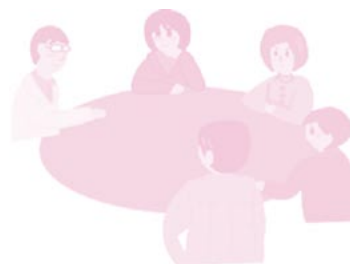
施 策	内 容	担当課
女性の人材に関する情報の収集・整備・提供	人材に関するデータベースの整備	秘書課

市民の皆さんの取り組み

- さまざまな分野に参画できるように市政に関心を持ちましょう。

企業の皆さんの取り組み

- 女性の管理職の登用や人材の養成に努めましょう。



重点プラン 4 男女の仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

◇ 現状と課題

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた生活は、一人ひとりの健康を維持し、生涯を通じて趣味や学習、育児・介護との両立、地域社会への参画、自己実現を可能にするなど、社会的責任を果たすとともに、家族と安心して豊かに暮らすうえで重要なことです。

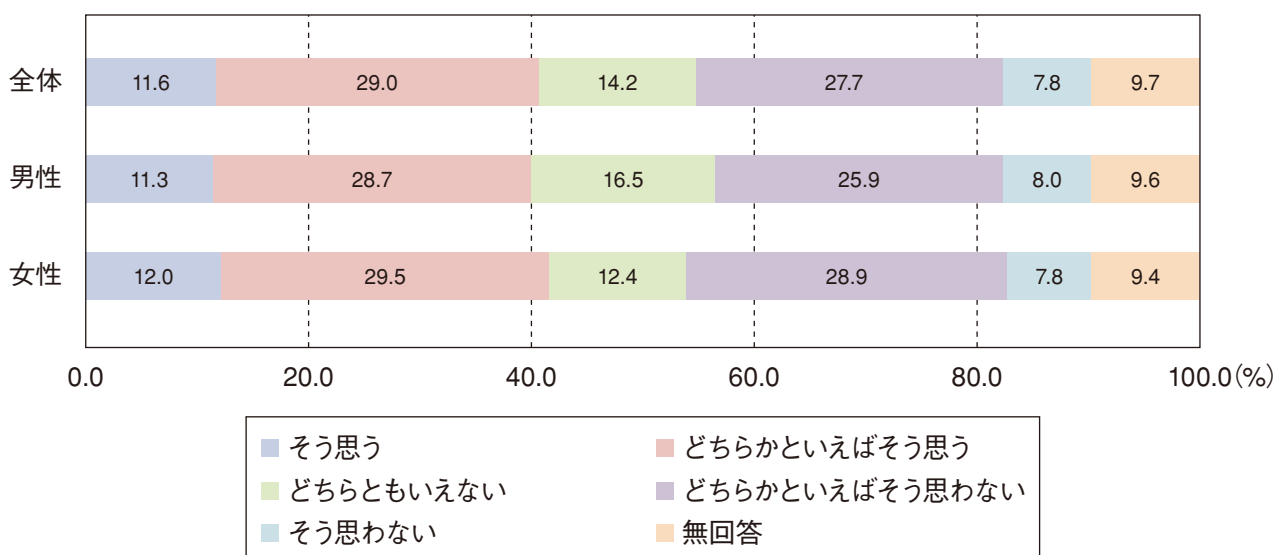
「市民意識調査」において、既婚者の男女に、現状に最も近い「家庭での役割分担」について聞いたところ、「家事」は「主に妻の役割である」が 79.9% となっているのに対し、「収入を得ること」は「主に夫の役割」が 59.4% となっており、「男は仕事、女は家庭」という考え方が根強く残っている一方、「収入を得ること」が「夫婦が同じ程度分担する」と回答した人も 30.8% おり、仕事を持ちながら家事をこなす既婚女性の現状の役割が見て取れます。

また、仕事や家庭、地域・社会活動などに対して「希望する時間の使い方ができているかどうか」について聞いたところ、肯定意見が 40.6%、否定意見が 35.5% となっていますが、「時間を取りすぎていると思う活動」では、男性では「仕事」の 74.0% が最も多く、女性では「家事・育児・介護」の 60.1% が最も多く、その内容が異なります。

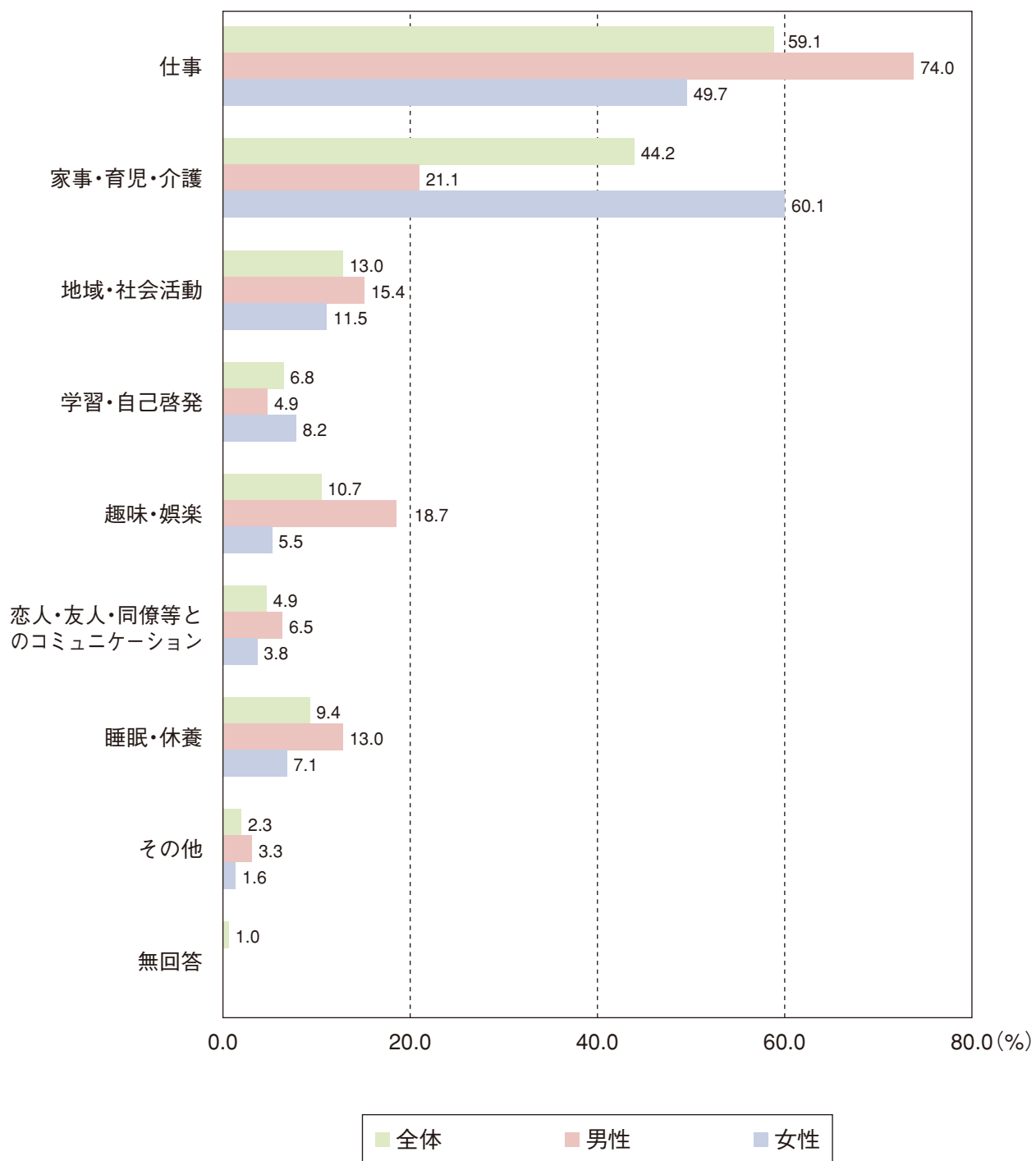
そして、「どのようにすれば、自分が希望する時間の取り方ができるのか」ということについては、男性では「仕事の量が少なくなること」、「仕事のやり方が変わること」がともに 38.2% と最も多く、女性では「配偶者が家事などに参加してくれること」の 45.4% が最も多くなっています。

働く女性が増える中、男女がともに自分らしい豊かな人生を送るためにも、仕事、家庭、地域などそれぞれの場面で、固定的な性別役割分担意識を解消することが必要です。

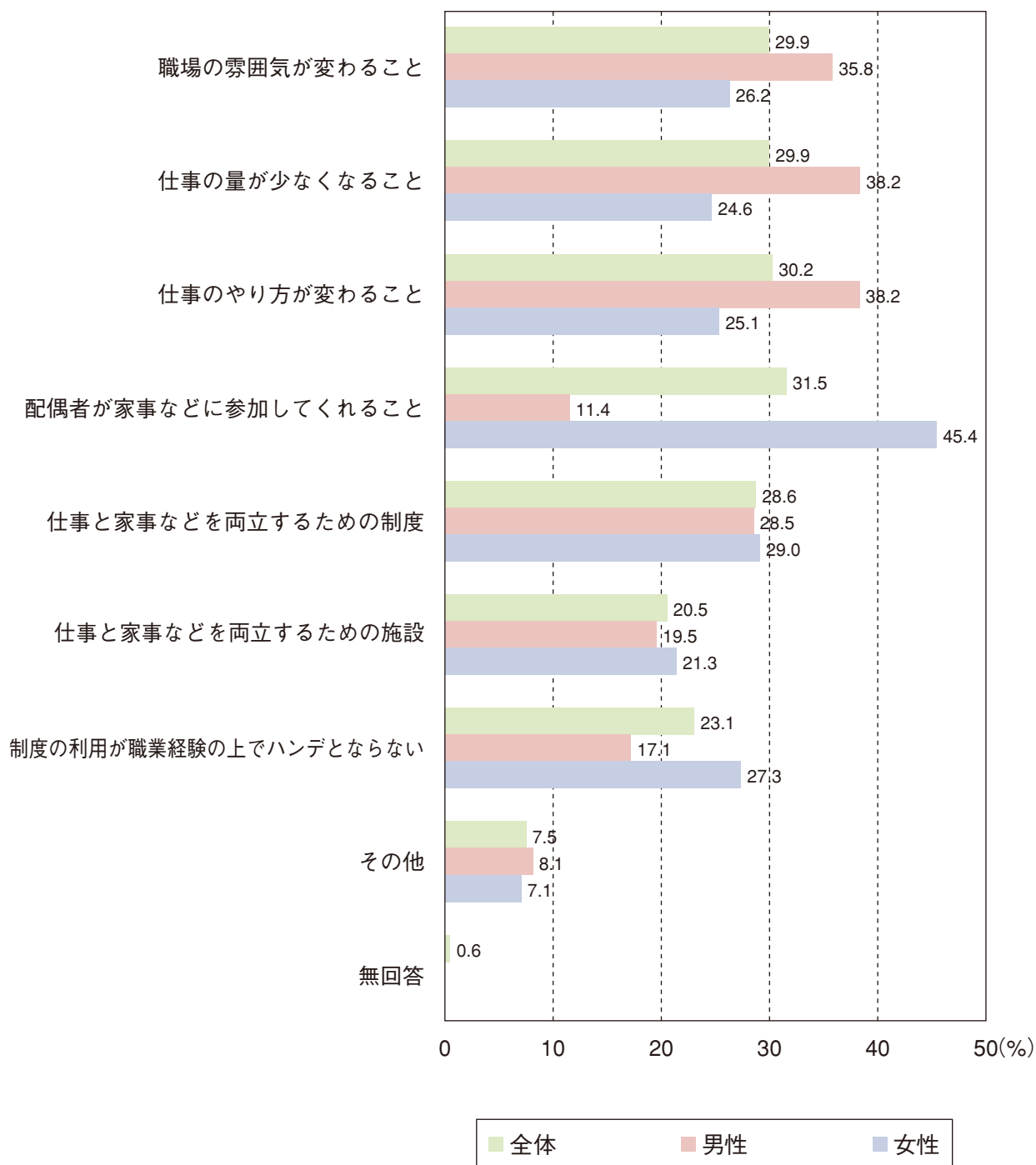
希望する時間の使い方ができているかどうか



時間を取りすぎていると思う活動（複数回答）



自分が希望する時間の取り方ができるために必要なこと（複数回答）



◆ 施策の方向

(1) 仕事と生活の調和の実現

企業に対しては、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働き方に取り組むよう促し、従業員が仕事と育児・介護を両立させ、生涯を通じて充実した人生を送ることができるような環境づくりを整備する必要があります。

そのため、企業に対して、職場の意識の変革を促し、育児・介護休業制度の定着を促進するなど、育児や介護を行う従業員が働きやすい職場環境の整備を働きかけます。

施 策	内 容	担当課
広報・啓発活動の推進	男女共同参画の意識を定着させるための広報・啓発	人権課
企業の取り組みの促進	男女雇用機会均等法、労働基準法などの周知	商工観光課
市における取り組みの推進	育児休業など子育てに関連する各種制度の周知、市職員と教職員の意識改革、業務の合理化の推進など	秘書課

(2) 地域における子育てや介護支援の充実

少子・高齢・核家族化の進展や地域コミュニティ意識の希薄化によって、地域での「子育て力」が弱くなる中で、男性の育児への不参加が、母親の孤独感、育児不安、情緒不安定などに陥りやすい状況を招いています。

そこで、子育てに関するネットワークの促進や、子育てに不安を感じている母親同士が身近な相談者となれるよう子育ての仲間づくりを支援し、また、地域の協力により相互支援を行うシステムや気軽に相談できる支援体制を構築することに努めます。

それとともに、男性の職場優先の意識を変え、男性も含めた働き方や性別による固定的な役割分担を見直し、男性が地域社会や家庭生活に参画できるよう意識啓発を推進します。

さらに、仕事と育児・介護を両立させるためには、家族が協力して、共に担うとともに、市においては子育てや介護を支援する施策の充実に努めます。

一方、就労と家庭を一人で担い、精神的、肉体的に厳しい状況に陥りがちなひとり親家庭が自立を図り、安心して子どもを育てることができるよう関係機関が連携し、日常生活を支援する各種制度の周知や、就労支援・経済的な支援の充実に努めます。



施 策	内 容	担当課
子育て支援のネットワークの充実	社会全体での子育て支援ネットワークの充実	子ども課
	乳幼児期からの健康に配慮した食育に関するネットワークづくり	子ども課
	相談・援助体制の充実	子ども課
地域における子育て支援サービスの充実	子育て支援総合コーディネーターの取り組みの促進	子ども課
	延長・休日保育、一時保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実	子ども課
	相談・助言体制づくりの促進	子ども課
	保育所における地域子育て支援サービスの充実	子ども課
	幼稚園における地域子育て支援サービスの充実 放課後子ども教室の推進	教育総務課
	保育環境の計画的な整備促進	子ども課
	障がい児の療育体制の充実	社会福祉課
	障がい児の療育体制の充実	子ども課
放課後児童の健全育成の充実	子どもの居場所づくりの推進	子ども課
ひとり親家庭の自立支援	母子自立支援員などによる相談	子ども課
	民生・児童委員活動の充実	社会福祉課
質の高い保健・医療サービスの提供	救急医療の確保	保健課
介護保険制度などのサービスの充実	利用者本位のサービス提供の推進	高齢者課
	適正な介護保険制度の運用	高齢者課

市民の皆さんの取り組み

- 家族で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れた働き方を考えましょう。
- 家族が協力して、家事、子育て、介護を行い、女性の負担を軽減しましょう。

企業の皆さんの取り組み

- 仕事優先の職場意識を変えて、育児・介護休業制度の定着を図り、取得しやすい環境づくりに努めましょう。



重点プラン 5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

◇ 現状と課題

平成 17(2005)年に実施された国勢調査によると、女性の従業上の地位は全ての産業において男性と比較すると、常時雇用の割合が低く、反対に臨時雇用(パート)や家族従事者等の人数が多く、本市の女性の従業上の地位がまだ低い現状が浮き彫りとなっています。

また、男女別 15 歳以上の従業上の地位を見ると、女性の経営者・役員等の会社運営の管理的な社会的地位は全体の約 25% と低く、女性が男性にくらべ経済社会に十分に参画できていない状況にあります。

さらに、女性の年齢階級別就業率の状況をみると、年齢階層で就業率は上昇しているものの、30 代で落ち込む、いわゆる「M字カーブ」を描いています。

「市民意識調査」にあっても、女性の職業へのかかわり方について、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」、「子どもが大きくなったら再び(職業を)持つほうがよい」という考えが多く支持されており、結婚、出産、子育て期に就業を中断する現状がうかがえます。

しかしながら、30 代は職業人としてキャリアを形成する重要な時期にあたり、この時期に仕事を離れることは、その後の男女間の格差に影響していると考えられます。

そこで、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保するため、希望する女性が出産、子育て、介護などにより就業を中断することなく継続することができるよう支援するとともに、仕事の質の向上を促進する必要があります。

また、「M字カーブ問題」の解消に向けて雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加えて、固定的性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や子育て支援策の充実等による仕事と生活の調和など関係する様々な総合的な取り組みが必要です。

◇ 施策の方向

(1) 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて企業などに働きかけ、性別にかかわらず、能力が発揮できる職場環境づくりを促進します。

施 策	内 容	担当課
男女雇用機会均等法等の履行確保	男女雇用機会均等の確保の促進	商工観光課



(2) 働く男女の健康管理対策の推進

労働基準法や男女雇用機会均等法に基づく健康管理に関する規定を順守するよう企業に対し、広報・啓発を行います。

施 策	内 容	担当課
働く男女の健康管理対策の推進	労働基準法、男女雇用機会均等法とその指針の周知のための広報・啓発	商工観光課

(3) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備

雇用・就業形態の多様化の中で、労働者がライフスタイル等に応じた働き方を選択でき、適正な処遇・労働条件が確保されることは、特に、女性の能力発揮の促進を図るうえで重要な課題となっています。

パートタイム労働者等の労働条件向上のため、関係機関と連携して、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と指針を周知するための広報・啓発を行うとともに、再就職希望者に対しては就業のための能力開発を促進します。

また、育児・介護休業制度の定着を促進するなど、労働者が働き続けやすい環境を整備するよう企業に広報・啓発を行います。

施 策	内 容	担当課
再就職に向けた支援	企業主に対する再雇用制度の普及啓発	商工観光課
再就職に向けた支援	休職中の一時保育事業についての周知	子ども課

市民の皆さんの取り組み

- 女性が安心して仕事に取り組めるよう家族全員が支援しましょう。

企業の皆さんの取り組み

- 女性が能力を発揮できる環境の整備に取り組みましょう。
- 男女雇用機会均等法などの法令を順守し、採用・配置・昇進などで性別による差別的な取り扱いをしないようにしましょう。

重点プラン 6 地域活動における男女共同参画の促進

◇ 現状と課題

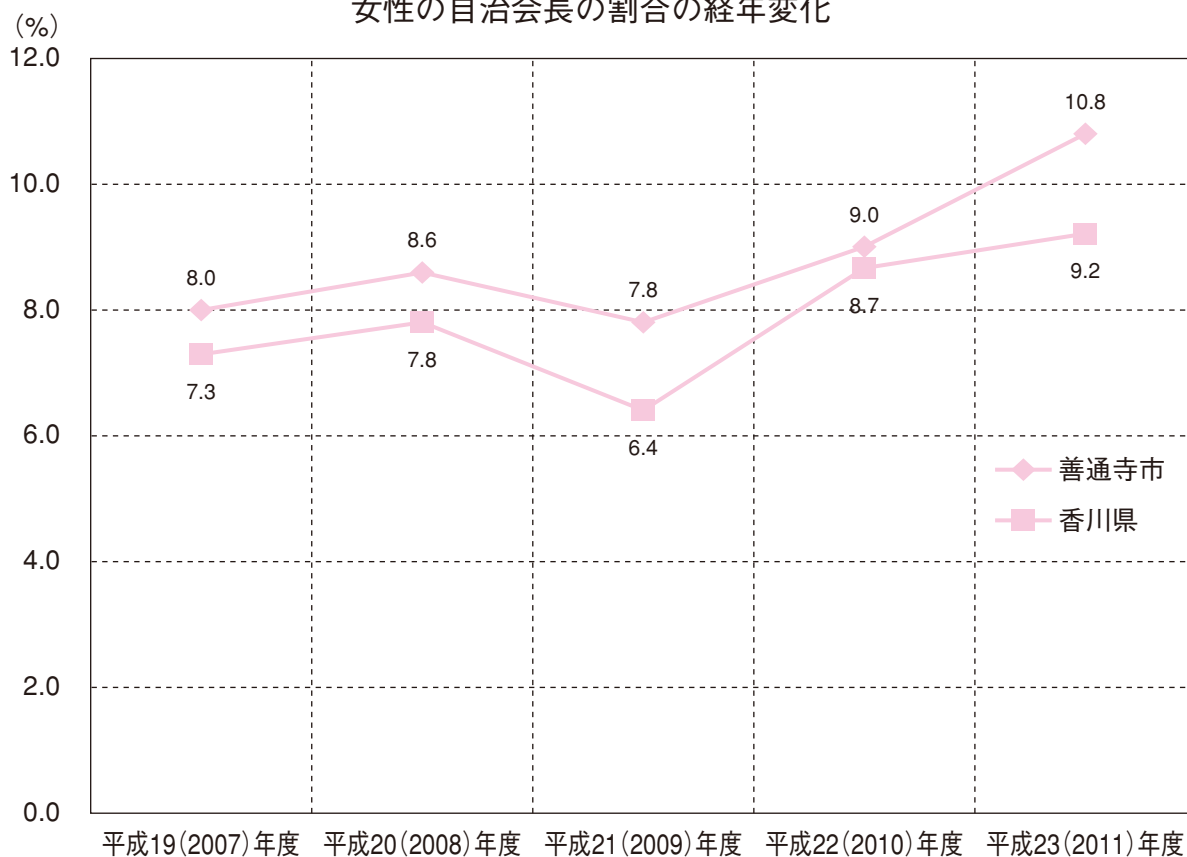
地域活動は、就労とともに私たちが社会生活を営むうえで重要な一面を担っており、このような身近な場での男女共同参画の推進は意義があります。地域では、少子高齢化が進み、地域のつながりの希薄化が指摘される中、男女がともに地域活動を担っていくことがますます求められています。

しかしながら、本市の単位自治会の女性の会長の割合は、平成21(2009)年度の7.8%から平成23(2011)年度の10.8%と3ポイント増加しているものの、自治会長全体の1割に過ぎません。

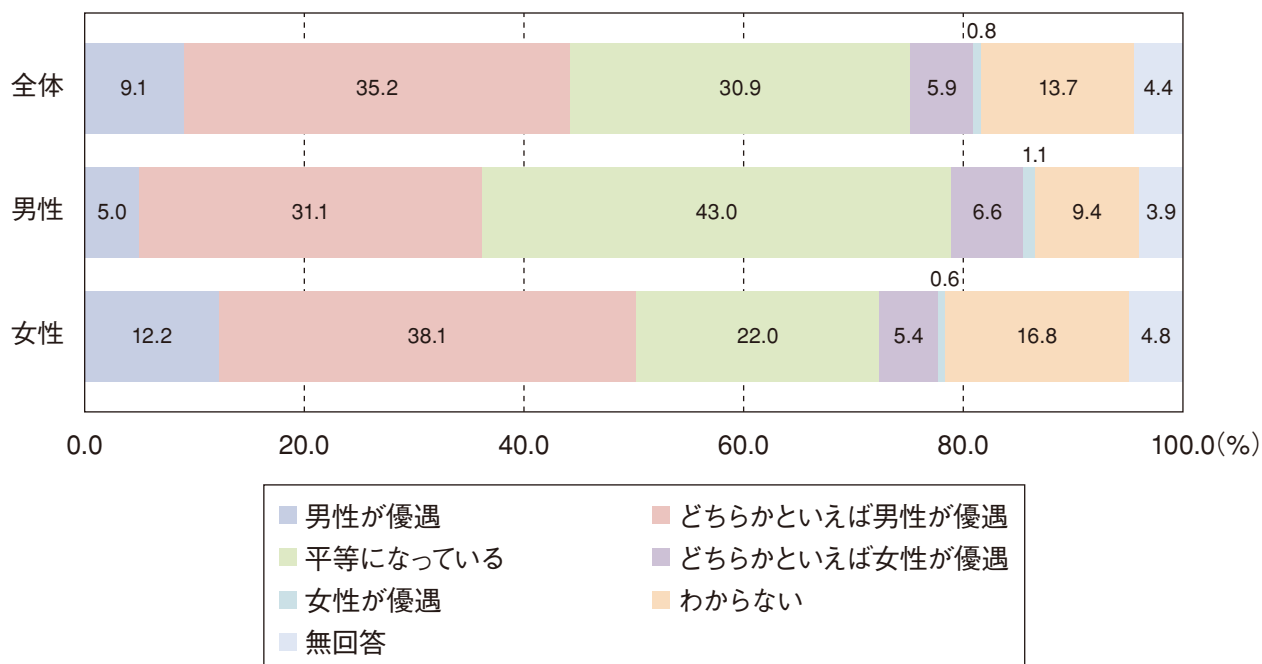
また、「市民意識調査」では、「地域活動の場」での男女の地位の平等感について、「男性優遇」が44.3%に対し、「女性優遇」が6.7%と感じており、こうした活動が特定の性別、年齢層で担われ、自治会などの地域における方針決定過程において女性の参画が乏しい現状がうかがえます。

地域の生活上の課題を市民自らが解決することは地域づくりの原点であり、責任ある立場は男性が担うといったこれまでの意識や活動のあり方を見直し、すべての人が地域の住民として多様な意見を出し合い、協力する意識を持つよう働きかけることが必要です。

女性の自治会長の割合の経年変化



各分野の男女の地位の平等感「地域活動の場」



◇ 施策の方向

(1) 地域活動における男女共同参画の促進

地域活動における特定の性別や年齢による固定的な役割分担意識をなくし、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を持つよう啓発し、地域活動の活性化に努めます。

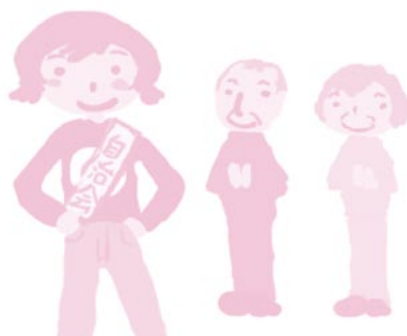
特に、地域社会とのかかわりが希薄になっている市民に対して、文化活動も取り入れるなど積極的な参画を促します。

地域における防災分野において、男女共同参画の視点を踏まえ、多様な人々の参画を促進するため、広報・啓発に努めます。

施 策	内 容	担当課
地域の課題解決のための男女共同参画の推進	課題解決型実践的活動への取り組み	政策課
	地域リーダーの養成	政策課
	地域ネットワークの構築支援	政策課
地域社会への男女の共同参画の促進	地域におけるさまざまな活動への女性の参画促進	政策課
	自主防災組織の育成強化	防災管理室
	防災分野など地域における多様な分野への女性の参画拡大	防災管理室

市民の皆さんの取り組み

- 市民一人ひとりが、防災を含む地域活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- 自治会など、各種団体の活動方針の立案や決定に、男女ともに積極的に関わりましょう。
- 地域活動に取り組む際、固定的な性別役割分担意識がないか確認し、あれば見直しましょう。



基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

重点プラン7 男女共同参画を阻害する暴力等への取り組み

◆ 現状と課題

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントは、時として、被害者の身体だけでなく精神面においても重大な危害を与えることもあり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

さらに、女性への暴力についての大きな問題点は、単に男女間の問題として扱われがちで、表面化しにくいことです。特に、ドメスティック・バイオレンス(以下、「DV」という。)については、身体的暴力、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力など多様な形態で、かつ複合化されたものが個人的な環境の中で行われるため、周囲の人たちが気付かないうちにエスカレートし、被害が深刻化します。

一方、近年、インターネットや携帯電話等の普及を背景に、子どもたちが性犯罪に巻き込まれる事件も発生していることから、新たな視点での対応が求められています。

「市民意識調査」では、配偶者・恋人からの暴力被害について、経験がないという回答が 80.7% を占める一方、女性では被害経験が 11.8%、加害経験が 0.8%、両経験が 4.2% に対し、男性では被害経験が 1.1%、加害経験が 7.4%、両経験が 6.3% となっています。

また、その内容は、「大声でどなる」58.0%、「身体的暴力(命の危険を感じる身体的暴力と医者の治療が必要な身体的暴力とそれ以外の身体的暴力を合せた割合)」55.1%、「物を投げつける」32.6% の順になっていますが、そのうち女性では、「生命の危険を感じる身体的暴力」が 3.6%、「医者の治療が必要な身体的暴力」が 6.0% と決して看過できない状況も見えています。

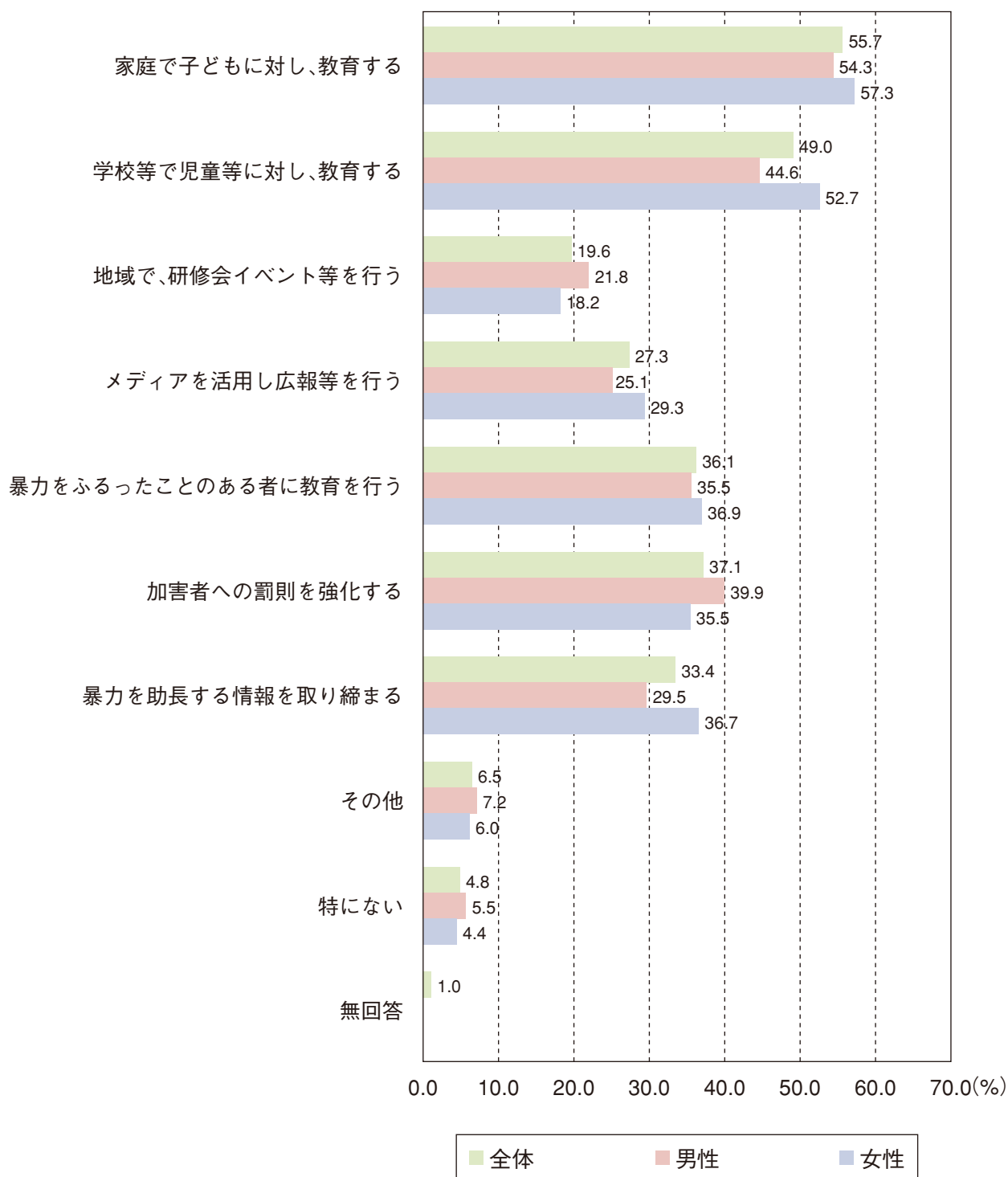
「事業所アンケート」では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための取り組みとして、「従業員からの苦情等があった場合は、真摯かつ迅速に対応している」が 37.1% と最も多く、ついで「防止のための社内規定の明示」や「苦情相談体制の整備」もそれぞれ 25.8% でした。ただ、「特に何もしていない」も 37.1% ありました。

こうした状況を踏まえ、女性への暴力の根絶に向けて、社会的気運の醸成を図るための啓発が課題となっています。

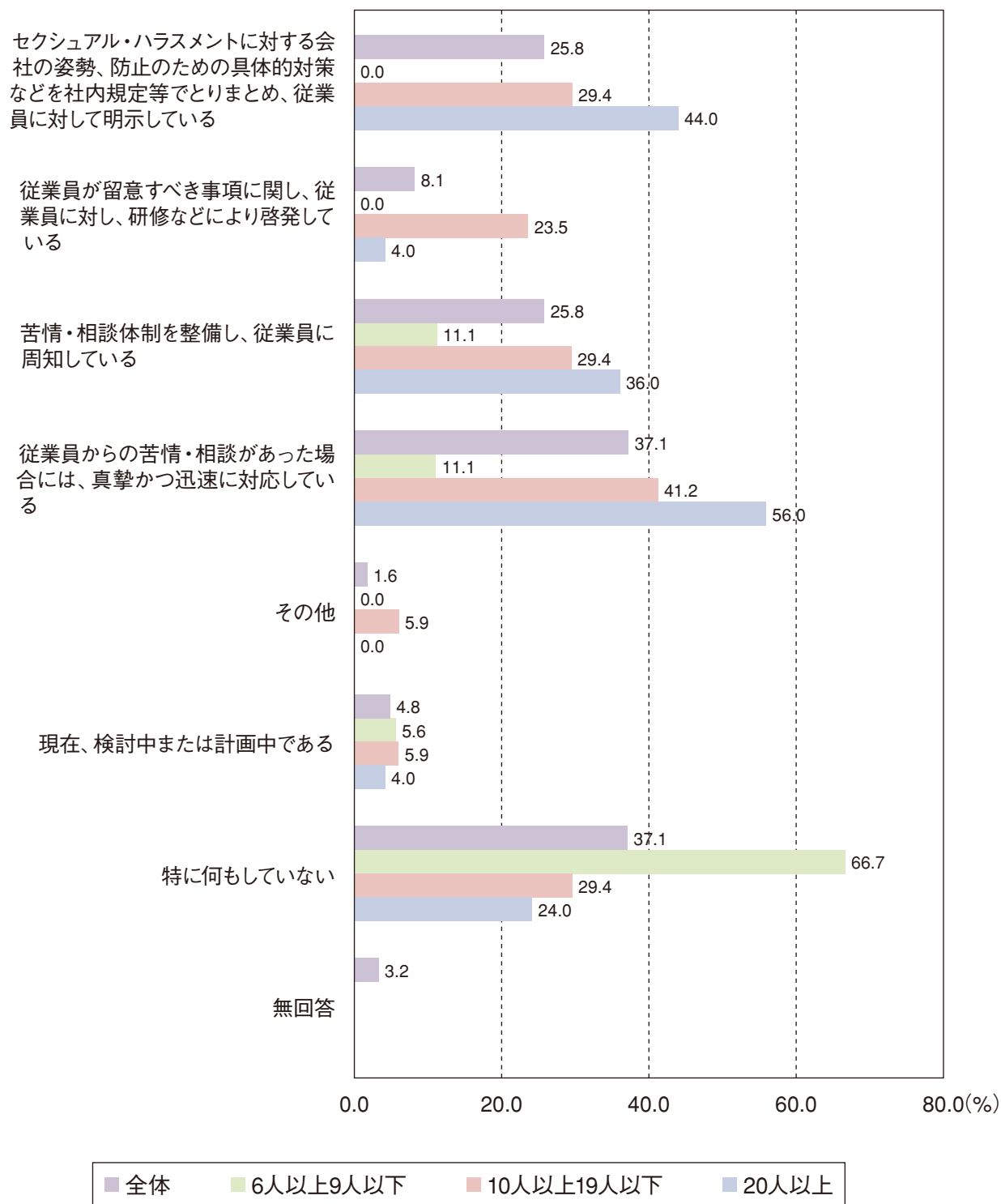
また、表面化していない被害の早期発見に向け、市民自らの意識の向上と被害者自身が安心して安全に相談できる体制などの取り組みが求められています。



セクシュアル・ハラスメント防止のための取り組み【市民意識調査】(複数回答)



セクシュアル・ハラスメント防止のための取り組み【事業所アンケート】(複数回答)



◆ 施策の方向

(1) 女性への暴力を根絶するための基盤づくり

DV等の暴力は、潜在化しがちであることから、社会的な問題と認識されにくいいため、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さないという社会意識を浸透させるための広報活動と意識啓発に取り組むとともに、若年層を対象とした予防教育啓発を行います。

また、被害者が安心して相談や救済を求めることができるよう、各相談の窓口においては、女性の人権に配慮し、当事者の視点に立った、相談、カウンセリング体制の充実を図ります。

施 策	内 容	担当課
社会的認識の徹底と暴力の発生を防ぐ環境づくり	若年層を対象とするDV等の予防啓発	人権課
	「善通寺市人権教育・啓発の基本指針」の施策の推進	人権課
	犯罪の防止に配慮した安全、安心まちづくり	市民課
	女性への防犯指導の実施	市民課
	ボランティア、他自治体との連携による女性を守る施策の推進	政策課
体制整備の推進	関係機関連携の促進	人権課
	法制度の的確な運用と「人権相談」「生活相談」の周知及び相談の実施	市民課
	担当職員の研修の充実	秘書課

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者からの暴力は、時として、生命の危険を感じるほどの身体的暴力を伴うなど犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという広報・啓発を推進します。

また、子ども女性相談センターや警察との連携のもと、被害者に対する相談支援体制の充実に努めます。

さらに、被害者の様々な問題に対処するため、緊急一時保護施設や自立支援施設等と連携し、相談から自立につなぐ支援体制を充実します。

施 策	内 容	担当課
広報・啓発の推進	広報・啓発の推進	人権課
	若年層を対象とした人権講演会の開催の情報提供	人権課

施 策	内 容	担当課
相談体制の充実	子ども女性相談センターや警察における相談窓口の情報提供	子ども課
	「人権・法律相談」「生活相談」の実施及び警察等との連携	市民課
被害者の保護、自立支援体制の充実	緊急保護施設、一時保護施設などとの連携	子ども課
	広域連携による保護の情報提供	子ども課

(3) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

子どもに対する性暴力をなくすため、積極的な広報・啓発を推進します。

被害者のプライバシーに十分配慮したうえで、関係機関と連携し、相談、一時保護等、心身の状況に応じた適切な対応に努めます。

インターネット上の有害情報から子どもを守るため、児童生徒に対する情報モラルの指導の充実を図るとともに、保護者への啓発に努めます。

施 策	内 容	担当課
子どもに対する性暴力への厳正な対処	子ども女性相談センター、教育委員会など関係機関との連携強化	子ども課
	子ども女性相談センター、子ども課など関係機関との連携強化	教育総務課
被害者への適切な対応	「人権・法律相談」「生活相談」の実施及び警察等との連携	市民課
情報モラルの育成	子どもに対する情報モラルの指導	教育総務課
	P C・携帯電話の有害サイトのアクセス制限の啓発	教育総務課

(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントを防止するため、広報誌、ホームページ等で、周知・啓発を行います。企業には、男女雇用機会均等法に基づく企業主の雇用管理上の配慮義務があることを周知し、その防止対策を徹底するよう働きかけます。

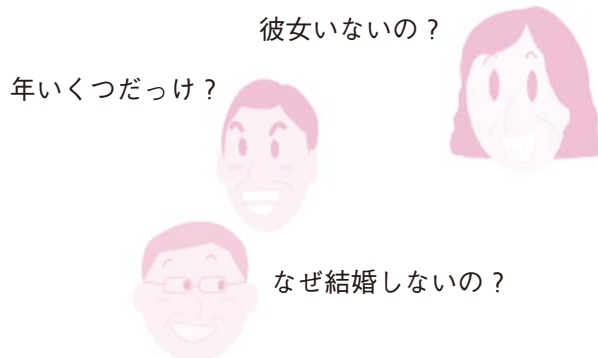
施 策	内 容	担当課
セクシュアル・ハラスメント防止対策などの推進	広報・啓発の推進	人権課

市民の皆さんの取り組み

- DV等の暴力は、重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さないとの姿勢を示しましょう。
- DV等について理解を深めましょう。
- 女性への暴力や相手の気持ちを傷つけるようなことはやめましょう。
- 身近な人が被害にあったときは、関係機関に相談するように勧めましょう。

企業の皆さんの取り組み

- セクシュアル・ハラスメントのない、明るい職場環境を作りましょう。
- セクシュアル・ハラスメント防止に取り組み相談体制を整えましょう。



重点プラン 8 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援

◇ 現状と課題

男女がそれぞれの身体の特性を十分に理解し、互いを尊重しつつ、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成には不可欠なものです。

女性は思春期・妊娠・出産期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージにより、それぞれ特有の健康上の課題があり、健康に関する正確な知識と健康づくりに対する意識が求められています。

本市では、生涯を通じた健康の管理・保持増進のための取り組みを推進していますが、今後も引き続き、一人ひとりが充実した生活を送れるよう、地域活動とも連携した支援の強化が必要です。

また、妊娠・出産が女性固有のものであることから、性と生殖に関する問題については、男女が互いを尊重しつつ、その決定権は女性自らが持つという性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識の啓発が重要となっています。

◇ 施策の方向

(1) 生涯を通じた女性の健康支援

女性自身が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるため、女性のライフサイクルに応じた健康の重要性について正しい認識を持つことができるよう、病気の予防と健康の増進に関する知識の普及啓発に努めるとともに、心の悩みも含めた相談体制の整備や、食育の推進を図ります。

また、女性特有のがんに関する知識や妊娠・出産期、更年期、高齢期の人生の節目にあった適切な健康対策を推進します。

施 策	内 容	担当課
生涯を通じた健康の管理・保持増進のための取り組みの充実	健康相談・健康教育等の保健事業	保健課
	成人期、高齢期における健康診査、検診の推進	保健課
	心の健康相談・自殺予防など、男女の心の健康の維持	社会福祉課
	食育の推進	保健課
	女性特有のがん対策の推進	保健課
	歯の健康づくり(8020運動)の推進	保健課

(2) 妊娠や出産期における心身及び健康の保持増進のための支援

女性が働きながら安心して子どもを産むことができる職場環境を整備することは、女性の能力を発揮するうえでも、また、生涯を通じた女性の健康保持の観点からも重要な課題です。

特に、妊娠中や出産期は、女性にとって健康管理が特に重要であり、加えて出産後も継続して働き続ける女性が増加していることから、安心して産み育てる環境整備を支援していきます。

また、同様に、出産を控え精神的に不安定になるマタニティブルー、周産期や育児期のうつ病など、この時期女性特有のメンタルヘルスへの対応を企業とともに支援していきます。

さらに、子どもの健全な育成のため、子育て家庭への育児支援を行います。

施 策	内 容	担当課
妊娠・出産などに関する健康教育・相談支援等の充実	「いいお産」の普及啓発	子ども課
	母乳育児の普及	子ども課
	心の健康管理及び相談窓口の整備	社会福祉課

(3) 健康をおびやかす問題への対策の推進

HIV/エイズや性感染症、薬物乱用など、健康をおびやかす問題についての広報・啓発や相談体制の充実に努めます。

学校教育を通じて発達段階に応じ、喫煙や飲酒についての健康被害や HIV/エイズや性感染症、薬物乱用の有害性などに関する正確な知識や情報を提供し、被害防止に努めます。

施 策	内 容	担当課
健康をおびやかす問題への対策の推進	HIV/エイズ・性感染症対策の推進	保健課
	学校における薬物乱用防止の指導の充実	教育総務課

市民の皆さんの取り組み

- 男女の心と体の違いについて理解を深めましょう。
- 充実した人生を送るため、日頃から健康づくりに努めましょう。
- 産前、産後並びに育児によるストレスが緩和できるよう家族みんなで支援しましょう。

企業の皆さんの取り組み

- 女性が働きながら子どもを育てるために、育児休業や育児のための短縮時間勤務を導入するなど、職場環境の見直しを図りましょう。
- 妊娠中、出産期には従業員の健康管理に配慮しましょう。
- 心身の健康保持のために検診の充実に努めましょう。



重点プラン9 すべての人が安心して暮らせる条件の整備

◆ 現状と課題

本市の65歳以上の人口比率は26.3%であり、そのうち女性の割合は58.6%ですが、75歳以上になると女性の割合は62.3%を超えています(平成24(2012)年4月現在)。

同じく世帯の状況をみると、高齢者の単独世帯が増加していることから、市内では高齢女性の一人暮らしが増加していることを意味しており、高齢者の問題は、女性の問題でもあるといえます。女性が生涯にわたって安心して生活できる社会を実現するには、高齢者のための社会的支援を整備することが重要です。

高齢者であっても、その多くは、介護を必要としない方々であり、社会参加や就労意欲も旺盛であるといわれています。

そこで、高齢者の社会参加を促進するように、多様な分野における学習活動、地域活動などに参加する機会を促進したり、就労希望者には情報提供したりするなどの支援が求められています。

一方、高齢化の進展に伴い介護を必要とする人たちも増加しており、それを担うのは主に妻の役割となっている現状があります。

女性に偏っている介護負担を家族がみんなで担えるよう、介護に関する知識を普及啓発するとともに、介護を社会全体で負担するように介護保険制度の円滑な運営を図る必要があります。

さらに、本市の障がい者数も増加傾向にあり、障がいの重度化、高齢化の傾向が顕著になっています。

そこで、支援を必要とする高齢者や障がい者が、住みなれた地域社会の中で、安全に安心して暮らせるよう、地域で支えあう仕組みを充実することが課題となっています。

また、高齢者や障がい者、同和地域出身などで社会的に不利な状況にある人たちが、女性であるという理由でさらに不利益を受けることがないように、男女共同参画の視点を持って、自立生活を支援することも必要です。

◆ 施策の方向

(1) 高齢者や障がい者が安心して暮らせる条件の整備

老人クラブ活動、地域におけるボランティア活動など地域活動への積極的な参加を促進します。

高齢者の就業機会の確保を図り、生きがいをもって社会参加できるよう、シルバー人材センター事業の登録支援を促進します。

障がい者の持てる能力を引き出すための就労支援などを行うとともに、スポーツや文化活動など社会活動の場の拡大に努めます。

その際、障がい者等への広報の工夫、アクセス手段、「居場所づくり」への支援等を行います。

高齢者や障がい者が利用しやすいようユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

高齢者や障がい者が住み慣れた地域社会の中で、安全で安心して生活ができるよう、声かけや見守り活動を充実するとともに、在宅福祉サービスの充実に努めます。

施 策	内 容	担当課
高齢者の自立と社会参加の促進	寿大学・婦人中央学級の内容の充実	市民会館
	老人クラブ活動の促進	高齢者課
	地域における日常的な支え合い体制づくり活動などへの参加促進	社会福祉課
	地域における日常的な支え合い体制づくり活動などへの参加促進	高齢者課
	シルバー人材センターの登録支援	高齢者課
障がい者の自立と社会参加の促進	障がい者の働き場の情報提供と就労支援	社会福祉課
	障がい者の雇用促進	社会福祉課
	障がい者のスポーツ・文化活動の積極的な参加促進	社会福祉課
みんなにやさしい社会の形成	ユニバーサルデザインの推進	社会福祉課
	心のバリアフリーの推進	社会福祉課
	心のバリアフリーの推進	高齢者課
	福祉のまちづくりの推進	社会福祉課
介護予防(健康長寿づくり)の推進	老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく総合的な推進体制の強化	高齢者課
質の高い保健・医療サービスの提供	救急医療の確保	保健課
介護保険制度などのサービスの充実	利用者本位のサービス提供の推進	高齢者課
	適正な介護保険制度の運用	高齢者課
高齢者などの在宅環境の整備	民生委員などによる声かけ見守り活動の充実	社会福祉課
	高齢者の在宅福祉サービスなどの充実	高齢者課
	高齢者の権利擁護	高齢者課

施 策	内 容	担当課
障がい者をみんなで 支える社会の構築	障がい者の在宅福祉サービスなどの充実	社会福祉課
	相談支援体制の充実	社会福祉課
	地域生活移行の推進	社会福祉課
	多様な障がいへの対応	社会福祉課

(2) 人権課題への配慮を必要とする女性への支援

高齢期の女性、障がいを持つ女性、同和地域の女性などには、複合的に困難な状況に置かれています。そのため、それぞれの人権課題に配慮したうえで、そうした人たちが安心して暮らせる環境の整備を促進します。

施 策	内 容	担当課
人権問題への対応	「人権教育・啓発の基本指針」に基づく教育・啓発の推進	人権課

市民の皆さんの取り組み

- 高齢者や障がい者が安心して暮らせるようお互いに地域の情報を共有化しましょう。
- 老人クラブやシルバー人材センター事業に積極的に参加しましょう。
- 一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合いましょう。
- ユニバーサルデザインに関心を持ち、高齢者、障がい者への配慮に心がけましょう。





第3章 プランの推進



1 プランの推進体制

(1) 善通寺市人権政策審議会の機能発揮

男女共同参画の効果的な推進には、外部機関として条例に基づき設置された審議会の役割が重要です。善通寺市が実施する男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について評価・提言を行うため、善通寺市人権政策審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

(2) 市長を本部長とする推進本部の機動的開催

男女共同参画に関する施策を一体的に推進するため、市長を本部長、副市長を副本部長とし、各部長を部員とする男女共同参画推進本部を機動的に開催し、施策の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、施策の内容や進捗状況などの評価・見直しを行います。



2 目標とする指標

男女共同参画プランを実効性のあるものとして着実な推進を図るため、男女共同参画推進にかかる指標を設定します。

I 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

内 容	成果目標の名称	単位	平成21 (2009)年度 (実績)	平成32 (2020)年度 (目標)	担当課
「男女共同参画週間」、「人権週間」の周知	人権啓発に関する広報	回	6	10	人権課
男女共同参画を推進する研修会への参加促進	人権講演会や研修会の開催回数	回	2	12	人権課
	人権啓発事業の実施回数	回	7	12	人権課
かがわ男女共同参画推進員の研修会への参加促進	かがわ男女共同参画推進員の参加延べ人数	人	4	6	人権課
「男女共同参画社会基本法」、「善通寺市男女共同参画プラン」などの周知	市ホームページへの掲載				人権課
男女共同参画に関する情報の収集	市の男女共同参画の状況についての満足度	%	16.0	↗	人権課
男女共同参画に関する情報の提供	市民意識調査・事業所アンケートの実施	回	0	1	人権課
男女共同参画に関するホームページの充実	ホームページのアクセス数	回	0	10,000	人権課
県等との連携及び男女共同参画に関する総合的な相談体制の充実	人権擁護委員による人権相談回数	回	12	12	人権課
学校教育全体を通じた指導の充実	学校教育環境についての満足度	%	26.2	↗	教育総務課
男女共同参画を推進する講演会への参加促進	生涯学習関連の講座・教室の参加者数	人	7,949	9,000	生涯学習課
	男女共同参画を推進する講演会への参加	回	0	1	人権課
保育関係者の意識啓発	保育士研修及び人権保育研修への参加	回	12	20	子ども課

Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

内 容	成果目標の名称	単位	平成21 (2009)年度 (実績)	平成32 (2020)年度 (目標)	担当課
市の審議会等の委員への女性登用率の向上のため、「審議会等の委員への女性の登用推進要綱」(案)に基づき、女性の積極的な登用推進の要請、女性の登用状況についての調査、情報の提供	審議会などにおける女性委員の比率	%	18.9	30.0	人権課
市での女性職員の職域拡大と、管理・監督者への女性の登用の推進	市職員の女性管理職の登用	%	14.5	↗	秘書課
男女共同参画の意識を定着させるための広報・啓発	男女共同参画の意識の定着のための広報	回	0	1	人権課
男女雇用機会均等法、労働基準法などの周知	市広報への掲載による啓発	回	0	1	商工観光課
社会全体での子育て支援ネットワークの充実	パソコン及び携帯電話での情報提供に係るアクセス件数	件	20,561	35,000	子ども課
乳幼児期からの健康に配慮した食育に関するネットワークづくり	保育所献立検討会・離乳食及び幼児食講習の開催	回	36	48	子ども課
相談・援助体制の充実	子育て支援に関する活動参加希望率	%	18.2	↗	子ども課
子育て支援総合コーディネーターの取り組みの促進	子育て支援体制の状況	%	25.0	↗	子ども課
延長・休日保育、一時保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実	病児・病後児保育実施施設数	カ所	2	3	子ども課
	一時保育実施保育所数	カ所	1	2	子ども課
	延長保育実施保育所数	カ所	7	7	子ども課
	休日保育実施保育所数	カ所	1	2	子ども課
相談・助言体制づくりの促進	サービス情報等に関する利用者からの相談件数	件	696	1,000	子ども課
保育所における地域子育て支援サービスの充実	地域子育て支援センター開設数	カ所	1	3	子ども課
保育環境の計画的な整備促進	児童環境づくり推進委員会の開催	回	1	2	子ども課
障がい児の療育体制の充実	児童デイサービス利用者数	人	16	↗	社会福祉課

内 容	成果目標の名称	単位	平成21 (2009)年度 (実績)	平成32 (2020)年度 (目標)	担当課
障がい児の療育体制の充実	障がい児保育実施施設数	カ所	7	7	子ども課
子どもの居場所づくりの推進	つどいの広場開設数	カ所	2	3	子ども課
母子自立支援員などによる相談	資格取得のための修業人数	人	1	8	子ども課
民生・児童委員活動の充実	子どもに関する相談・支援件数	件	954	1,000	社会福祉課
労働基準法、男女雇用機会均等法とその指針の周知のための広報・啓発	労働基準法、男女雇用機会均等法とその指針の周知のための広報・啓発	回	0	1	商工観光課
企業主に対する再雇用制度の普及啓発	パンフレット配布による啓発	回	1	1	商工観光課
休職中の一時保育事業についての周知	パソコン及び携帯電話による情報提供に係るアクセス数	件	20,561	35,000	子ども課
課題解決型実践的活動への取り組み	女性団体からの提案事業数	件	— H23年度 新規事業	4	政策課
地域におけるさまざまな活動への女性の参画促進	コミュニティ活動(地域活動)・ボランティア活動への参加状況	%	23.7	↗	政策課
自主防災組織の育成・強化	1年間に、防災・防災訓練に参加したことがある人	%	11.2	↗	防災管理室
防災分野など地域における多様な分野への女性の参画拡大	防災会議の女性委員の比率	%	0	↗	防災管理室

Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

内 容	成果目標の名称	単位	平成21 (2009)年度 (実績)	平成32 (2020)年度 (目標)	担当課
若年層を対象とするDV等の予防啓発	広報による予防啓発	回	2	4	人権課
「善通寺市人権教育・啓発の基本指針」の施策の推進	善通寺市人権政策審議会開催	回	5	4	人権課
広報・啓発の推進	DV、セクシュアル・ハラスメント、相談窓口の広報・啓発	回	2	3	人権課
若年層を対象とした人権講演会の開催の情報提供	若年層を対象とした人権講演会の広報	回	0	2	人権課
子ども女性相談センターや警察における相談窓口の情報提供	夫からの暴力等による女性相談件数	件	14	0	子ども課
緊急保護施設、一時保護施設などとの連携	一時保護施設への保護件数	件	5	0	子ども課
広域連携による保護の情報提供	DV等女性相談に係る子ども女性相談センター他、関係機関への情報提供数	件	5	0	子ども課
子ども女性相談センター、教育委員会など関係機関との連携強化	要保護児童対策地域連絡協議会の開催	回	4	6	子ども課
健康相談・健康教育等の保健事業	保健事業への参加者数	人	20,094	21,000	保健課
成人期、高齢期における健康診査・検診の推進	胃がん・大腸がん・前立腺がん・肺がん検診受診率	%	37.3	50.0	保健課
心の健康相談・自殺予防など、男女の心の健康の維持	ふれあいポート善通寺延べ利用者数	人	461	↗	社会福祉課
食育の推進	食育推進事業への参加者	人	6,887	7,200	保健課
女性特有のがん対策の推進	乳がん・子宮頸がん検診受診率	%	25.0	50.0	保健課
歯の健康づくり(8020運動)の推進	成人歯科健康診査実施数	人	147	300	保健課
「いいお産」の普及啓発	妊婦一般健康診査利用率	%	73.7	90.0	子ども課

内 容	成果目標の名称	単位	平成21 (2009)年度 (実績)	平成32 (2020)年度 (目標)	担当課
母乳育児の普及	母乳育児の普及率	%	45.8	60.0	子ども課
寿大学・婦人中央学級の 内容の充実	寿大学・婦人中央学級参加人数	人	寿大学 (2,864人) ・婦人中央学級 (1,440人)	寿大学 (3,000人) ・婦人中央学級 (1,500人)	市民会館
老人クラブ活動の促進	老人クラブ会員数	人	3,444	↗	高齢者課
地域における日常的な支 え合い体制づくり活動な どへの参加促進	福祉ボランティア登録者数	人	807	900	社会福祉課
	ボランティア登録団体数	団体	31	35	社会福祉課
地域における日常的な支 え合い体制づくり活動な どへの参加促進	社会福祉協議会会員世帯	世帯	9,209	↗	社会福祉課
シルバー人材センターの 登録支援	シルバー人材センター会員数	人	1,229	↗	高齢者課
障がい者の働き場の情 報提供と就労支援	訓練等給付(就労支援など)の支給 決定者数	件	27	↗	社会福祉課
障がい者の雇用促進	就労移行支援利用件数	件	5	→	社会福祉課
障がい者のスポーツ・文 化活動の積極的な参加	地域活動やスポーツ・文化活動に参 加している障がい者数	人	26	↗	社会福祉課
心のバリアフリーの推進	相談支援事業所(精神)の利用件数 と実利用人数	件 (人)	570 (25)	↗	社会福祉課
利用者本位のサービス提 供の推進	高齢者支援体制の満足度	%	28.5	↗	高齢者課
適正な介護保険制度の 運用	要介護認定率	%	13.4	→	高齢者課
民生委員などによる声か け、見守り活動の充実	見守り・声かけの訪問回数	回	18,504	19,400	社会福祉課
障がい者の在宅福祉サー ビスなどの充実	居宅生活介護実利用者数	人	32	↗	社会福祉課
相談支援体制の充実	相談支援事業所(身体・知的)の利用 件数と実利用人数	件 (人)	10,106 (177)	↗	社会福祉課
地域生活移行の推進	移動支援事業の支給決定者数	件	49	↗	社会福祉課

3 プランの施策実施状況の管理

男女共同参画に関する施策を推進するため、個々の施策の進捗状況について定期的に調査し、評価、見直しした結果を毎年度公表するなど、プランの進行管理を行います。

4 関係機関との連携

プランが目標とする男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、国や県などの動きと連動しながら進める必要があります。そこで、国・県・近隣市町や男女共同参画を推進する組織・団体等との連携・協力体制を強化し、研修や啓発活動等の一体的な取り組みを推進します。

5 市職員の意識啓発

市職員の男女共同参画の意識の定着を図り、全庁的に男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、研修などを通して管理職員や一般職員の意識啓発に努めます。

6 市民の参加、協力、理解の促進

男女共同参画社会を実現するためには、行政の取り組みとともに市民の積極的な参加と協力が重要です。

そこで、男女共同参画社会の形成に関する情報を収集し、職場、家庭、地域等あらゆる分野において、自主的な取り組みが図られるよう市広報・ホームページ等での情報や学習機会の提供を行います。

7 推進のための調査、情報の収集と提供

男女共同参画社会の形成についての市の実態把握のために、定期的に市民意識調査・企業アンケートを実施します。



參考資料



1 関連指標

本プランは、「善通寺市人権政策審議会」の意見や提案を踏まえて策定しています。

策定の過程では、「善通寺市人権政策審議会」の意見を尊重するとともに、平成24(2012)年2月に善通寺市在住の20歳以上から79歳までの男女2,000人を対象に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」及び市内の6名以上の従業員が勤務している100事業所を対象に実施した「男女共同参画社会に関する事業所アンケート調査」の結果及びパブリックコメントをとおして寄せられた市民の意見や要望を踏まえて策定しています。

2 男女共同参画社会に関するアンケートの概要

§ 市民意識調査 §

調 査 対 象	市内に在住する20歳以上から79歳までの男女(H24.1.1現在)
抽 出 方 法	層化二段無作為抽出法
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収
有 効 回 収 数	867人(有効回収率43.4%) 男:363人・女:499人 無回答:5人
調 査 期 間	平成24(2012)年2月2日～2月13日

※集計結果は小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%ちょうどにならない場合があります。

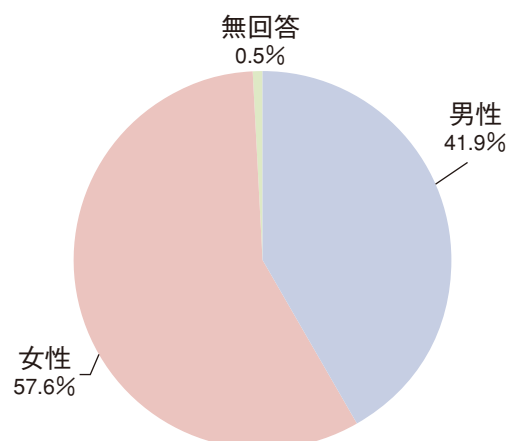
<調査対象者の属性>

◇ 年齢別・性別集計

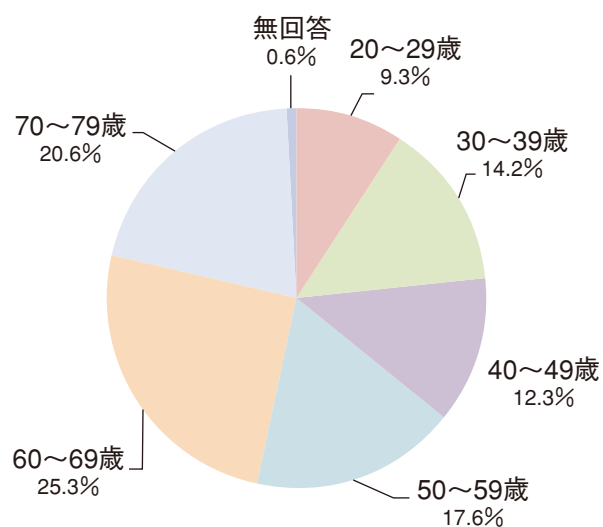
(単位：人)

性別	回答数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	無回答
男性	363	40	57	39	60	97	70	
女性	499	41	66	68	93	122	109	
無回答	5							5
合計	867	81	123	107	153	219	179	5

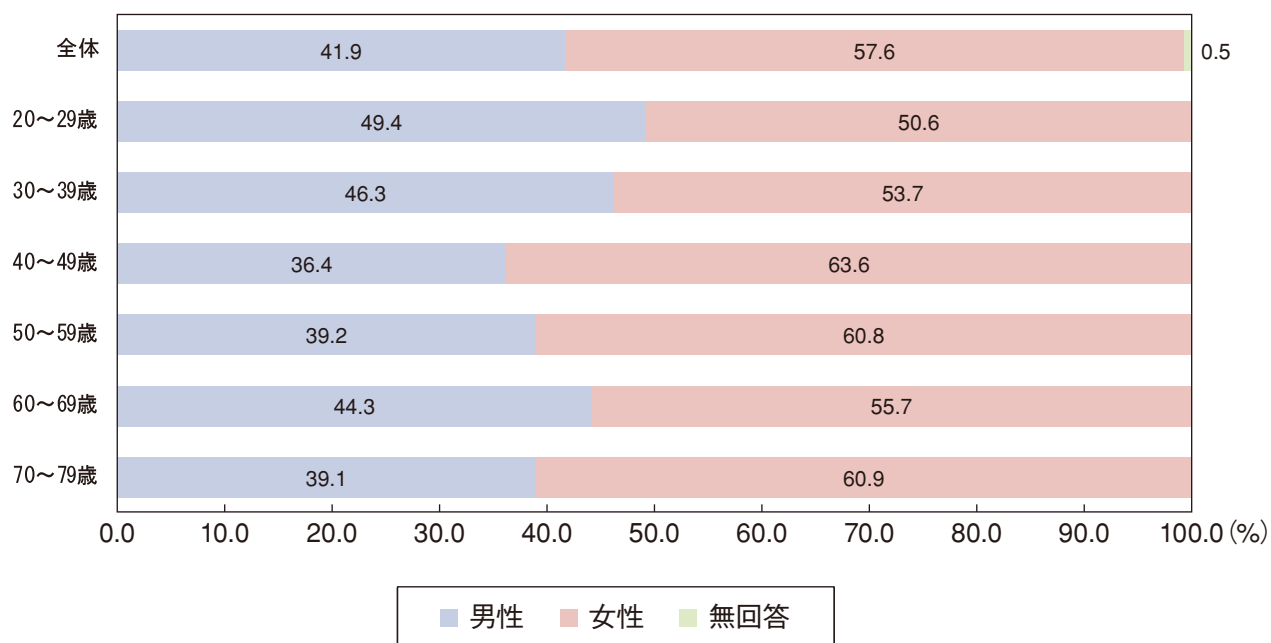
◇ 性別



◇ 年齢別



◇ 性別/年齢別



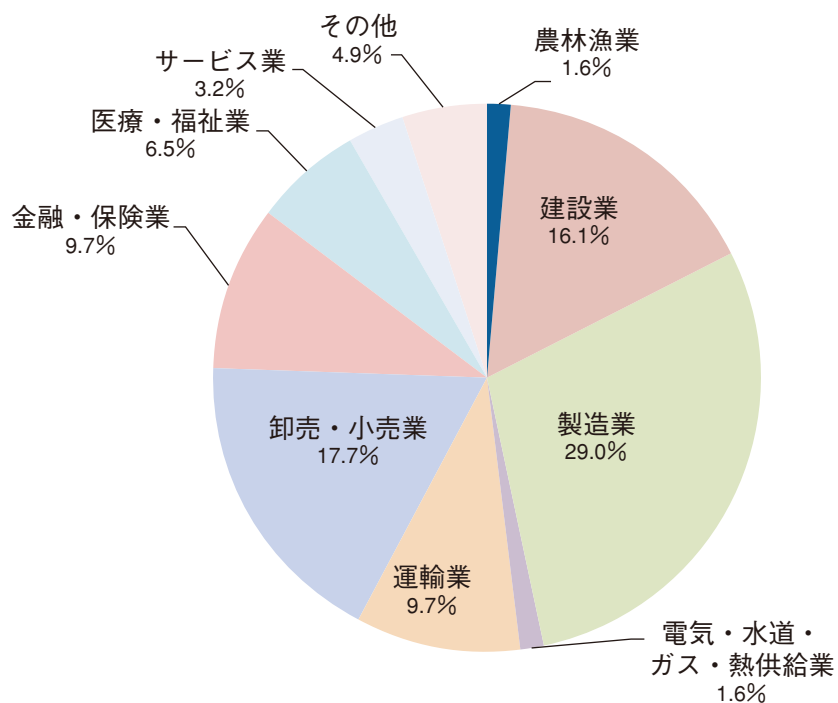
§ 事業所アンケート調査 §

調査対象	市内の6名以上の従業員がいる100事業所を対象(H24.1.1現在)
抽出方法	無作為抽出法
調査方法	郵送配布・郵送回収
有効回収数	62事業所(有効回収率62.0%)
調査期間	平成24(2012)年2月17日～2月29日

<事業所の状況>

◇ 主な業種

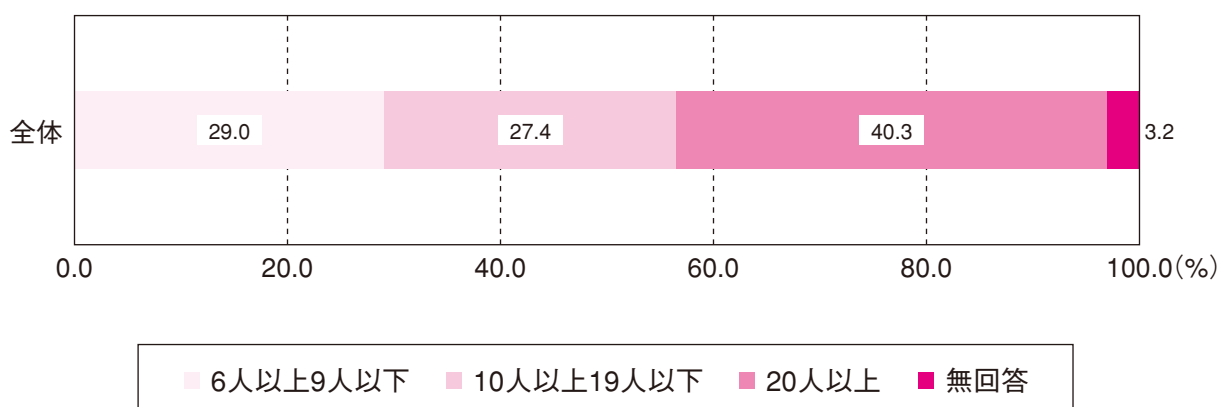
事業所数



◇ 事業所の従業員規模

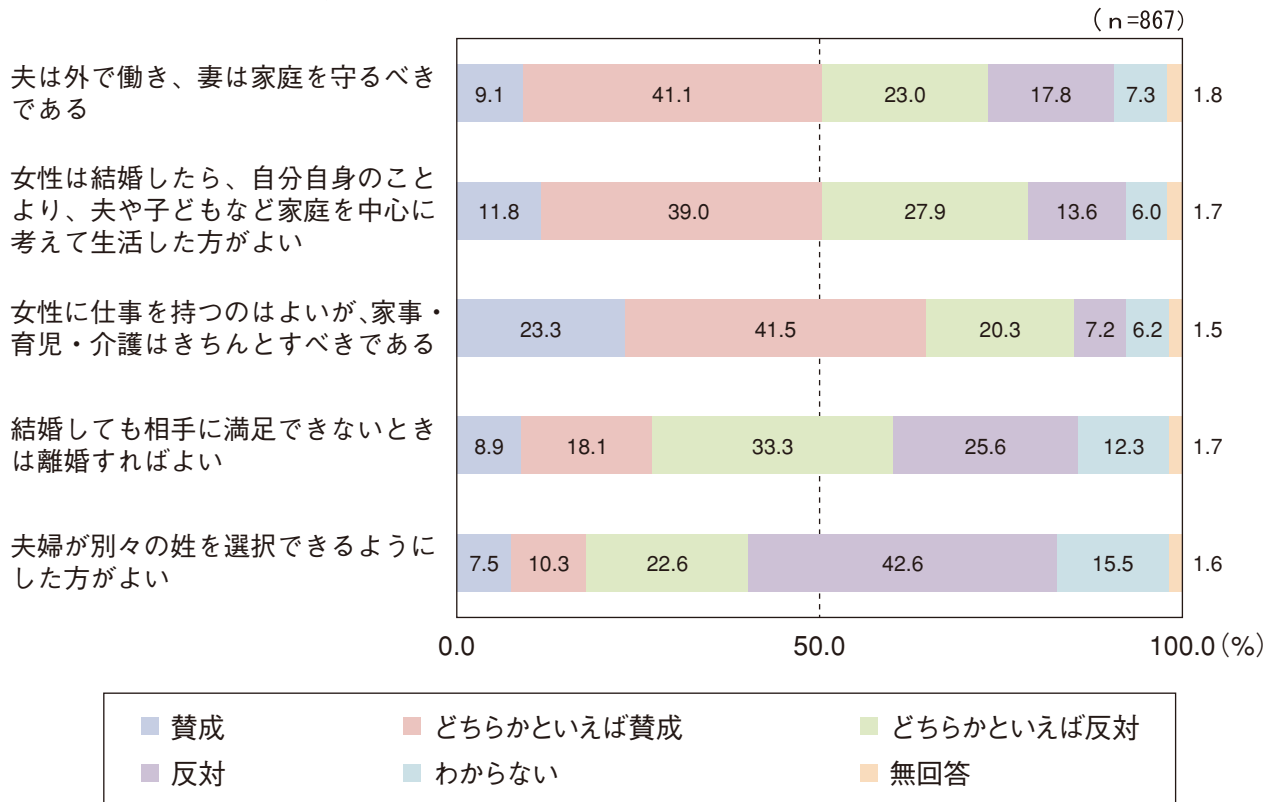
(単位: %)

集計項目	6人以上 9人以下	10人以上 19人以下	20人以上	無回答	合計
全 体	29.0	27.4	40.3	3.2	100.0

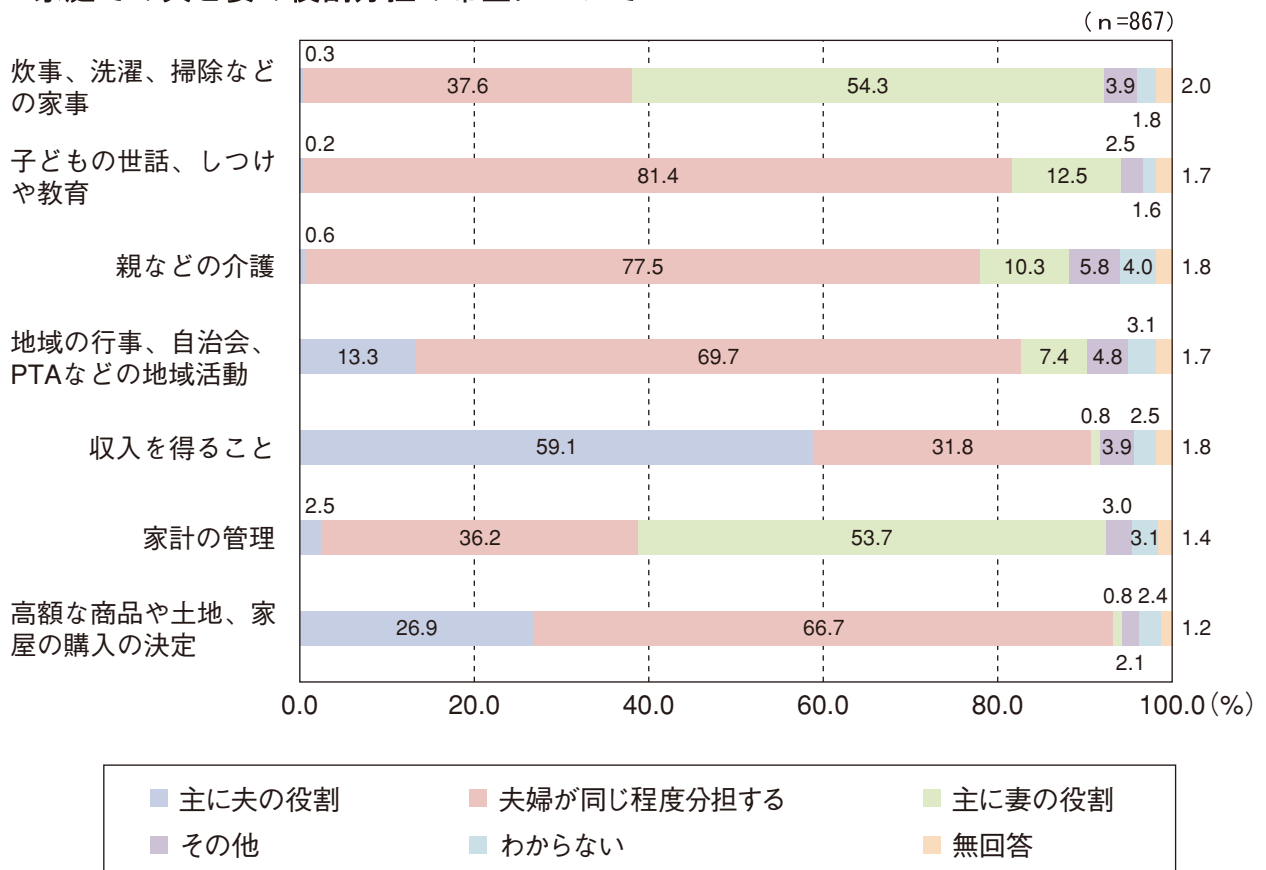


■ 市民意識調査

◇ 家庭生活と家族観（男女の役割）について

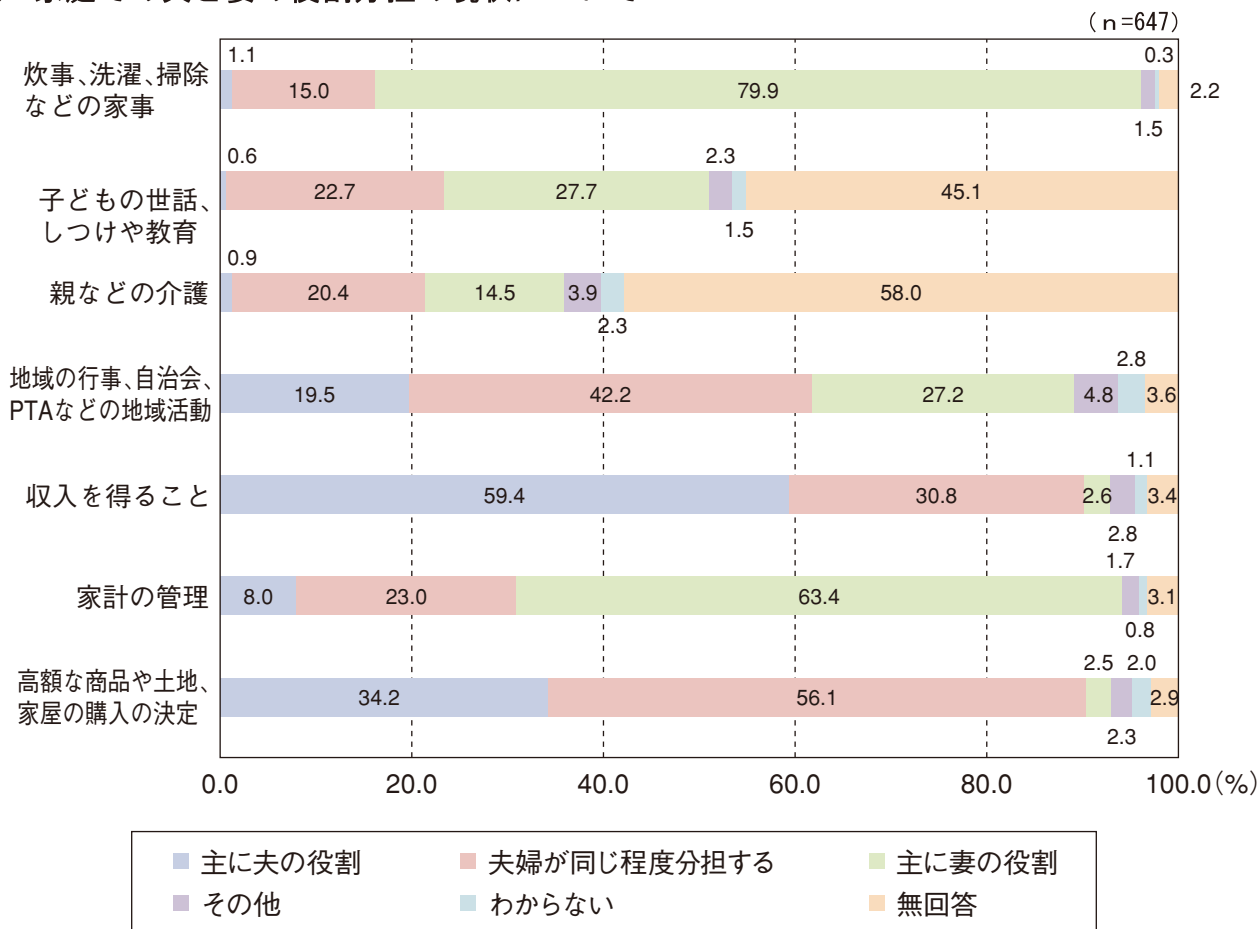


◇ 家庭での夫と妻の役割分担の希望について

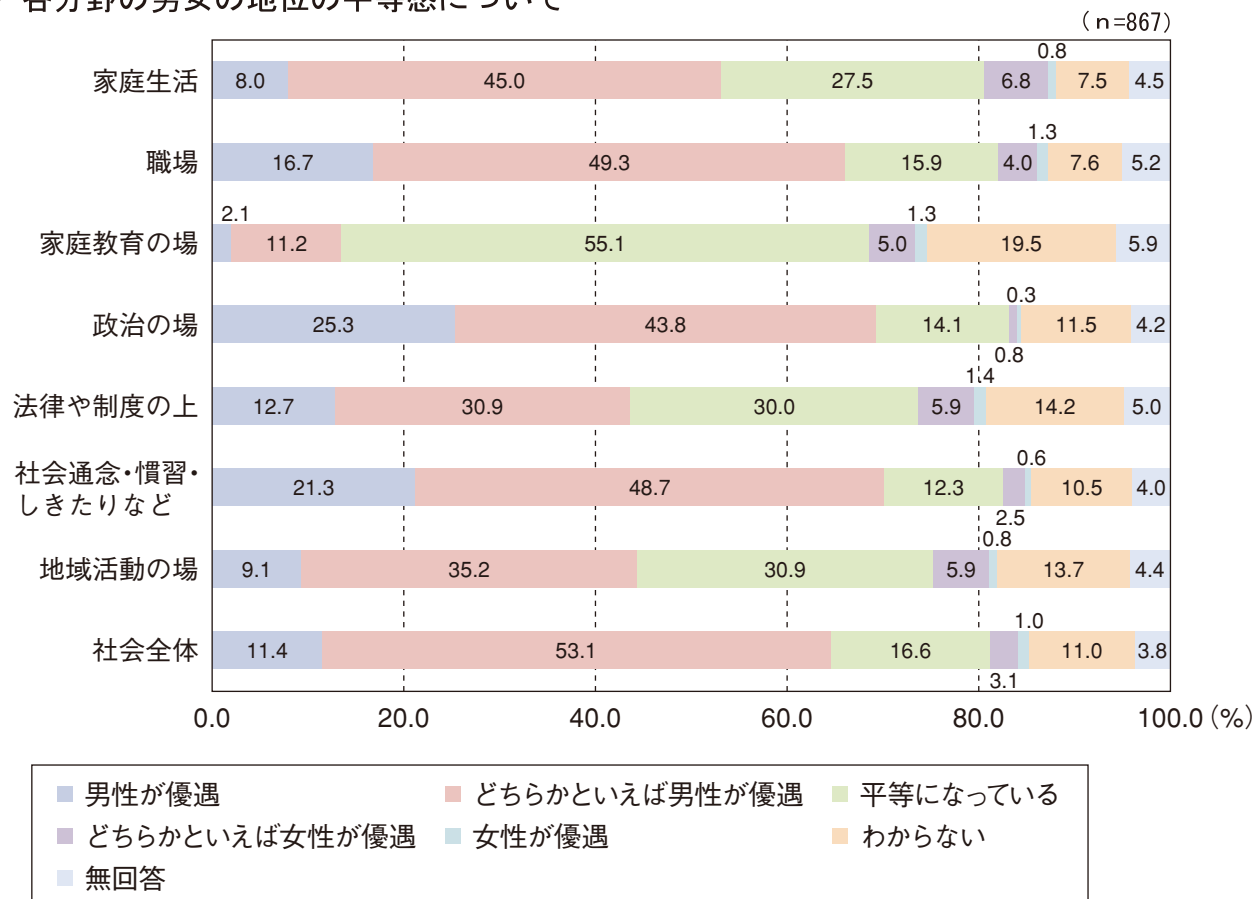


資料：「善通寺市男女共同参画社会に関する意識調査」（2012 年）

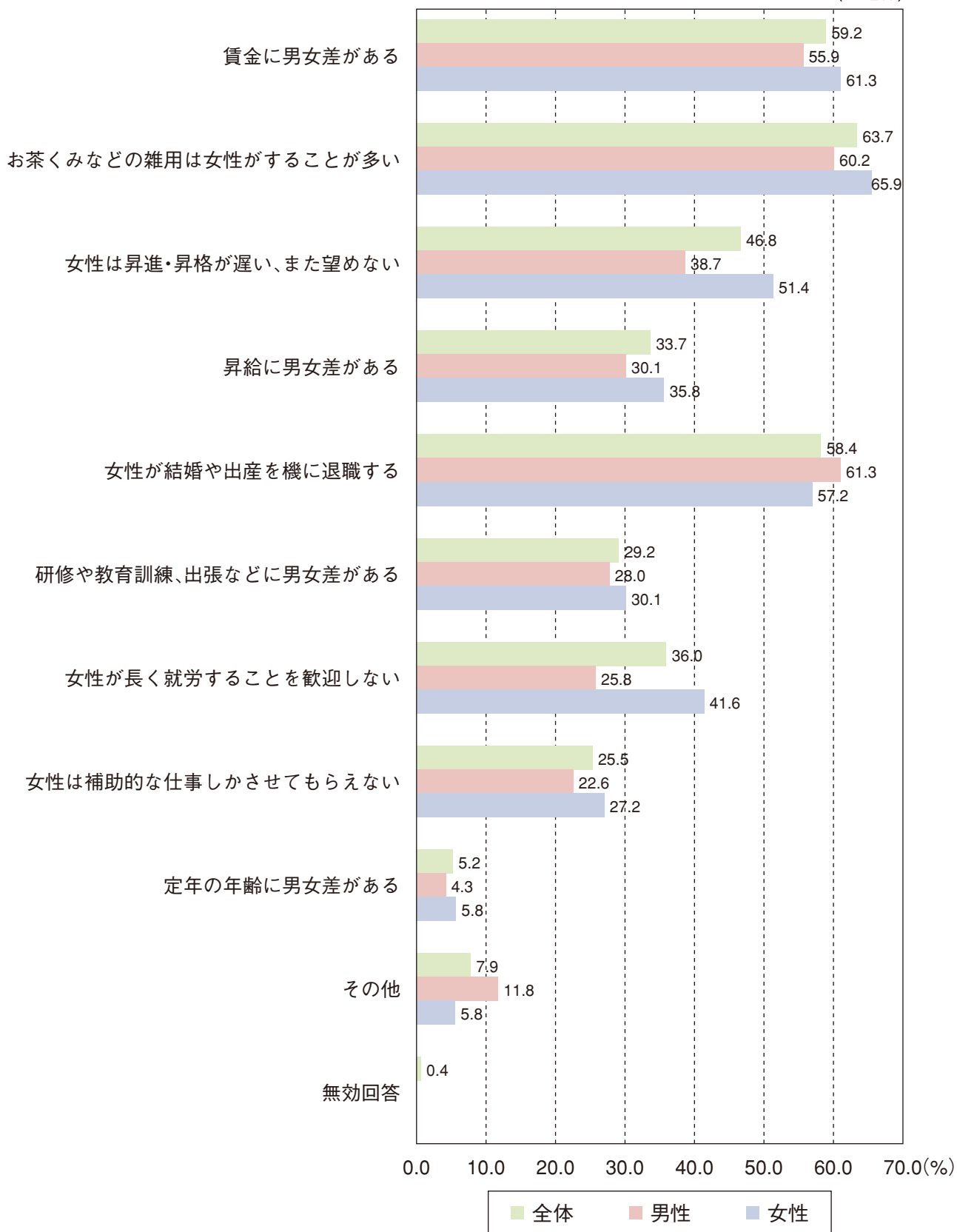
◇ 家庭での夫と妻の役割分担の現状について



◇ 各分野の男女の地位の平等感について



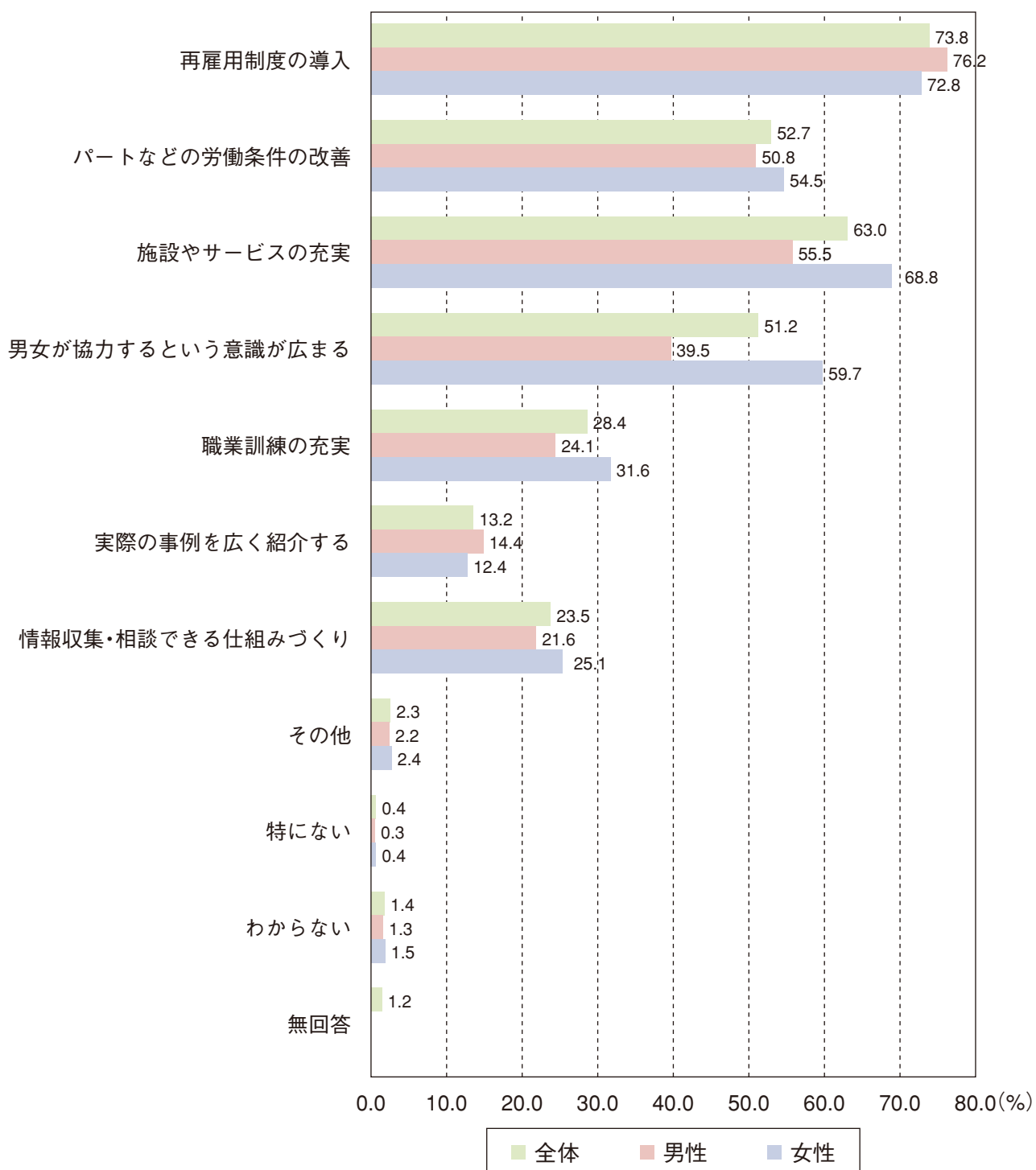
◇ 社会において、女性の能力は十分活用されていると思わない理由について(複数回答)
(n=267)



資料：「善通寺市男女共同参画社会に関する意識調査」(2012年)

◇ 女性の再就職のために必要なことについて(複数回答)

(n=782)

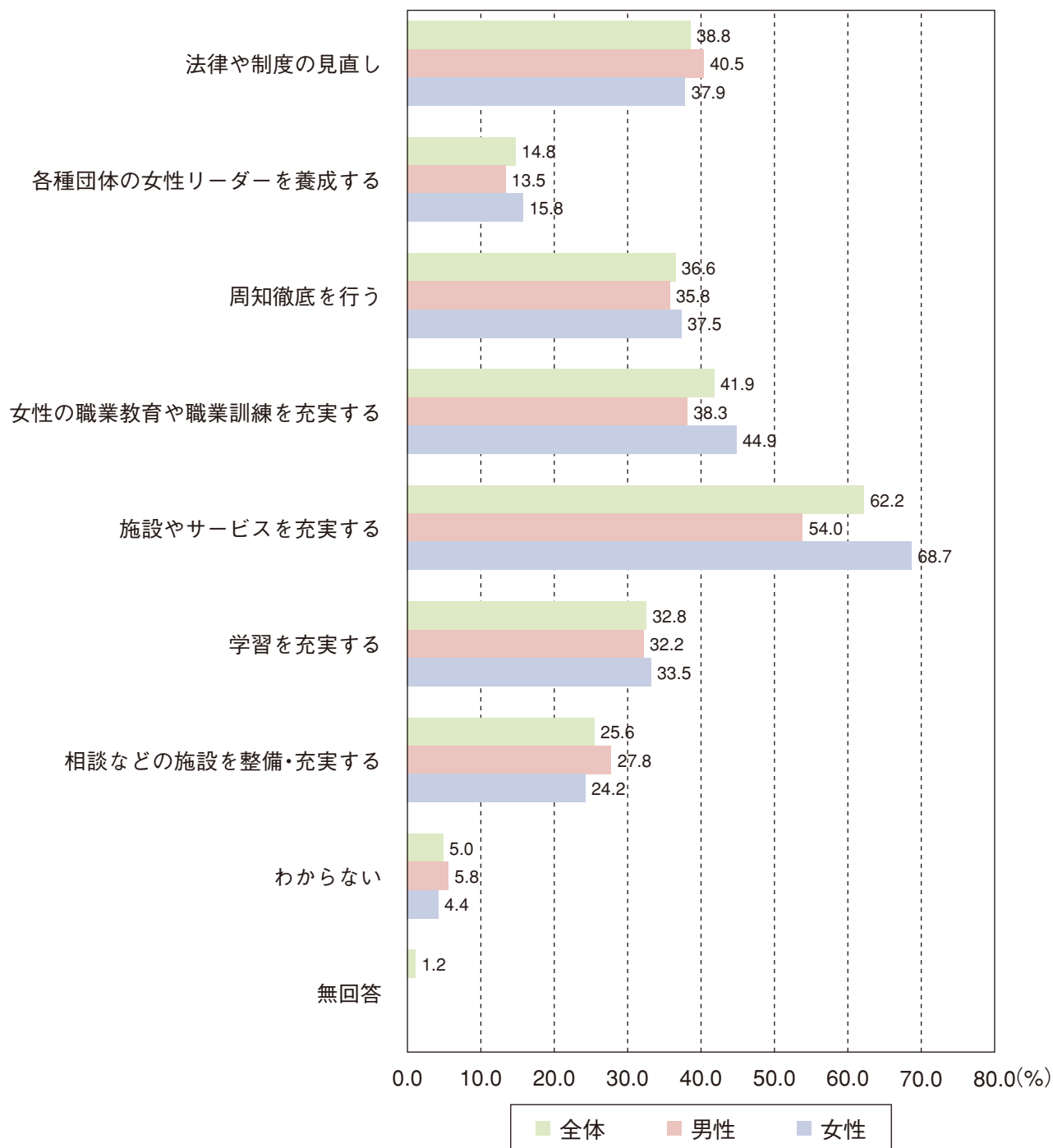


資料：「普通寺市男女共同参画社会に関する意識調査」(2012年)

◇ 男女共同参画社会の形成について

① 行政が力を入れること(複数回答)

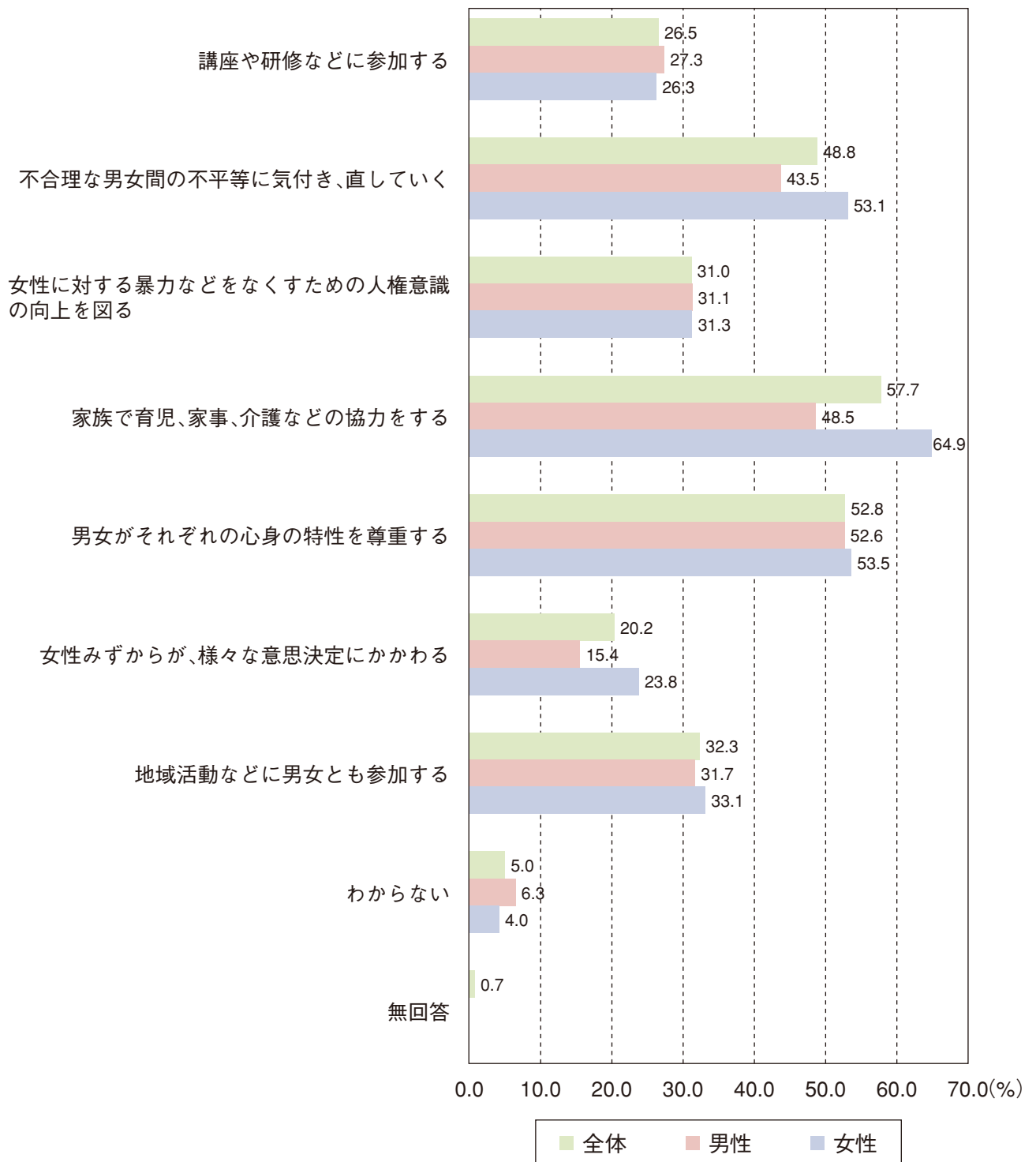
(n=867)



資料：「普通寺市男女共同参画社会に関する意識調査」(2012年)

② 市民が力を入れること(複数回答)

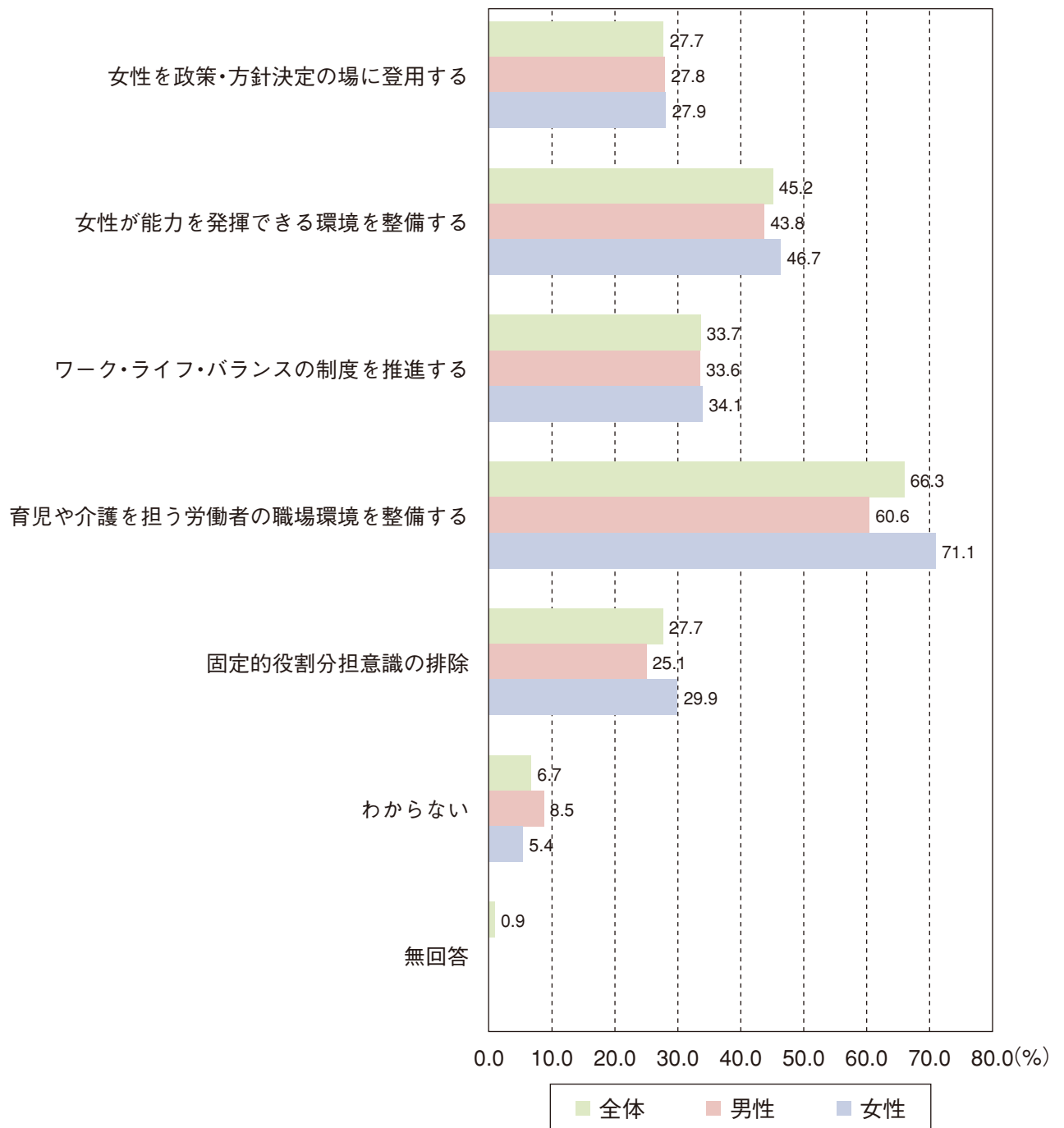
(n=867)



資料：「普通寺市男女共同参画社会に関する意識調査」(2012 年)

③ 両方が力を入れること(複数回答)

(n=867)



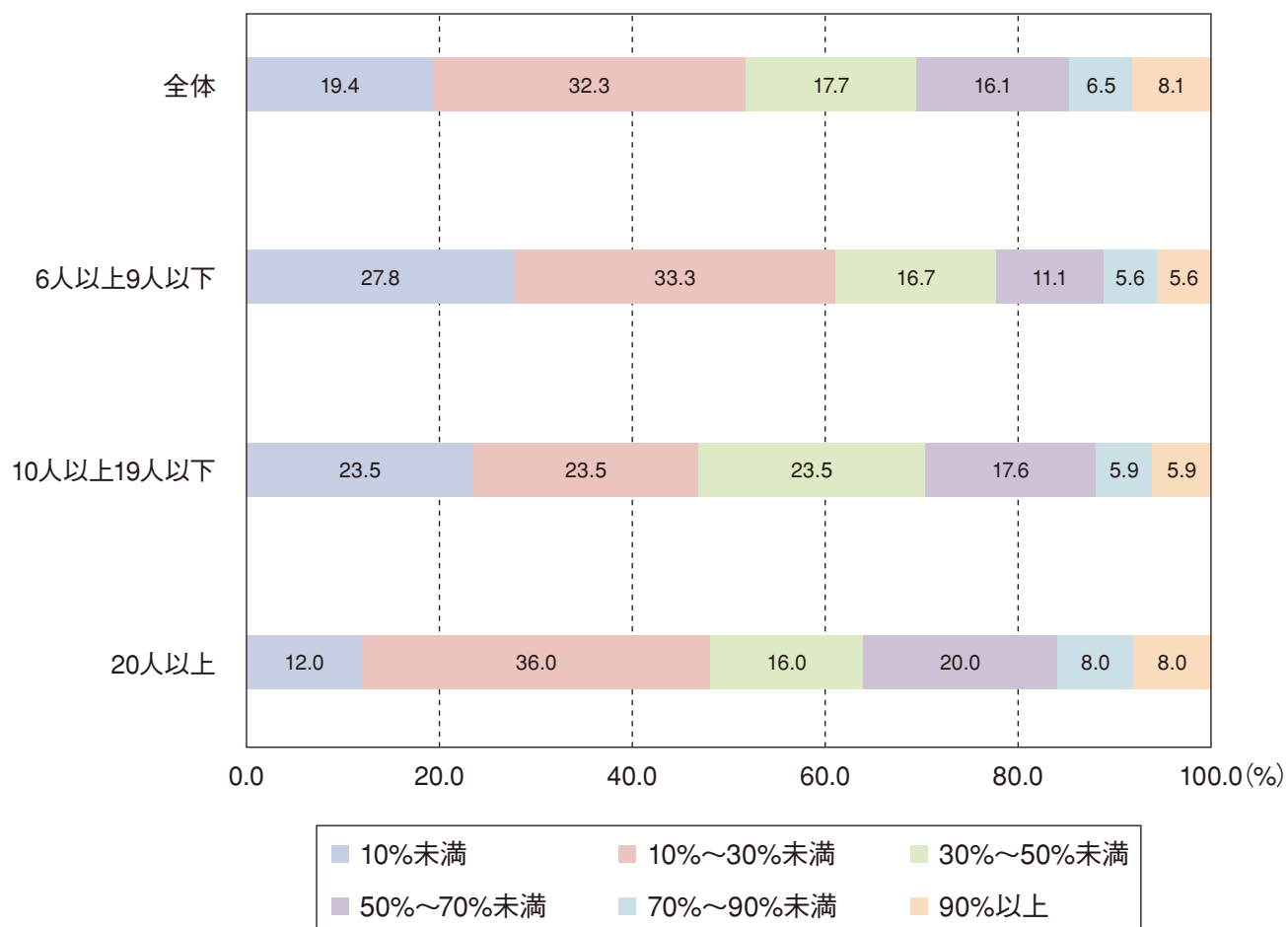
資料：「普通寺市男女共同参画社会に関する意識調査」(2012 年)

■ 事業所アンケート

◆ 事業所の従業員のうち、女性の占める割合について

(n=62) (単位：%)

集計項目	10%未満	10%～30%未満	30%～50%未満	50%～70%未満	70%～90%未満	90%以上
全 体	19.4	32.3	17.7	16.1	6.5	8.1
6人以上 9人以下	27.8	33.3	16.7	11.1	5.6	5.6
10人以上 19人以下	23.5	23.5	23.5	17.6	5.9	5.9
20人以上	12.0	36.0	16.0	20.0	8.0	8.0

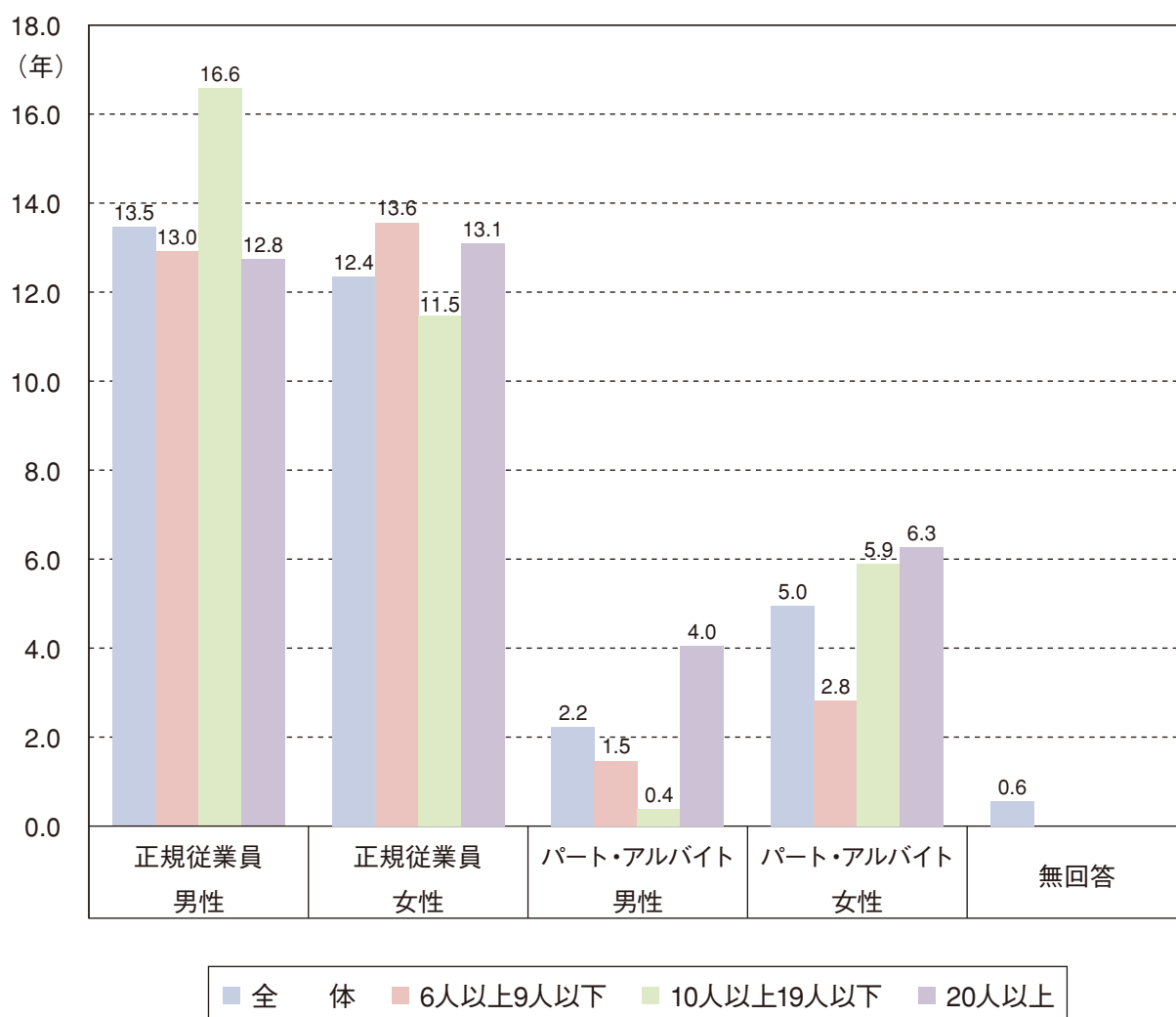


資料：「善通寺市男女共同参画社会に関する事業所アンケート」(2012 年)

◆ 事業所の従業員の平均勤続年数について

(n=62) (単位：年)

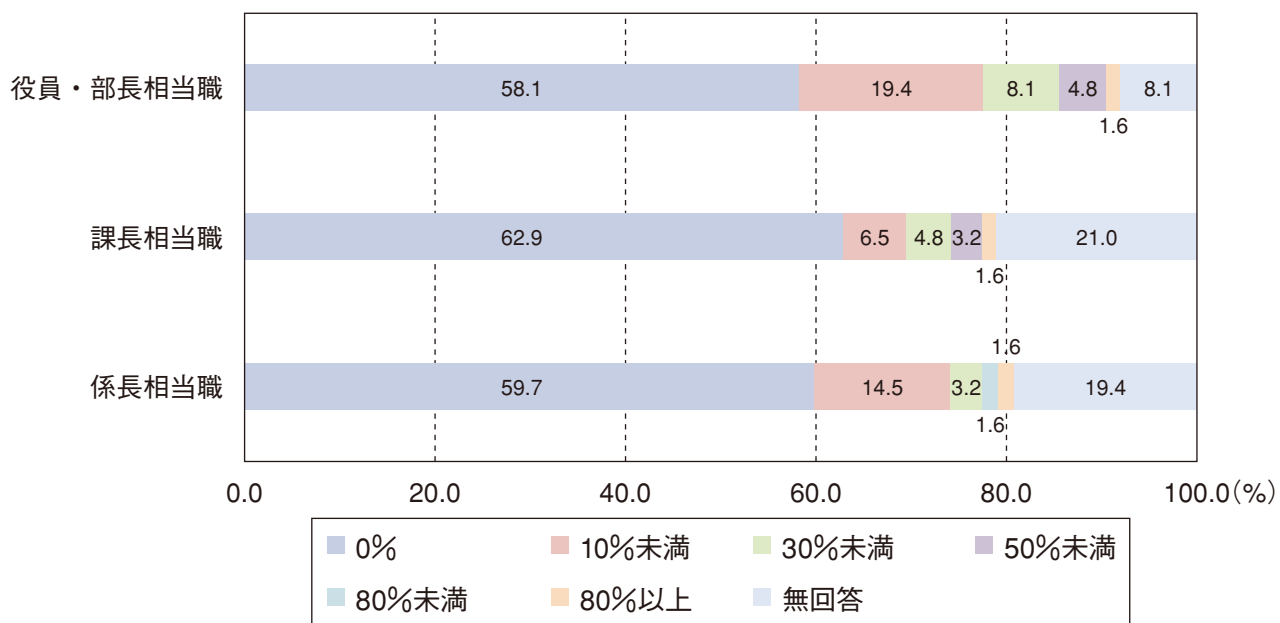
集計項目	正規従業員 男性	正規従業員 女性	パート・アルバイト 男性	パート・アルバイト 女性	無回答
	一事業所当たり 平均年数	一事業所当たり 平均年数	一事業所当たり 平均年数	一事業所当たり 平均年数	一事業所当たり 平均年数
全 体	13.5	12.4	2.2	5.0	0.6
6人以上 9人以下	13.0	13.6	1.5	2.8	
10人以上 19人以下	16.6	11.5	0.4	5.9	
20人以上	12.8	13.1	4.0	6.3	



資料：「善通寺市男女共同参画社会に関する事業所アンケート」（2012 年）

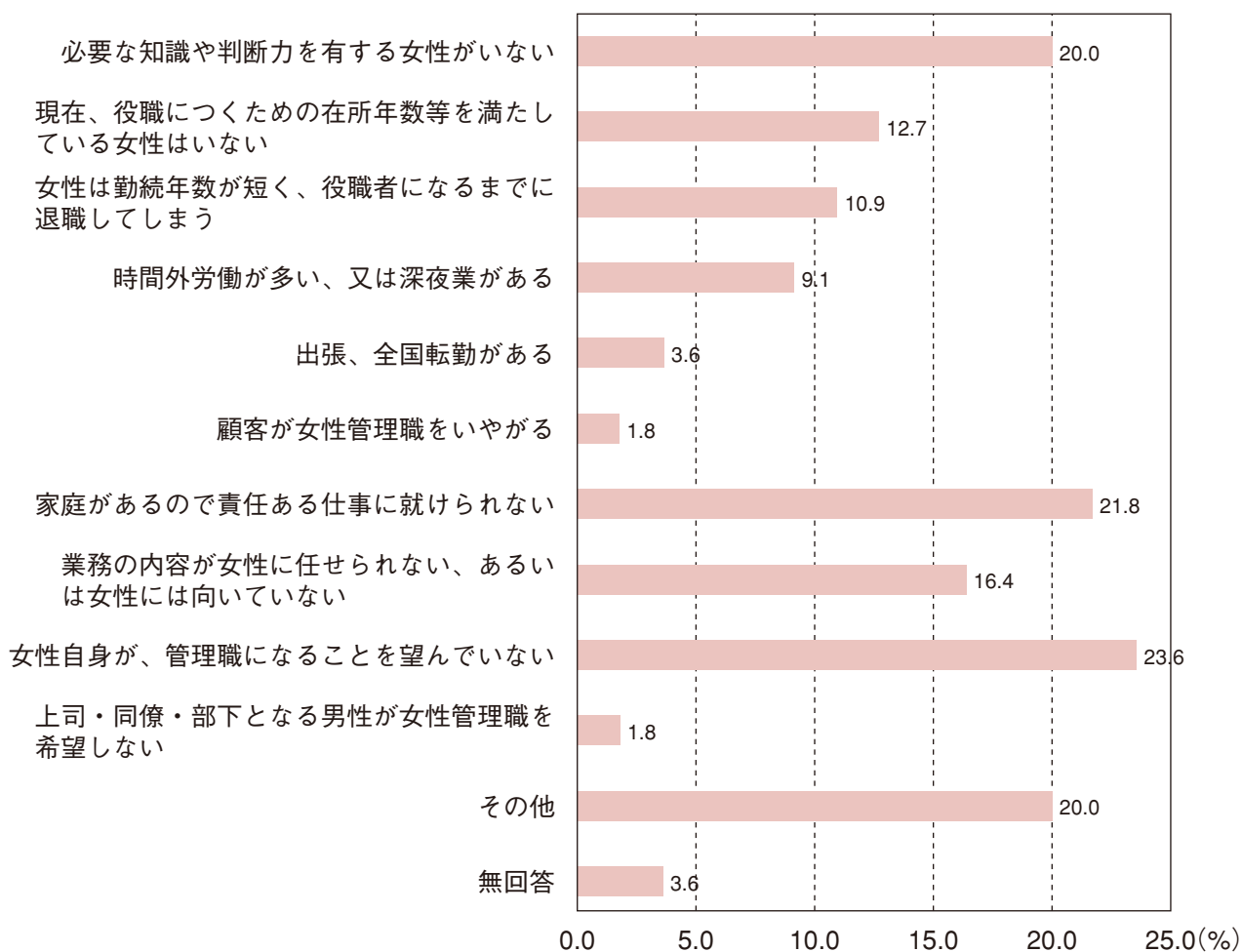
◆ 事業所において現在、役職における女性従業員の占める割合について

(n=62)



◆ 女性管理職が少ない（1割未満）理由について（複数回答）

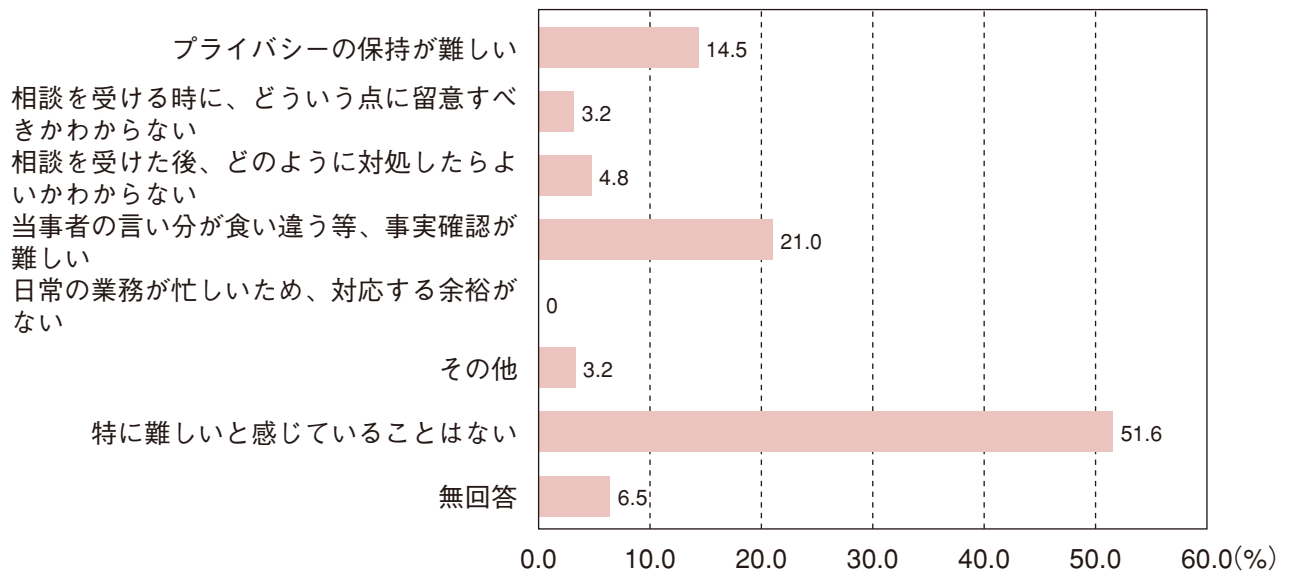
(n=62)



資料：「普通寺市男女共同参画社会に関する事業所アンケート」（2012年）

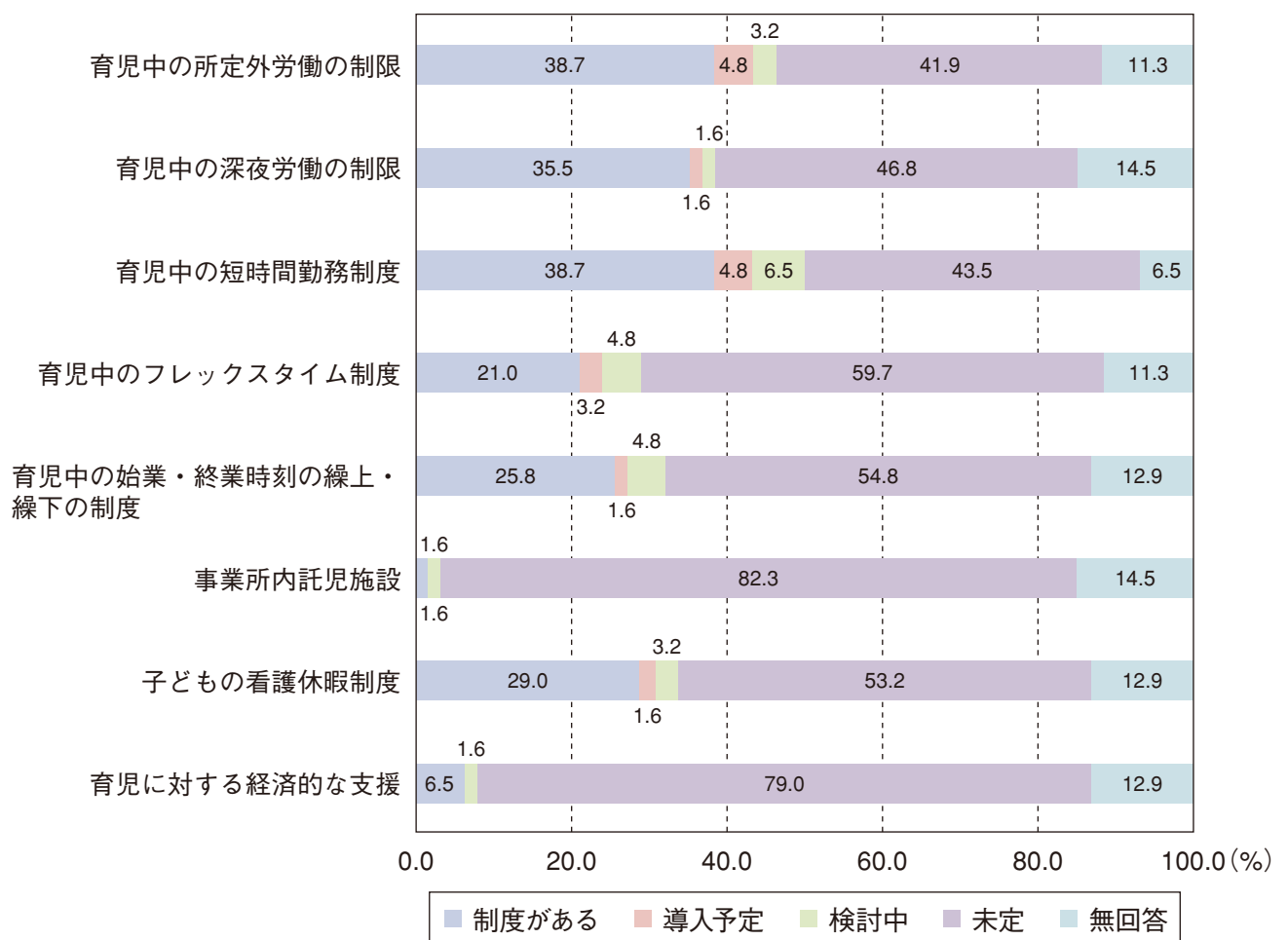
◆ 事業所において、セクシュアル・ハラスメントが起こった場合、対応として特に難しいと感じていることについて（複数回答）

(n=62)



◆ 働きながら子育てを行う従業員に対する制度の有無、無い場合の今後の予定について

(n=62)

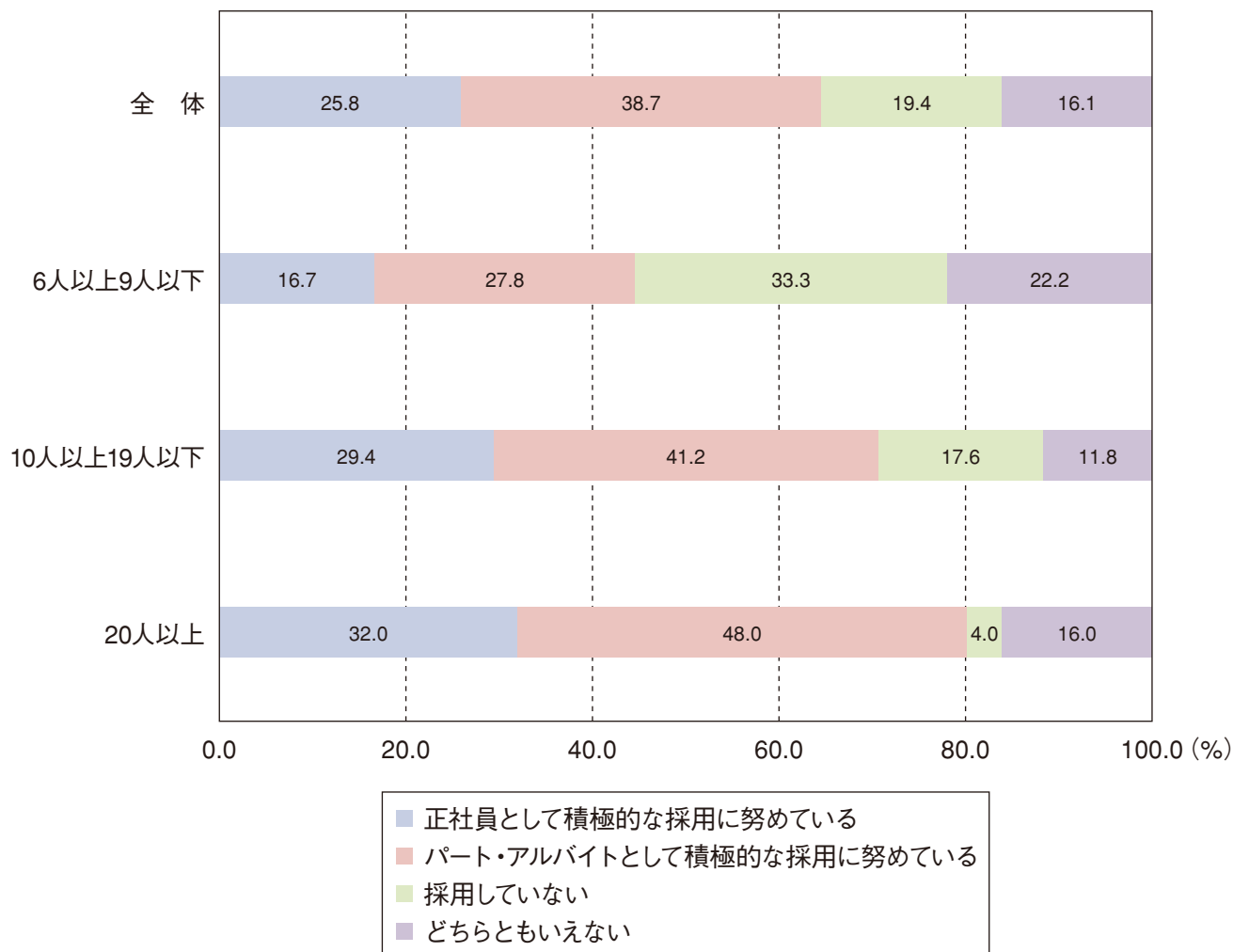


資料：「普通寺市男女共同参画社会に関する事業所アンケート」（2012 年）

◆ 子どもを持つ女性の再就職・復職について

(n=62) (単位：%)

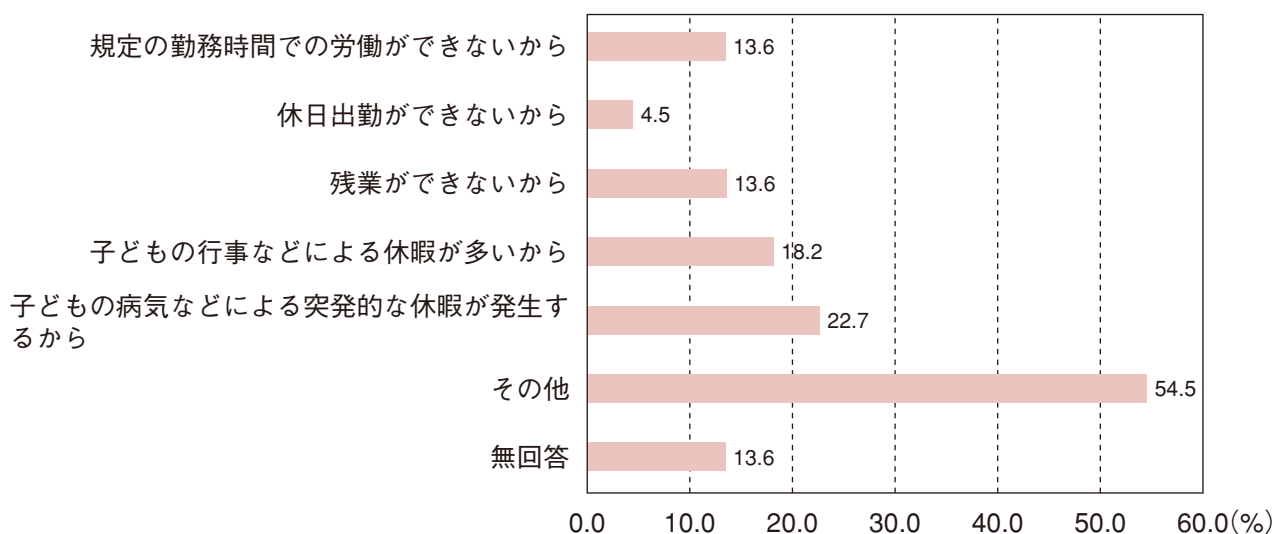
集計項目	正社員として 積極的な採用に 努めている	パート・アルバイト として積極的な採 用に努めている	採用していない	どちらとも いえない
全 体	25.8	38.7	19.4	16.1
6人以上9人以下	16.7	27.8	33.3	22.2
10人以上19人以下	29.4	41.2	17.6	11.8
20人以上	32.0	48.0	4.0	16.0



資料：「善通寺市男女共同参画社会に関する事業所アンケート」(2012 年)

◆ 子どもを持つ女性を積極的に採用していない理由について（複数回答）

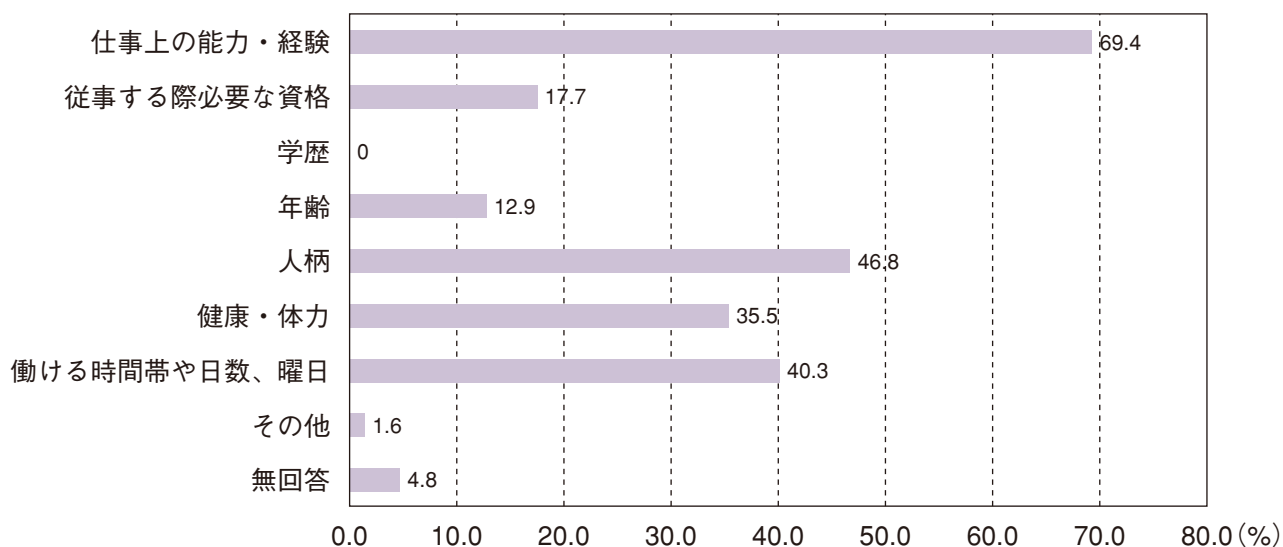
（n=22）



◆ 育児等により退職した後再就職を希望する女性を中途採用するとすれば重視したい条件について（複数回答）

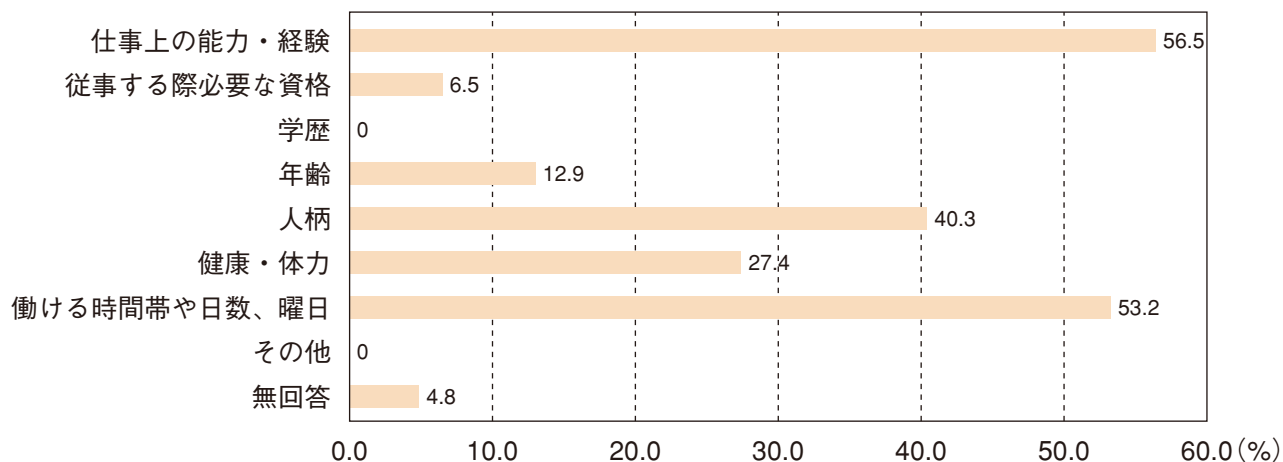
○ 正規従業員

（n=62）



○ 非正規従業員

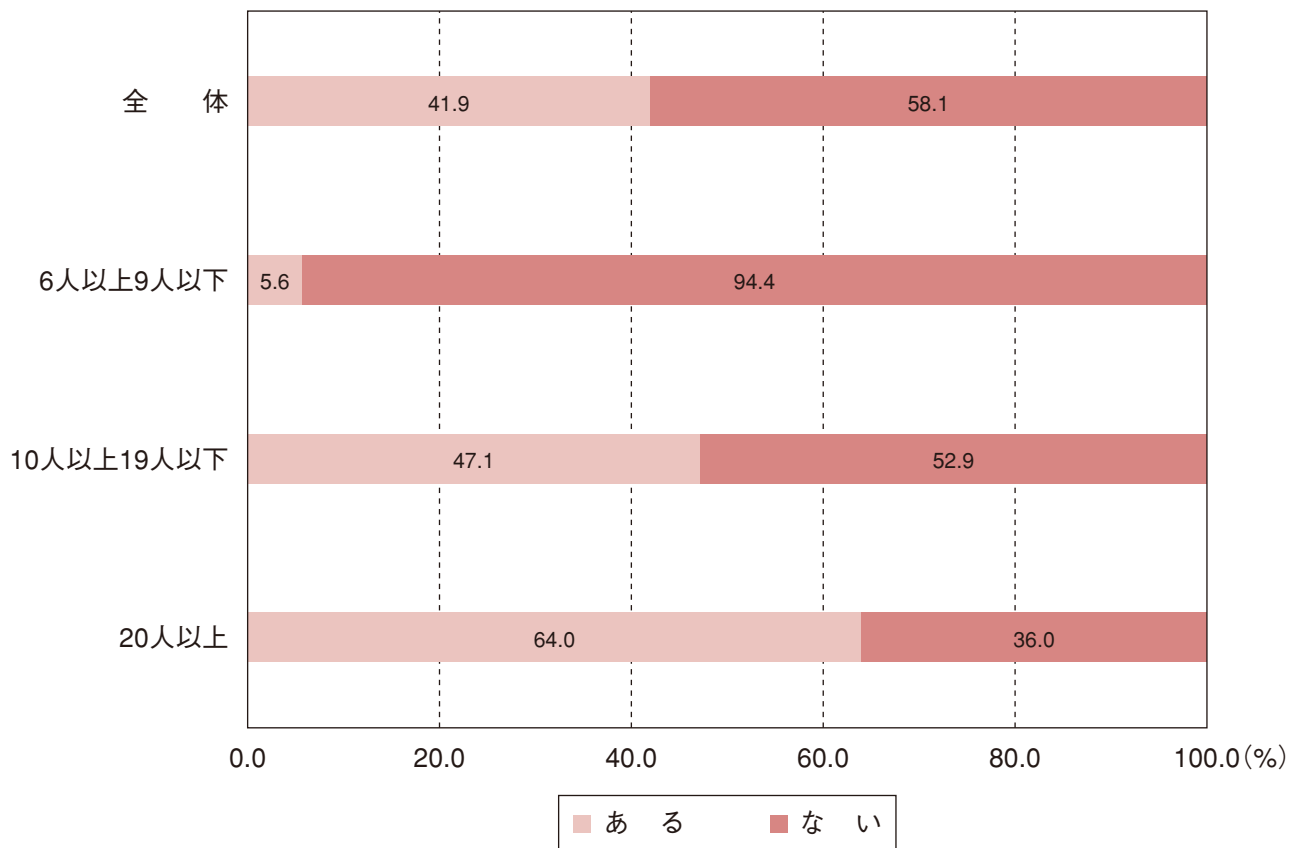
（n=62）



資料：「普通寺市男女共同参画社会に関する事業所アンケート」（2012年）

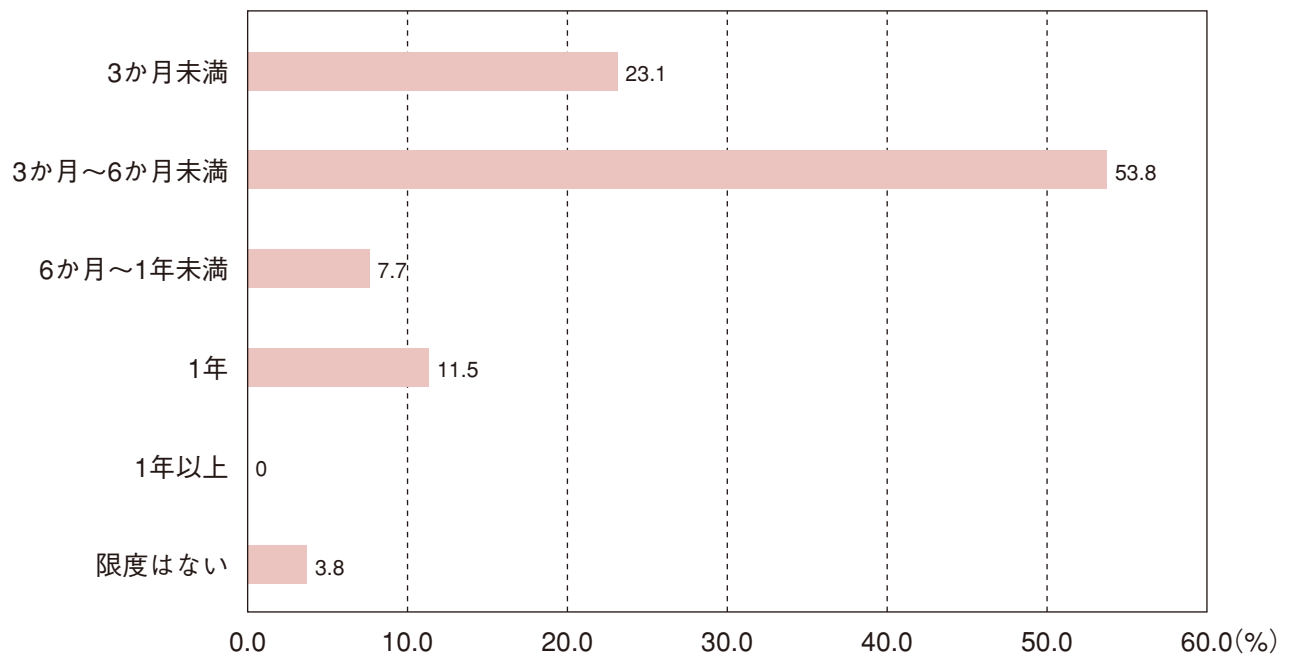
◆ 事業所の介護休業制度の有無について

(n=62)



◆ 介護休業の期間の限度について

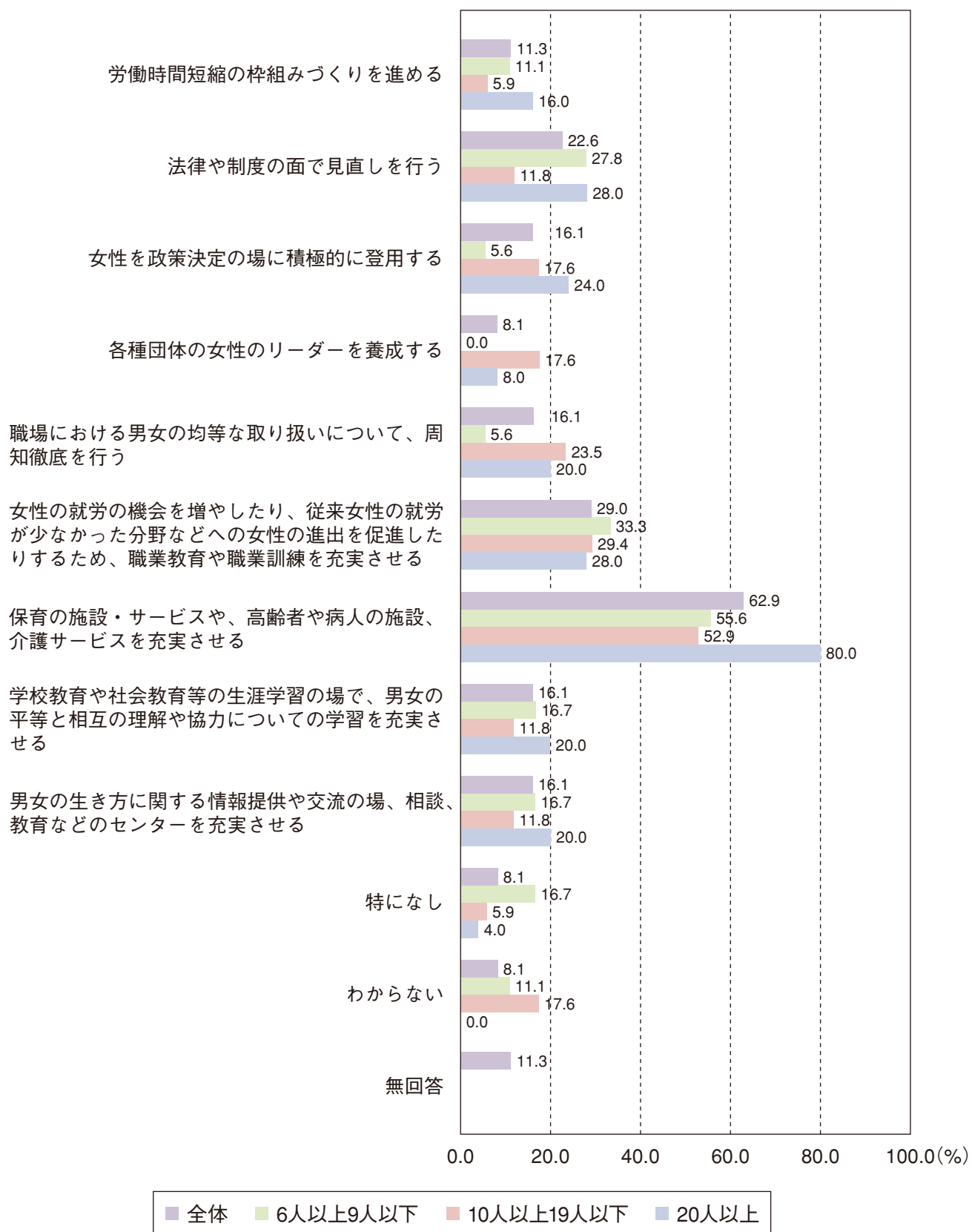
(n=26)



資料：「普通寺市男女共同参画社会に関する事業所アンケート」（2012年）

◆ 男女共同参画社会を形成していくため、今後行政はどのようなことに力を入れることについて（複数回答）

（n=62）



資料：「普通寺市男女共同参画社会に関する事業所アンケート」（2012 年）

■ 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

改正 平成11年 7月16日 法律第102号
同 11年 12月22日 同 160号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(以下略)

■ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1980年7月署名、1985年6月批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であること

を認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子

と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において

行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規

定に拘束されない。

- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

■ 香川県男女共同参画推進条例（平成 14 年 3 月 27 日 香川県条例第 3 号）

改正 平成16年 12月21日 条例第59号

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 7 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 8 条―第 19 条）

第 3 章 香川県男女共同参画審議会（第 20 条―第 25 条）

附則

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女の人権を尊重し、かつ、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組むものとする。
(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における活動とを両立して行うことができる就業環境を整備することその他男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為をしてはならない。

- 一 性別による差別的取扱い。
- 二 セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）
- 三 男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第10条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第11条 県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町に対する支援)

第12条 県は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画の推進に関する計画の策定等に関し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第13条 県は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより男女の委員の数が均衡するよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画を効果的に推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

(体制の整備等)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備に努めるとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第16条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第17条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(相談及び苦情の処理)

第18条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合においては、知事は、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

(被害者の保護等)

第19条 県は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの第7条第3号に掲げる行為（以下「暴力的行為」という。）を受けた者（配偶者からの暴力的行為を受けた後に、離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をし、又はその婚姻が取り消された者であって、当該配偶者であった者から引き続き暴力的行為を受けたものを含む。以下「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の施設の管理者又は職員は、被害者の申出により、暴力的行為をした者（以下「加害者」という。）からの暴力的行為が引き続き行われるおそれがあるとき、その他被害者の保護のために必要があると認めるときは、加害者に対し、被害者との面会及び交渉を禁止し、若しくは制限し、又は被害者の存在を秘匿することができる。

第3章 香川県男女共同参画審議会

(設置)

第20条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、香川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第22条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第24条 審議会は、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

(雑則)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

附 則（平成16年12月21日条例第59号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。



善通寺市人権政策審議会委員名簿

平成24(2012)年4月1日現在

委 員 名	所 属 団 体 等	備 考
富 島 喜 揮	四国学院大学社会福祉学部長補佐	会長
久 利 和 子	民生委員・児童委員(主任児童委員)	副会長
川 田 博 士	部落解放同盟香川県連合会執行委員長	
横 田 一 義	元 香川県職員	
戸 祭 學	善通寺市人権擁護委員	
川 上 剛 志	善通寺市老人クラブ連合会会長	
豊 田 笑 子	善通寺市心身障がい児(者)父母の会会長	
杉 本 孜 子	善通寺市連合婦人会会長	
増 田 由 美 子	善通寺商工会議所女性会会長	
飛 田 由 香	元 かがわ男女共同参画推進員	
泉 端 一 郎	ハローワーク丸亀所長	

敬称略

用語説明

用 語	説 明	掲載頁
あ 行		
一時預かり事業	就労形態の多様化に対する一時的な保育や専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するため、保育所等において子どもを一時的に預かるもの。	32ページ
M字カーブ	女性労働者の年齢階層別の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)をグラフに表すと、30歳代前半をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線という。 M字型曲線は1960年代後半からみられるようになり、日本女性の働き方の特徴である。ノルウェー、スウェーデン、アメリカは逆U字型を示している。日本のこの現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルの表れである。女性に家事・育児を負担させるという性別役割の考え方が根強く残っていることを示し、働き続けるための条件が整っていないことを意味する。 本市においては、「子どもを生み育てたいまち ぜんつうじ」の実現をめざして、住民一人ひとりが協働し、何を達成すべきかを示した行動計画として、「善通寺市次世代育成支援行動計画」を策定した。	10ページ
H I V/エイズ	後天性免疫不全症候群(Acquired Immune Deficiency Syndrome ;AIDS)ヒト免疫不全ウイルス(HIV)が免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす免疫不全症のことで、一般にエイズ(AIDS)の略称で知られており、性行為感染症の一つ。	46ページ
延長保育	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に対応するため、保育所において通常の保育時間を超えて行う保育。	32ページ
か 行		
休日保育	日曜・祝日等の休日に保護者の勤務等により、家庭で保育できない子どものための保育。	32ページ
子育て支援総合コーディネーター	子育て家庭に必要なサービスを適切に提供できるよう地域の子育て支援サービスについて総合調整を行う者。	32ページ
心のバリアフリー	心のバリアは、無知と無関心による偏見と差別の障がい者観、あるいは哀れみや同情の障がい者観を伴っていたが、ノーマライゼーション理念や内閣府が提唱する「共生社会」の視点の浸透などにより、高齢者や障がい者への理解、配慮、思いやり、気軽な声掛け、支援等の重要性が認識され、「心のバリア」が取り除かれること。	49ページ
さ 行		
自主防災組織	災害対策基本法第5条2において規定される「自分たちのまちは自分で守る」という地域住民の連携に基づき、結成される防災組織。	37ページ

用 語	説 明	掲載頁
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。 「「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向報告」 (平成19年(2007)年7月男女共同参画会議:仕事と生活の調和ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会)の定義より	28ページ
人権週間	法務省と全国人権擁護委員連合会が、世界人権宣言が採択されたことを記念して、昭和24(1949)年から毎年12月4日から同月10日までを、「人権週間」と定めており、その期間中、各関係機関及び団体の協力の下、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地においてシンポジウム、講演会、座談会、映画会等を開催するほか、テレビ・ラジオなど各種のマスメディアを利用した集中的な啓発活動を行っている。	53ページ
食育	平成元(2005)年7月15日に施行された食育基本法の中で、①生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの ②さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと位置づけられている。	45ページ
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。(男女雇用機会均等法第21条)	39ページ
善通寺市次世代育成支援 行動計画・後期計画	本市は、少子化が進展する中、すべての子どもの健やかな「育ち」を地域全体で支える「子ども支援」と「子育て支援」を重視して、次世代育成支援の取り組みを進めている。 今後はさらに、次世代育成支援の基本となる地域社会における「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現を図るために、地域の多様な担い手や企業とも今まで以上に子育て支援の目標を共有し、それぞれの役割と責任を明確にしつつ、協働して「未来への希望」の育成を行うことが求められている。 この計画は、「善通寺市次世代育成支援行動計画・前期計画(平成16年度～平成21年度)」を継承する後期計画であり、将来を担う子どもたちが健やかに育つために、地域住民のふれあいと支え合いのもとで、子育ての喜びが実感でき、誰もが安心して子育てすることができる環境づくりを推進すること。	98ページ

用 語	説 明	掲載頁
善通寺市人権教育・啓発の基本指針	国や県では、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、これに基づき人権に配慮した行政施策や人権教育・啓発などを推進している。本市においても、行政・学校・関係機関の連携を図りながら、現状に即した人権教育及び人権啓発の推進、分野別の人権施策の推進など、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を示している。	7ページ
た 行		
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的に推進することを目的として、平成11(1999)年6月23日法律第78号として、公布、施行された。	6ページ
第5次善通寺市総合計画	本市の最上位計画として、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、本市のすべての部門計画の指針となるものであり、基本とすべき理念や将来像、そして、それを実現するための施策の体系・大綱を示し、平成23(2011)年度を初年度、平成32(2020)年度を最終年度とする10か年の長期構想である。	7ページ
男女雇用機会均等法	雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。	6ページ
地域	地域住民の身近な生活圏。都道府県や市町村といった行政区とは異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて、町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定される。	14ページ
ドメスティック・バイオレンス(DV)	同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。近年では、ドメスティック・バイオレンスの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般をさす場合もある。	39ページ
は 行		
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去すること。元来は建築用語として、建物内の段差を無くすなど物理的な障害を除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味にうけとめられ、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障がいの除去という意味でも用いられている。	49ページ
8020(ハチマルニマル)運動	歯及び口腔の健康づくりを図り、80歳で20本以上自分の歯を有することを目的とした運動のこと。	45ページ
病児・病後児保育	病気や病気の回復期で集団保育が困難な子どもを病児・病後児の対応が可能な保育所や病院等に併設した専用施設において一時的に預かるものの。	32ページ

用 語	説 明	掲載頁
ま 行		
マタニティブルー	妊娠初期同様、出産後はホルモン分泌の急激な変化が起こることにより、精神的に不安定になったり、不安を強く感じたりすること。	46ページ
メンタルヘルス	健康のなかで精神的にかかわる健康を保つこと。現代の生活では、労働等の複雑化によるストレス等を要因として精神が疲労し精神疾患等が増えていることから、主に労働衛生の一環としてメンタルヘルスが十分なされるよう求められている。	46ページ
や 行		
有害サイト	暴力等多種多様なものをインターネット上で開示するサイト。	43ページ
ユニバーサルデザイン	いろいろな人にとって利用しやすいデザイン、設計のことをいい、障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰もが利用しやすいような「まちづくり」や「ものづくり」を行っていかこうとする考え方。	49ページ
ら 行		
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	平成6(1994)年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7(1995)年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動要領」において提唱された概念で、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利。	45ページ

善通寺市男女共同参画プラン

発行年月 平成25年 3 月

発 行 善通寺市役所市民部人権課

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

TEL:0877-63-6311 FAX:0877-63-6391

E-mail:jinken@city.zentsuji.kagawa.jp

URL:http://www.city.zentsuji.kagawa.jp/